# 三春町地域防災計画

令和4年3月修正

三春町防災会議

## 目 次

## 第 1 章 総 則

第	1	節	計画作成の目的	1
第	2	節	計画の指標と構成	2
第	3	節	災害の想定	3
		]	□ 想定の基準	3
		2	2 災害の想定	3
第	4	節	計画作成の基礎資料	4
		]	し 町の自然的条件	4
		2	2 町の社会的条件	5
第	5	節	防災計画の修正	6
第	6	節	防災計画の周知	7
第	7	節	防災関係機関等の業務大綱	8
		]	<b>実施責任</b>	8
		2	2 処理すべき事務又は業務の大綱	8
			第 2 章 防災に関する組織	
第	1	節	三春町防災会議	14
第	2	節	自主防災組織	16
		]	し 設置の目的	16
		2	2 組織編成	16
			第 3 章 災害予防計画	
第	1	節	通 則	17
		]		17
		2		17
第	2	節	災害別予防対策	18
		]	. 水 害	18
		2	2 風 害	18
		9	3 火 災	19
		4	1 雪 害	20
		Ę	5 凍霜害	20
		6	6 地震対策	20
		7	7 道路災害	20

第	3	節	15	5災情報通信網の整備	21
			1	三春町防災行政無線の整備、活用	21
			2	防災通信情報網の活用	22
第	4	節	复	記象業務整備計画 ······	23
			1	気象等の予警報	23
			2	三春ダムの放流に伴う警報等	29
第	5	節	1	_砂災害予防対策	32
			1	崩壊防止事業	32
			2	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び	
				山崩れ、土石流等発生危険渓流の指定等	32
			3	土砂災害による被害予防対策	32
			4	急傾斜地崩壊危険区域対策	33
			5	ため池対策	34
第	6	節	朱	导殊災害予防対策	35
			1	危険物等災害予防	35
			2	放射性物質の災害予防対策	36
			3	地下埋設ガス導管災害予防	36
第	7	節	民	<b>巻急輸送路等の指定</b>	37
			1	緊急輸送路線	37
			2	ヘリコプター臨時離着陸場	38
			3	物資受け入れ拠点	38
第	8	節	迢	<b>達難対策</b>	39
			1	避難計画の作成	39
			2	避難所・避難場所の選定等	40
			3	避難路の選定	41
			4	避難確保計画作成	41
第	9	節	要	·	42
			1	社会福祉施設における対策	42
			2	在宅者に対する対策	43
			3	避難所における要配慮者支援	43
			4	外国人に対する防災対策	44
			5	避難行動要支援者名簿の作成	44
			6	避難行動要支援者名簿の利用及び提供	46
			7	避難のための情報伝達	46
			8	避難行動要支援者の避難支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
第	1 0	節	力	ドランティアとの連携	48

1	ボランティア活動の意義	40
1		48
2	ボランティアの種類	48
3	ボランティア団体等の把握、登録等	49
4	ボランティアの受け入れ体制の整備	49
	防災用資機材の備蓄及び点検整備	51
1	応急物資の備蓄	51
2	消防用資機材の整備	51
3	水防資機材の整備	51
4	除雪用資機材の確保	51
5	事業所等における資機材の整備	51
6	保管施設の新設及び拡充	51
第12節	防災教育	52
1	職員に対する防災教育	52
2	町民に対する防災教育	52
3	防災業務に従事する職員の教育	52
4	防災上重要な施設における防災教育	52
第13節	災害対策訓練	53
1	非常招集などの訓練	53
2	消防訓練	53
3	水防訓練	53
4	土砂災害防災訓練	53
5	非常無線通信訓練	53
6	自主防災組織の育成と防災訓練	53
7	総合防災訓練	54
第14節	自主防災組織の整備	55
1	自主防災組織の育成指導	55
2	自主防災組織の編成基準	55
3	自主防災組織の活動	55
4	地区防災計画の作成	57
5	地区防災計画作成報告・協力体制	57
第15節	業務継続性の確保	58
	第 4 章 災害応急対策計画	
第 1 節	通 則	59
1	災害応急対策計画	59
2	災害応急対策の種別	59
第 2 節	災害対策本部組織計画	61

		1	本部の設置基準	61
		2	本部設置の周知	61
		3	町長不在時の対応	62
		4	本部設置場所	62
		5	本部の廃止	62
		6	災害対策本部の組織・編成	63
		7	本部会議及び事務局	67
		8	現地災害対策本部	68
		9	地区災害対策本部	68
第	3	節	職員等の動員配備	70
		1	配備体制	70
		2	活動要領	71
		3	職員の動員配備	74
		4	災害時における職員の服務心得	74
		5	消防団員の動員	75
		6	他の防災機関による要員の確保	75
		7	初動体制	77
第	4	節	災害情報の収集伝達、通信の確保	79
		1	被害報告等の収集	79
		2	災害情報の報告	81
		3	夜間・休日等の被害報告の収集及び通報	81
		4	災害通信	82
		5	県による被災地の情報収集	83
第	5	節	災害広報計画	84
		1	広報担当	84
		2	広報の方法	84
		3	広報の内容	84
		4	災害広報実施のための留意すべき事項	85
第	6	節	避難計画	86
		1	避難の勧告及び指示等	86
		2	警戒区域の設定	90
		3	避難の誘導	90
		4	避難所の設置	92
		5	災害相談対策	95
		6	要配慮者に対する配慮	95
		7	広域的な避難対策	96

第	7	節		救助・救出計画	98
			1	町による救助活動	98
			2	自主防災組織、事業所等による救助活動	99
第	8	節		食糧供給計画	100
			1	災害時の応急供給	100
第	9	節		衣料等物資供給対策	104
			1	給(貸)与対象者	104
			2	給(貸)与の方法	104
			3	義援金・義援物資の取り扱い	105
第	1 (	) 節		給水計画	106
			1	飲料水供給の概要	106
			2	給水方法	106
			3	災害救助法による実施基準	106
			4	住民への周知	107
			5	水道施設の応急復旧	107
			6	給水の記録	107
			7	生活用水の確保	107
第	1	1 節		応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	108
			1	応急危険度の判定	108
			2	応急仮設住宅の供与	108
			3	借上げ住宅等の提供	109
			4	住宅の応急修理	110
第	1 2	2節		医療、助産救護	112
			1	医療救護	112
			2	助産	113
			3	人工透析の供給確保	113
第	1 3	3節		防疫計画	114
			1	災害発生時の防疫体制の樹立及び情報連絡	114
			2	災害防疫活動	114
第	1 4	4 節		災害廃棄物処理計画	116
			1	調査	116
			2	報告	116
			3	廃棄物の処理	117
			4	し尿の処理	117
			5	廃棄物処理施設の確保及び復旧	118
			6	応援体制の確保	118

第1	5節	Ì	遺体の捜索、収容、埋葬	119
		1	遺体の捜索	119
		2	遺体の収容	119
		3	遺体の処理	120
		4	埋葬	120
第1	6節	ß	章害物除去計画	121
		1	障害物の除去	121
第1	7節	Ý	肖防計画	123
		1	目的	123
		2	組織計画	123
		3	消防力等の整備計画	125
		4	調査計画	125
		5	教育訓練計画	126
		6	災害予防計画	127
		7	情報伝達計画	128
		8	火災、風水害等の出動計画	130
		9	応援協力計画	131
第1	8節	7.	水防計画	133
		1	水防組織	133
		2	水防動員	133
		3	水防活動等	133
		4	その他	133
第1	9節	7	文教対策	134
		1	実施責任	134
		2	児童生徒等保護対策	134
		3	応急教育対策	135
		4	社会教育施設、文化財等の応急対策	138
第2	0節	E	緊急輸送計画	139
		1	輸送方法	139
		2	緊急輸送活動の対象	139
		3	車両による輸送	140
		4	航空機による輸送	141
		5	人力による輸送	141
		6	鉄道による輸送	141
		7	輸送に当たっての配慮事項	141
		8	陸上輸送拠点の確保	141

第21節	自衛隊災害派遣要請	142
1	災害派遣要請基準	142
2	災害派遣要請の要求	142
3	災害派遣の活動内容	143
4	災害派遣部隊の受入れ体制	144
5	派遣部隊の撤収要請	144
6	災害派遣に伴う経費の負担区分	144
7	ヘリポートの確保	145
第22節	交通施設応急対策	146
1	実施機関	146
2	主要交通路の確保	146
3	交通支障箇所の通報・連絡	146
4	交通規制等に関する措置	146
5	運転者のとるべき措置	149
6	警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等	150
7	道路の応急復旧	150
第23節	労務供給対策	151
1	労務者の雇用	151
第24節	要配慮者対策	152
1	要配慮者対策	152
2	社会福祉施設等の対策	153
3	障がい者及び高齢者対策	153
4	児童対策	154
5	外国人に係る対策	154
第25節	ボランティアとの連携	155
1	ボランティア団体等の受け入れ	155
2	ボランティア団体等の活動	156
第26節	隣保互助、民間団体活動計画	157
1	公共的民間団体及び町民の自発的な防災組織	157
2	公共的民間団体及び町民の自発的な防災組織との協力体制	157
3	協力業務の内容	157
4	災害時の活動	157
第27節	福島県消防防災ヘリコプター緊急応援要請	159
1	緊急応援要請要領	159
2	緊急運航の要請手続き	160
第28節	公安警備計画	161

			1	災害予防に関する計画	161
			2	災害応急対策に関する事項	161
			3	警察が主体となって実施する警備活動	161
第2	2 9	節	信	電力施設応急対策	163
			1	被害の通報	163
			2	災害時における危険予防措置	163
第:	3 C	) 節	7	ガス施設応急対策	164
			1	応急対策	164
第:	3 1	節	牛	特殊災害応急対策	165
			1	危険物等保安対策	165
第:	3 2	2 節	5	災害救助法の適用等	166
			1	災害救助法の適用	166
			2	災害救助法の適用基準	167
			3	災害救助法の適用手続	168
			4	災害救助法による救助	169
			5	救助費の繰替支弁	173
			6	災害救助法適用における留意点	173
				第 5 章 災害復旧計画	
第	1	節	1	公共施設災害復旧対策	174
			1	実施責任者	174
			2	復旧工事の実施	174
			3	災害復旧事業の種類	174
			4	災害復旧に関する主な法律	175
			5	激甚災害	176
第	2	節	衣	坡災地の生活安定	178
			1	融資制度の充実	178
			2	り災証明書等の交付	179
			3	被災者に対する職業のあっせん	179
			4	国税等の徴収猶予及減免の措置	179
			5	生活保護	179
			6	郵便関係の措置等	
			7	被災者台帳	180
				第 6 章 大規模地震対策計画	
第	1	節	i	計画の目的	181

第	2	節	被害想定	182
第	3	節	地震災害予防対策	183
		1	災害 (地震) に強い安全なまちづくり	183
		2	震災に関する知識の普及	184
		3	地震訓練の実施	186
		4	救出・救護対策	186
		5	消火対策	186
		6	避難対策	187
		7	緊急物資対策	187
		8	上・下水道対策	188
第	4	節	初動体制	189
		1	災害発生時の(職員)動員配備対策	189
		2	災害対策本部の設置及び廃止	191
		3	災害対策本部の組織及び運営	191
		4	現地災害対策本部	191
		5	地区災害対策本部	192
第	5	節	地震災害応急対策	193
		1	救出・救護対策	193
		2	消火対策	193
		3	緊急用道路の確保	194
		4	避難対策	194
		5	緊急物資対策	195
		6	上・下水道対策	196
		7	災害時の広報と生活状況の提供	197
		8	被災建築物応急危険度判定	197
		9	仮設住宅及び応急修理	198
		10	) 被災者の健康管理・精神保健対策	199
		11	ごみ・し尿等対策	199
		12	2 要配慮者対策	201
		13	3 ボランティア対策	202
		14	l 通信・電気・ガス対策	203
		15	5 文教対策	204
		16	6 危険物施設等対策	204
			第 7 章 原子力災害対策計画	
第	1	節	計画の目的	209

第	2	節	被害の想定	210
第	3	節	原子力災害事前対策	211
		]	情報収集・連絡体制等の整備	211
		2	2 緊急事態応急体制の整備	212
		3	3 避難収容活動体制の整備	213
		4	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	213
		5	5 住民等への的確な情報伝達体制の整備	214
		6	6 行政機関の業務継続計画の策定	214
		7	アプログログログ アルス	
			及び国際的な情報発信	215
		8	3 防災訓練等の実施	215
第	4	節	初動体制	216
		]	災害対策本部の設置	216
		2	2 災害対策本部の廃止	216
		3	3 他の災害対策本部等との連携	217
第	5	節	原子力災害応急対策	218
		]	屋内退避、避難収容等の防護活動	218
		2	2 避難対策	218
		3	3 安定ヨウ素剤の予防服用	220
		4	要配慮者等への配慮	220
		5	5 学校等施設における避難措置	220
		6	不特定多数の者が利用する施設等における避難措置	220
		7	'飲食物、生活必需品等の供給	220
		8	3 治安の確保及び火災の予防	220
		Ş	) 飲食物の出荷制限、摂取制限等	221
		1	0 住民等への的確な情報伝達活動	221
第	6	節	原子力災害中期対策	222
		1	放射性物質による環境汚染への対処	222
		2	2 各種制限措置の解除	222
		3	3 損害賠償の請求等に必要な資料の作成	222
		4	. 風評被害等の影響の軽減	222
		5	5 心身の健康相談体制の整備	222

## 資料編

第1章 総則 第1節 計画作成の目的

### 第1章総則

#### 第1節 計画作成の目的

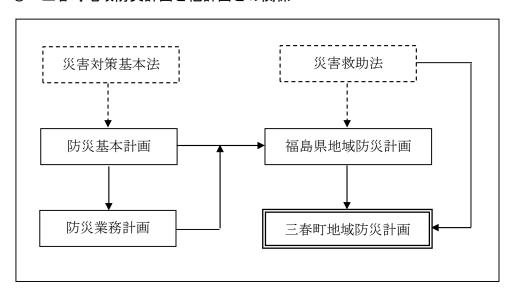
#### 1 目 的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、三春町及び防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務について総合的な運営を計画したものであり、防災機関が災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

#### 2 災害救助法との関係

この計画は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき福島県知事が実施する救助のうち、同法第30条に基づき町長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

#### ◎ 三春町地域防災計画と他計画との関係



#### 第2節 計画の指標と構成

この計画は、関係機関の実施責任を明確にするとともに、関係機関相互の緊密な連携を図るための指標である。

災害は、突発的に不測の事態によって発生し、その実態も複雑多様化しており、災害の予防と応急対策及び復旧に重点をおき、防災活動が迅速かつ適切に行われるよう計画的に実施するための指標とする。

この計画は町の全職員はもとより防災関係機関等に周知するものとし、計画の要旨については、公表し広く周知させるとともに、計画のうち必要と認めるものは、町民の協力を得るものとする。

#### この計画は、

- 第1章 総 則
- 第2章 防災に関する組織
- 第3章 災害予防計画
- 第4章 災害応急対策計画
- 第5章 災害復旧計画
- 第6章 大規模地震対策計画
- 第7章 原子力災害対策計画

とし、この計画に関する資料を「資料編」、例規等を「付属資料」として構成する。

第1章 総則 第3節 災害の想定

#### 第3節 災害の想定

#### 1 想定の基準

災害の種類は、豪雨・豪雪・洪水・台風・地震等の自然現象による災害と火災等の人為 的原因による災害とに大別することができる。

本計画では、災害想定における諸要素を次のとおりとする。

- (1) 台 風 台風が本地方を通過した場合。
- (2) 集中豪雨 同じような場所で、100mm から数百 mm の雨量をもたらす雨。
- (3) 地 震 福島県地震・津波被害想定調査に基づき、第6章「大規模地震対策計 画」によるもの。
- (4) 大 火 災 住宅の密集度を考慮し町内中心部に発生し、約 0.01k m²を消失する 火災。

#### 2 災害の想定

町に発生する災害としては、気象、地勢等の状況からして次の災害が想定される。

- (1) 水 害
- (2) 風 害
- (3) 風水害
- (4) 雪 害
- (5) ひょう害
- (6) 竜 巻
- (7) 風雪害
- (8) 霜 害
- (9) 火 災
- (10)山崩れ
- (11)がけ崩れ
- (12)地 震
- (13)大規模交通災害
- (14) 航空機等墜落災害
- (15)原子力災害

これら災害の近年における発生状況から見ると、4月から6月は水害・火災が多く、7月から9月にかけて水害、8月から10月にかけては、台風の本土通過が多く風水害の発生が多い。また、11月から1月にかけては火災と季節風などの風害、そして2月から3月には突風の災害が発生している。

また、地震災害及び交通機関による大規模災害や航空機等の墜落などによる災害、原子力災害等についての対策も講じることとする。

#### 第4節 計画作成の基礎資料

本節は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、町内における災害の実態を分析し、 問題の究明に努め、これに即応した具体的な対策を定める。

#### 1 町の自然的条件

#### (1) 位置及び境域

福島県のほぼ中央、東経 140 度 29 分・北緯 37 度 26 分に位置し、東は田村市、南西 は郡山市、北は二本松市及び本宮市に接している。

#### (2) 面 積

本町は東西に 12.5km、南北に 15.7kmで、総面積は 72.76k ㎡である。

#### (3) 気 象

本町の気候は、内陸性で冬の降雪は比較的少なく、夏もあまり暑くないため、過ご しやすい。気温、降水量は資料編掲載のとおりである。

#### (4) 災害発生状況

本町における災害の発生状況は、資料編掲載のとおりである。

#### (5) 地 勢

本町は阿武隈山系の西裾に位置し、町のほとんどが標高300~500mの丘陵地で、ゆるやかな山並みが続き、各地区の農用地、集落地等は起伏する丘陵によって分断されている。

河川は、町の最北部を流れる移川、南部を貫流する大滝根川があり、これに注ぐ渓流が多い。さらに、八島川、桜川が町の中央部を流れ、その下流は阿武隈川に注いでいる。

また、国土交通省直轄の高さ 65mの重力式コンクリートダム「三春ダム」が大滝根川下流の大字西方地内にあり、ダム湖(さくら湖)は湛水面積 2.97k ㎡、総貯水量 4,280 万% である。

#### 三春町内の河川延長

等級	水系名	河川名称	総延長
	阿武隈川	大滝根川	7,000m
級河	IJ	桜川	9, 750m
河	IJ	八島川	3, 400m
)11	JJ	移川	2, 750m

#### 2 町の社会的条件

- (1) 人 口 本町の人口は、令和3年11月1日現在で17,210人、世帯数6,465世帯である。
- (2) 交 通 本町の主な交通としては、JR磐越東線、国道 288 号線、磐越自動車道等があり、 いずれも町を東西に横断している。

第1章 総則 第5節 防災計画の修正

## 第5節 防災計画の修正

この計画は、毎年検討を行い、必要があると認めるときは災害対策基本法第42条の規定に基づき修正しなければならない。

第1章 総則 第6節 防災計画の周知

## 第6節 防災計画の周知

この計画は、町の職員はもとより防災関係機関等に周知するものとし、計画の要旨については、公表し、広く周知しなければならない。

#### 第7節 防災関係機関等の業務大綱

#### 1 実施責任

(1) 町及び郡山地方広域消防組合消防本部

三春町及び郡山地方広域消防組合消防本部は、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第1次的責任者として、県関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体並びに町内の公共的団体及び町民の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

(4) 災害協力団体、防災関係団体及び防災上重要な施設の管理者

災害協力団体、防災関係団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 2 処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 町
  - ① 三春町防災会議及び三春町災害対策本部に関する事務
  - ② 防災に関する組織の整備及び育成指導
  - ③ 防災思想の普及及び教育
  - ④ 防災訓練の実施
  - ⑤ 災害用物資及び資材の備蓄整備並びに点検
  - ⑥ 防災に関する施設及び設備の整備並びに点検
  - ⑦ 災害予警報、被害状況その他の災害に関する情報の収集及び伝達
  - ⑧ 災害広報
  - ⑨ 避難対策
  - ⑩ 被災者に対する救護及び救助の実施
  - ⑪ 被災児童及び生徒に対する応急措置
  - ② 水防活動、消防活動その他の応急措置
  - ③ 被災後の清掃、防疫その他の保健衛生に関する応急措置
  - ⑭ 公共土木施設、農地、農林業用施設等に対する応急措置
  - ⑤ 農産物、家畜、林産物等に対する応急措置の指導

- ① 緊急輸送の確保
- ① 災害復旧
- ⑱ 災害相互応援協定等締結市町村への相互応援協力
- ⑩ その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置
- (2) 郡山地方広域消防組合消防本部及び田村消防署三春分署
  - ① 防災に関する組織の整備及び育成指導
  - ② 防災思想の普及及び教育
  - ③ 防災訓練の実施
  - ④ 災害用物資及び資材の保管並びに点検
  - ⑤ 防災に関する施設及び設備の整備並びに点検
  - ⑥ 災害予警報、被害状況その他の災害に関する情報の収集及び伝達
  - ⑦ 災害広報
  - ⑧ 避難対策
  - ⑨ 被災者に対する救護及び救助の実施
  - ⑩ 水防活動、消防活動その他の応急措置
  - ① 緊急輸送の実施
  - ⑩ 危険物の安全及び規制
  - ③ 自主防災組織の育成
  - ④ その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置
- (3) 県関係
  - ① 福島県警察田村警察署
    - ア、災害に関する情報の収集
    - イ、災害広報
    - ウ、避難の指示及び誘導
    - 工、被災者の救出及び救護
    - オ、交通混乱の防止及び避難路・緊急輸送路確保の交通対策
    - カ、犯罪の予防・その他被災地における社会秩序の維持
  - ② 福島県県中地方振興局
    - ア、福島県地域防災計画による所定の業務
    - イ、三春町及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
    - ウ、災害救助法に基づく業務
  - ③ 福島県県中農林事務所福島県地域防災計画による所定の業務
  - ④ 福島県県中建設事務所福島県地域防災計画による所定の業務
  - ⑤ 福島県県中教育事務所福島県地域防災計画による所定の業務
  - ⑥ 福島県県中保健福祉事務所

- ア、福島県地域防災計画による所定の業務
- イ、応急手当及び看護に関する指導
- ウ、食品衛生に関する指導
- エ、その他保健衛生対策
- ⑦ 福島県病害虫防除所福島県地域防災計画による所定の業務
- ⑧ 福島県中央家畜保健衛生所福島県地域防災計画による所定の業務
- ⑨ 福島県三春土木事務所福島県地域防災計画による所定の業務
- ⑩ 福島県県中農林事務所田村農業普及所福島県地域防災計画による所定の業務
- (4) 陸上自衛隊郡山駐屯地
  - ① 災害の応急救護又は応急復旧
  - ② 災害救助
  - ③ 避難の指示及び誘導
  - ④ 災害救助のための物資の無償貸与又は譲与
  - ⑤ 被災者への応急給水及び給食
- (5) 指定地方行政機関
  - ① 農林水産省東北農政局福島県拠点ア、主要食糧の需給対策
  - ② 厚生労働省郡山労働基準監督署
    - ア、工場、事務所等における産業災害の防止についての指導監督
    - イ、労災保険料等の非常取り扱い
    - ウ、被災工場及び事務所に対する救急医療品の配付等
  - ③ 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所及び福島河川国道事務所郡山出張所 ア、所轄国道の維持管理、改修及び災害復旧工事
    - イ、災害時における所轄国道の交通規制
    - ウ、所轄河川区域における水防業務
    - 工、所轄河川の維持管理、改修及び災害復旧工事
    - オ、緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
    - カ、その他の防災所定業務
  - ④ 国土交通省東北地方整備局三春ダム管理所
    - ア、三春ダムの維持管理、改修及び災害復旧工事
    - イ、洪水調節、流水の正常な機能の維持及びさくら湖の水質保全対策
    - ウ、水道用水、工業用水及び灌漑用水の確保及び供給
    - エ、町が行う災害広報の支援
    - オ、緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

- カ、その他の防災所定業務
- ⑤ 関東森林管理局福島森林管理署郡山事務所
  - ア、森林治水による災害予防
  - イ、保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備と管理
  - ウ、災害対策に必要な木材(国有林)の払下げ
- ⑥ 仙台管区気象台(福島地方気象台)
  - ア、気象、地象、地動及び水象の観測並びにその結果の収集及び発表
  - イ、気象、地象(地震にあっては、発生した断層活動による地震動に限る)及び 水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
  - ウ、気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
  - エ、県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
  - オ、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関
  - ① 東日本旅客鉄道株式会社
    - ア、災害の予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
    - イ、鉄道施設の安全な維持管理及び旅客の避難救護
    - ウ、災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保並びに災害時の応急輸送対策
  - ② 東日本電信電話(株)福島支店
    - ア、災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧
    - イ、応急措置の実施に関する通信設備の優先的利用
  - ③ 日本通運株式会社 郡山支店
    - ア、災害応急復旧対策のための各機関からの車両借上要請に対する配慮
  - ④ 東北電力株式会社 郡山営業所
    - ア、電気供給設備の被害調査並びに早期復旧の実施及び危険防止措置
    - イ、災害時における危険予防措置等の広報活動
  - ⑤ 福島交通株式会社 郡山支社
    - ア、災害時における救助物資、人員の輸送及び避難等の輸送の協力
    - イ、災害時における車両の運行規制及び運行状況の広報
    - ウ、災害時における応急輸送対策及び施設等の被害調査並びに災害復旧
  - ⑥ 日本郵便株式会社三春郵便局、三春八幡町郵便局、三春駅前郵便局、中妻郵便局、 中郷簡易郵便局
    - ア、災害時における郵便ハガキ等の無償交付及び郵便の輸送確保
  - ⑦ 東日本高速道路株式会社
    - ア、災害の予知情報、高速道路通行止め等の広報
    - イ、道路の安全な維持管理
    - ウ、災害時の緊急路対策
  - ⑧ 一般社団法人福島県 L P ガス協会郡山支部
    - ア、プロパンガスの安全取り扱い方法の普及及び災害時の緊急燃料の調達

- ⑨ 日本赤十字社関係団体
  - ア、医療、助産その他の救助の実施
  - イ、義援金品の募集及び配分
  - ウ、災害時の防災ボランティアの受入れ及び配置協力
- ⑩ 東日本電信電話(株)以外の通信事業者(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株))
  - ア、電気通信施設の整備及び防災管理
  - イ、災害非常通信の確保及び気象予報の伝達
  - ウ、被災電気通信施設の復旧
- (7) 災害協力団体及び防災関係団体
  - ① 農業協同組合、農業共済組合等農林関係団体
    - ア、町が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力
    - イ、農作物、林産物等の災害応急対策についての指導
    - ウ、被災農家に対する融資又はその斡旋
    - エ、共同利用施設の災害応急対策及び復旧
    - オ、飼料、肥料等の応急対策
  - ② 商工会等商工業関係団体
    - ア、商工業関係の被害調査及び応急対策の指導
    - イ、被災商工業者に対する融資斡旋の協力
    - ウ、災害時における物価安定についての協力
    - 工、救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保の協力及びこれらの斡旋
  - ③ 田村医師会、郡山医師会
    - ア、医療及び助産活動の実施
    - イ、防疫その他の保健衛生活動の協力
    - ウ、救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
  - ④ 田村歯科医師会
    - ア、医療活動の協力
    - イ、保健衛生活動の協力
  - ⑤ 田村薬剤師会
    - ア、医療、助産、防疫等の保健衛生活動に必要な医薬品、その他衛生材料の調達
  - ⑥ 交通安全協会三春町連合会等交通安全関係団体
    - ア、避難時の安全確保及び誘導並びに応急対策実施のための交通規制の協力
  - ⑦ 自主防災組織等自治組織
    - ア、地域における住民の避難誘導、被災者の救護、防疫活動、防犯等に関する協力 イ、町が実施する応急対策についての協力
  - ⑧ 各地区消防後援隊
    - ア、町が実施する応急対策についての協力
  - ⑨ 各自衛消防隊

- ア、事業所の自主防災体制の強化確立及び近隣災害の応急措置
- ⑩ 三春建設業組合、三春町建築工業組合、三春建築大工業組合等建設業者 ア、災害時における緊急輸送路の確保、障害物の除去、仮設住宅の建設その他災害 応急措置の協力
- ① 一般輸送業者
  - ア、災害時における緊急救助物資、人員の輸送及び避難等の輸送力の確保
- ⑫ 報道機関
  - ア、防災知識の普及並びに気象の予警報、被害状況その他の情報の周知 イ、災害応急対策の周知及び報道
- ③ 三春町社会福祉協議会
  - ア、災害ボランティアの受付及び被災者のニーズ収集
  - イ、町が実施する応急対策についての協力・後方支援
  - ウ、被災者への生活必需品等の支給
- ⑭ 三春町電気工事組合
  - ア、公共施設等における電気設備等の復旧活動及び電気に係る事故の防止

## 第2章 防災に関する組織

#### 第1節 三春町防災会議

三春町防災会議は、三春町の地域における防災行政を総合的かつ有機的連携のもとに運営するための組織として、災害対策基本法第16条及び三春町防災会議条例(昭和37年条例第24号)の規定に基づき、町長を会長として構成する機関である。

この組織は、三春町の地域にかかる防災に関し、三春町及び町域公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務を包括するもので、所掌事務は次のとおりである。

- 1 三春町地域防災計画及び三春町水防計画を作成し、その実施を推進する。
- 2 三春町水防計画を審議すること。
- 3 その他法律又はこれに基づく政令及び権限に属する事務を行う。

## ◎三春町防災会議組織構成

♥二谷町防火去餓粒戦構成																				
役職名		機関名	委 員・職 名	条例区分																
会 县	長	三 春 町	三春町長	第3条第2項																
		指定地方行政機 関の職員	国土交通省三春ダム管理所長	第3条第5項第1号																
			県知事の部内の 職員	福島県県中地方振興局長 福島県三春土木事務所長 福島県県中農林事務所田村農業普及所長	第3条第5項第2号															
	•	県警察の警察官	田村警察署長	第3条第5項第3号																
<b>-</b>		三春町の部内の職員	三春町副町長 三春町総務課長 三春町財務課長 三春町企工選長 三春町住民課長 三春町代健福社課長 三春町保健福社課長 三春町子産業課長 三春町建設課長 三春町建設課長 三春町世企業局長 三春町教育課長 三春町大涯学習課長 三春町養会事務局長	第3条第5項第4号																
委員	員	教育委員会	三春町教育委員会教育長	第3条第5項第5号																
		消防団長及び広 域消防分署長	三春町消防団長 郡山地方広域消防組合田村消防署三春分署長	第3条第5項第6号																
																_	-	指定公共機関又 は指定地方公共 機関の職員	東日本旅客鉄道(株)三春駅長 (株)NTT 東日本-東北 福島支店 郡山エリア支店長 東北電力(株)郡山営業所長 日本郵便㈱三春郵便局長	
		町長が必要と認 める者	三春町議会議長 三春町立三春病院長 三春地区自主防災代表(三春町区長会長) 沢石地区自主防災会長(沢石地区代表区長) 要田地区自主防災会長(要田地区代表区長) 御木沢地区自主防災会長(御木沢地区代表区長) 岩江地区自主防災会長(岩江地区代表区長) 中妻地区自主防災会長(中妻地区代表区長) 中郷地区自主防災会長(中郷地区代表区長) 中郷地区自主防災会長(中郷地区代表区長) 三春町社会福祉協議会事務局長 福島民報社田村支局長 三春町婦人会会長 三春町赤十字奉仕団委員長 三春町在住防災士	第3条第5項第8号																

#### 第2節 自主防災組織

#### 1 設置の目的

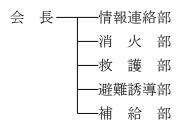
災害対策基本法第7条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、 町内会、行政区等を単位として設置されており、町内では7地区の自主防災会が活動し ている。

#### 2 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定められている。一例を示すと次のとおりである。

なお、具体的な編成基準及び活動基準は「第3章 第14節自主防災組織の整備」のと おりである。

◎例示 (八島台自主防災会の例)



第3章 災害予防計画 第1節 通則

## 第3章 災害予防計画

#### 第1節 通 則

#### 1 災害予防計画

災害予防計画は災害の発生を未然に防止するために行う事務又は業務とする。

#### 2 災害予防計画の種別

災害予防計画は次のとおりとする。

- (1) 災害別予防対策
- (2) 防災情報通信網の整備
- (3) 気象業務整備計画
- (4) 土砂災害予防対策
- (5) 特殊災害予防対策
- (6) 緊急輸送路等の指定
- (7) 避難対策
- (8) 要配慮者予防対策
- (9) ボランティアとの連携
- (10) 防災用資機材の備蓄及び点検整備
- (11) 防災教育
- (12) 災害対策訓練
- (13) 自主防災組織の整備

第3章 災害予防計画 第2節 災害別予防対策

#### 第2節 災害別予防対策

#### 1 水害

水害を防止するため、次の事業及び施設の整備を行うものとする。

#### (1) 治山

荒廃山地の復旧、水資源又は災害防備林の造成に関する治山事業は、保安施設事業及び地すべり防止工事により、流域保全に重点をおき、砂防計画等との総合的な調整を十分考慮し、上流山地の土砂流出防止を図るとともに、災害防止に努める。

災害につながるおそれのある林地の無秩序な開発、土砂採取を規制する。この規制は、保安林については森林法等関係法令により、許可の際に防災措置を講じるよう規制する。普通林についても、森林法、採石法、宅地造成等規制法令等関係法令による規制のほか、行政的に防災措置の実施を指導する。

#### (2) 河川

町内中央部を流れる桜川については、八島川合流点から上流の町市街地部における河川改修が完了し、過去度々発生した河川氾濫の危険は小さくなったが、近年のゲリラ豪雨などに対応するため河川管理者である県との連携を図るとともに、八島川合流点から下流の河川改修の推進に努める。

また、桜川は火災等有事の際に有効水利となるほか、市街地における桜川沿いの町並みは城下町の雰囲気を色濃く残していることから、地域住民や消防団並びに県と連携を図り維持管理や利活用及び美化活動に努める。

桜川以外の河川についても、今後災害が予想される箇所については、県と密接な連携により、災害予防の見地から改修及び維持補修に努める。

#### (3) 水路

現在、下水道整備事業が推進されているが、水質汚濁、浸水等を解消するまでには至っていない。したがって下水道整備を早急に進めるとともに、災害予防の見地から既存水路改修により流下速度の確保、流水停滞の防止等の対策が望まれ、維持管理については次の点に留意する。

#### ◎留意点

- ① 水路への破損部分、脆弱部分のあるところは出水に備え補修することが必要である。
- ② 地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小部分については、十分点検管理を行い、災害を未然に防止しなければならない。
- ③ 水路内に塵芥等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないよう措置する。また、関係機関、団体及び住民との一致協力体制による塵芥の除去清掃運動等を推進する。
- ④ 地震発生時における亀裂、破損個所等の調査を行うことが必要である。

#### 2 風害

風害を予防するため、次の事業を行う。

(1) 風害防止事業

① 農作物の生産増強並びに農地の保全を期するため、寒冷季節風等が常時あたる地域 に対し、防風林等の造成に極力努めるものとする。

② 宅地造成事業やその他の公共事業等の実施にあたっても、自然防風林の残置に極力 努めるものとする。

#### 3 火災

火災を未然に防止し、又は火災による災害の拡大防止を図るため、次の措置を講じる。

(1) 防火意識の高揚と予防対策の指導

住宅の過密化、町民生活の多様化、危険物需要の拡大等により、火災発生及びこれ に伴う多大の人的、物的被害が生じることが予想される。

このため、消防力の強化はもちろん、消防水利の適正な配置により「消防水利の基準」の達成を図るとともに、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努め、また町民にあっては、一人ひとりが火災の発生防止、初期消火通報避難等について、十分な理解と努力をすることが最も肝要である。

- ① 一般家庭の火災予防を主眼として、年間春秋2回、全国一斉に実施される火災予防 運動のほかに、郡山地方広域消防組合で実施している火災予防運動や各種防災訓練 等を通じ、消火器具等の取り扱い方法を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ るなど、その効果を高めるよう努力する。
- ② 地域住民の自主的な防火防災活動組織の育成を図るため、地域ぐるみ、住民ぐるみの積極的な取り組みと、共同連帯意識に基づく組織の中から、町民の防火意識の高揚を図る。
- ③ 高齢者世帯の増加等を考慮し、要配慮者に対する隣保相互扶助の精神に沿った火災予防指導の徹底に努める。
- ④ 一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用火災警報 器等の住宅用防災機器等の普及に努める。特に、住宅火災による被災の危険性が高 い寝たきり又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住 宅防火診断等を実施する。
- (2) 防火対象物の防火体制の強化

多数の者が利用する防火対象物は、火災発生時における人命の危険が特に大きい。 このため、防火対象物の火災予防については特に防火管理者の選任等、人的面と消防 設備等、物的面の両面から強化する必要がある。

- ① 火災予防の目的を実現するため、積極的な立入検査を行い、火災発生の危険と人命の危険を排除するよう努めるとともに、法令違反者に対しては行政措置を講じ、違反の早期是正に努める必要がある。
- ② 防火対象物の防火管理体制を確立するため、防火管理者の再教育を含めて指導の強化と消防用設備等の維持管理のための点検及び報告制度の遵守を強く指導することが必要である。
- ③ 建築同意制度等の活用

町は、消防署と連携のうえ、建築物を新築、増改築等計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう、消防法第7条に基づく建築同意及び届出にかかる建築物に対する防火上効果的な運用を図る。

#### 4 雪害

降雪又は積雪による災害を予防するため、別に定める「三春町除雪事業実施要領」により対策を行うものとする。

※ 資料編参照

#### 5 凍霜害

凍霜害については、別に定める「三春町防霜対策本部設置要綱」により対策を行うものとする。

※ 資料編参照

#### 6 地震対策

第6章「大規模地震対策計画」による。

#### 7 道路災害

(1) 危険地区の点検

地すべり崩土及び落石のおそれのある地区、路肩軟弱及び路面損壊の箇所、河川水 衝部等、道路災害発生の予測される地区を巡回点検し、危険状態の早期発見に努める。

(2) 危険地区に対する措置

道路災害発生のおそれのある危険地区に対しては、国、県と協議し防災工事の促進を図る。

#### (3) 交通施設

都市計画街路は災害時の避難場所となり、火災に対しては延焼及び飛び火等を防止する防火帯であると同時に消火活動の場でもあり、かつ応急救助活動の交通、輸送に最も重要な施設である。

このため、道路の整備と交通混雑緩和のための計画路線の設定及び交通安全上必要な施設整備に努め、日頃の交通安全運動をもって、自然災害における避難及び救助の防災対策とする。

#### 第3節 防災情報通信網の整備

災害時に地域の状況を迅速かつ的確に把握し、適切な災害情報を住民に伝達することを 目的に、防災通信情報網を整備・活用する。

#### 1 三春町防災行政無線の整備、活用

#### (1) 三春町防災行政無線整備の概要

三春町の防災行政無線の整備状況は、平成2年3月に移動系の基地局2局、陸上移動局18局を整備し災害時の情報収集連絡等に活用している。

しかし、平成6年12月にそれまで防災上にも活用していた町内の有線放送が廃止 されたことにより、適切な災害情報を住民に伝達するという課題が残された。

防災業務を適切に推進するためには、住民の安否情報、避難指示などの情報を住民 に伝達することが必要不可欠となった。

このため、情報伝達体制の確保を図り、住民の安全を守ることを目的とした固定系の防災行政無線の整備を平成8年度~平成9年度の2か年事業で実施した。

平成24年度には、屋外拡声子局を地区集会所等に増設するとともに、既存の3箇所を再送信子局として整備することにより、難聴地区の解消を図り、情報伝達体制の改善を行った。また、災害対策本部と各地区の屋外拡声子局との双方向通信も可能となり、通信手段の拡充に努めている。

平成28年度には、戸別受信機のデジタル化を図り全世帯に設置を完了し、町内の 事業所等へも設置を行い、情報伝達体制の強化を図っている。

#### ◎ 三春町防災行政無線局の整備台数

(令和3年11月現在)

区	別	局 数	備考
固定系 (平成9年7月 7日運用開始)	屋外受信拡声 子局	22	町役場、沢石小学校(再送信子局)、南成田字丸 塚、御木沢地区公民館、岩江小学校(再送信子 局)、中妻地区公民館(再送信子局)、滝桜、町 民体育館、城山、青石集落センター、垢潜集落 センター、北成田公会堂、山田集会所、上舞木 集会所、下舞木集会所、下舞木南部集会所、斎 藤集会所、西方集会所、中郷地区交流館、芹ヶ 沢集会所、狐田集会所、根本集会所
	戸別受信子局	5,600	全世帯設置
	遠隔制御局	2	役場総務課、警備室

#### (2) 三春町防災行政無線

防災行政無線システムは一秒を争う緊急事態が発生した場合に備える、町内全域を一つに結ぶ無線通信システムである。

平常時においては、町の行政に必要な連絡通信回線として活用できるが、災害時にあっては、迅速・的確な災害情報の提供、被害情報の提供、被害情報の収集伝達手段とし

て活用する。

このことから、今後も防災行政無線設備の整備充実に努める。

#### 2 防災通信情報網の活用

○ 福島県総合情報通信ネットワークシステム

福島県総合情報通信ネットワークは、衛星系と地上系による2ルート化、電源装置の 二重化が確保され、音声、ファクシミリ、データ、映像等の情報を高速、大容量で伝送 できる。

このため、一般行政用はもとより災害時のデータ通信等幅広い用途の活用を図る。

○ 全国瞬時警報システム(Jアラート)

全国瞬時警報システムとは、地域衛星通信ネットワークを用いて、地方公共団体の防 災行政無線を起動し緊急地震速報などを伝達するものである。

三春町においても、平成22年度に整備が完了し、平成23年度から運用を開始して おり、緊急の情報については、町防災行政無線を自動起動し、町内全域に情報を伝達す る。

○ 緊急速報メール (エリアメール)

緊急速報メールは、気象庁が配信する緊急地震速報のほかに、市町村独自で緊急情報を配信できるものであり、区域内にいる携帯電話所有者に対し、情報伝達することができる。

三春町においても、平成24年度に導入を開始し、避難に関する情報など緊急の情報について、町内のdocomo、au、softbankいずれかの携帯電話所有者に対し情報伝達する。

○ SNSの活用

SNS (三春町の公式LINE) を活用し、避難に関する情報など緊急の情報や町の情報を配信する。

防災行政無線

屋外放送や戸別受信機に、緊急時の放送を流し、情報提供を行う。 国民保護やエアラートについては、自動起動で放送が流れる。

○ ホームページ

避難に関する情報など緊急の情報や町の情報を配信する。

#### 第4節 気象業務整備計画

#### 1 気象等の予警報

気象業務法に基づく気象等の予警報は、福島地方気象台から行われる。

(1) 注意報の種類及び内容

#### ◎ 注意報の種類と発表基準

(令和3年11月現在)

種類	
風雪注意報	風雪によって災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ・雪を伴い、平均風速 12m/s 以上
強 風注意報	強風によって災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ・平均風速 12m/s 以上
大 雨注意報	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ・表面雨量指数基準が8以上、土壌雨量指数基準が70以上
洪 水 注意報	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ・桜川流域の流域雨量指数基準が7.8以上、大滝根川流域の流域雨量指数基準が21.7 以上、八島川流域の流域雨量指数基準が7.7以上 また、桜川流域の複合基準(6,6.3)以上、八島川流域の複合基準が(6,6.2)以上
大 雪 注意報	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ・12 時間の降雪の深さが平地で 10cm 以上、山沿いで 20cm 以上
雷注意報	落雷により被害が予想される場合
融 雪注意報	融雪により被害が予想される場合
乾 燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ①最小湿度 40%、実効湿度 60%以下で、風速 8m/s 以上 ②最小湿度 30%、実効湿度 60%以下
濃 霧 注意報	濃霧によって、交通機関に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、視程が 100m 以下
霜注意報	早霜、晩霜等に、おおむね最低気温が 2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)
低 温 注意報	(夏)低温のため農作物に著しい被害が予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ・最高最低、又は平均気温が平年より 4℃~5℃以上低い日が数日以上続くとき (冬)低温のため水道凍結等大きな障害が予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ・最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき
着雪(氷) 注意報	大雪注意報の条件下で、気温が-2℃より高い場合

※表面雨量指数:表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で 地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ 溜まっているかを数値化したもの。

※土壌雨量指数:土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯ま

っている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の 領域ごとに算出する。

※流域雨量指数:流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※複合基準: (表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

※平地:標高が概ね300m未満、山沿い:標高が概ね300m以上

#### (2) 警報の種類及び内容

#### ◎ 警報の種類と発表基準

種類	発 表 基 準
暴風警報	平均風速が 18m/s 以上で重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
暴風雪 警 報	平均風速が 18m/s 以上で雪を伴い、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、三春町では次の条件に該当する場合。 ・表面雨量指数基準が16以上、土壌雨量指数基準が105以上になると予想される場合。 ・土砂災害の危険が高まった場合、土砂災害警戒情報が発表される。
洪水警報	洪水によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、三春町では次の条件に該当する場合。 ・桜川流域の流域雨量指数基準が 9.8 以上、大滝根川流域の流域雨量指数基準が 27.2 以上、八島川流域の流域雨量指数基準が 9.7 以上
大雪警報	大雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、12 時間の降雪の深さが 平地で 25cm 以上、山沿いで 35cm 以上

※特別警報:暴風、暴風雪、大雨、大雪が特に異常であるため重大な災害が発生 するおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報。

注意報、警報(特別警報)はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。 また新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は 自動的に解除、又は更新されて新たな注意報、警報に切り替えられる。

#### ① 水防活動用の注意報及び警報

ア、水防活動用注意報 大雨注意報・洪水注意報をもって代える イ、水防活動用警報 暴風警報・大雨警報・洪水警報をもって代える

#### ② 気象情報等

気象情報について

気象等の予報について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、 特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等 に発表される

#### ア、記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水

量)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

#### イ、土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(湯川村を除く)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県(河川港湾総室)と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

#### ウ、竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

#### エ、早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。 大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

#### オ、流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。 避難判断にはこの情報も活用する。

#### ③ その他の情報等

#### ア、火災気象通報

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況 通報の一部として福島地方気象台により通報される。

#### イ、地震情報

震度1以上を観測した地点、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を「各地の震度に関する情報」により発表する。さらに、県内にて震度4以上を観測した場合等には「地震解説資料」を発表する。

なお、 町は町内で震度 4 以上の地震情報を受理したときは、直ちに町民等に 伝達するとともに、避難の指示等の必要な措置を行う。

## ④ 警報等を補足し、避難判断等に用いる情報

(防災情報提供システムや気象庁ホームページで提供され、能動的に取得すべき情報) ア、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」(うす紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3 に相当。
- ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
- ※「極めて危険」(濃い紫):警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用。

土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災害)が発表されたときには、土砂災害警戒 判定メッシュ情報で、濃い紫色のメッシュ内の土砂災害危険箇所・土砂災害警戒 区域等では、過去の土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況(人命や身体に 危害を及ぼす土砂災害が既に発生していてもおかしくない状況)となるため、こ の状況に達するまでに赤色や薄い紫色のメッシュを活用して避難を完了してお くことが重要。

#### イ、浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)

1km 四方の領域(メッシュ)ごとに短時間強雨などによる浸水害発生の危険度を5段階に判定した結果を表示しており、危険度の高まりを面的に把握することができる。危険度は10分ごとに更新される、1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報(浸水害)等の基準値に到達したかどうかで表示される

大雨警報 (浸水害) が発表された場合は、危険度分布で赤色以上の危険度で 示された範囲に、避難情報の発令を検討する。

## ウ、洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河 川)の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、

26

洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することがでる。10分ごとに更新される3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、地図上で河川流路を概ね1kmごとに危険度を5段階に判定し、色分け表示している。

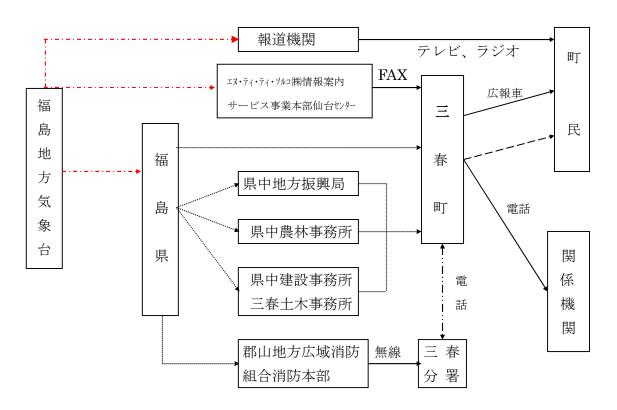
赤色の危険度が出現した場合には、重大な洪水害が発生するおそれがあるため、当該河川の水位が水防団待機水位等を越えていれば高齢者等避難を検討する。薄い紫色の危険度が出現した場合には、重大な洪水害が発生するおそれが赤色よりもさらに高まると予想されており、当該河川の水位が氾濫注意水位等を越えていれば避難の発令を検討する。 濃い紫色の危険度が出現した場合、流域雨量指数の実況値が過去の重大な洪水害発生時に匹敵する値にすでに到達したことを示し、すでに重大な洪水害が発生しているおそれが高い極めて危険な状況となっているため、緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用する。

#### (3) 注意報、警報等の伝達体制及び方法

気象、水防、火災等に関する予警報及び災害情報の収集、伝達などを迅速、的確に 行うための伝達は次のとおりとする。

① 伝達体制及び伝達方法

ア、町の気象警報等情報伝達体制



 凡例
 福島県総合情報通信ネットワーク
 ----- 気象通信系

 ----- 三春町防災行政無線
 ---- 補助的伝達

## イ、伝達方法

(a) 福島県又はエヌ・ティ・ティ・ソルコ㈱CEO 本部情報案内部門仙台センターから通報された警報等は、平常時の執務時間中は自治防災グループが受信し、町民・関係機関に伝達し、執務時間外及び土曜日、日曜日、祝祭日は宿日直員が受信し、町民・関係機関に伝達する。

また、災害対策本部が設置された後は、総務部が受信し、町民・関係機関に 伝達する。

- (b) 警報等を受信したときは、直ちに関係担当に連絡する。
- (c) 一般町民等に対する伝達方法は、あらかじめ伝達責任者、伝達の方法等を定め、 次のいずれかの方法により、迅速かつ的確に行う。
  - i 町防災行政無線による伝達
  - ii 広報車による伝達
  - iii 警鐘及びサイレンによる伝達
  - iv 三春ダム管理所へ依頼し、所管の警報設備による伝達
  - v テレビ・ラジオ等の放送機関への依頼による伝達

なお、消防団等の関係機関に対する伝達については、連絡先名簿により電話連絡を行う。

# ウ、気象予警報の受信

職員は、福島県又はエヌ・ティ・ティ・ソルコ㈱情報案内サービス事業本部仙台センターから通報された警報等を受信し、町内の関係機関団体へ伝達することはもちろんのこと、普段から、ラジオ、テレビ等を活用し積極的に気象情報の収集に努める。

#### ② 雨量、水位等情報の収集

雨量、水位等の情報は、福島県総合情報ネットワークシステムより収集するとともに、三春町役場雨量観測計、国土交通省三春ダム雨量観測所、県三春土木事務所雨量観測計、県三春土木事務所雁木田水位計等の情報も収集し、町内の主要河川等の水位などの状況を常に把握する。

③ 一般町民に対する周知徹底

災害発生が予想される地域住民並びに関係団体等にも、町防災行政無線や町広報車・SNS(町の公式LINE)・ホームページ等により周知徹底する。

# 2 三春ダムの放流に伴う警報等

特定多目的ダム法第32条に基づき実施する三春ダムの洪水調節に伴う放流の関係 機関への通報、通知及び下流沿川警報は、三春ダム管理所から行われる。

(1) 通報、通知、警報の種類及び内容

種類	音報の種類及Uでは存 発 表 基 準
洪水警戒体制の	三春ダム管理所は次のいずれかに該当する場合、洪水警戒体制を執
通知	り、関係機関に通知を行う。
	・福島地方気象台から郡山市、田村市、三春町において、降雨に関す
	る注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
	・台風の中心が東経 135 度から 144 度の範囲内において、北緯 32 度
	に達し、東北地方に降雨をもたらす進路を取ると予想され、洪水の発
	生が予想されるとき。
	・三春ダムの流域内において、連続雨量が40ミリメートルに達し、
	さらに降雨が続き、洪水の発生が予測されるとき。
	・その他、三春ダム管理所長が必要と認めるとき。
放流開始の通知	三春ダム管理所は、一定量以上の放流を行うことで、河川の水位に変
	化を生ずると認められる場合は、放流を行う1時間前までに関係機
	関に通知を行うとともに、一般への周知を行う。
放流量増加によ	三春ダム管理所は、気象の変化等によりダムへ流入する水量(流入
る急激な河川水	量) が増加し、ダムからの放流量を増加させる必要が生じた場合にお
位上昇の通知	いて、下流河川に急激な水位の変動を生じると認められる場合は、放
	流量を増加させる1時間前までに関係機関に通知するとともに、一
	般への周知を行う。
洪水調節開始の	三春ダム管理所は、流入量が増加し洪水量(100m3/s)に達した場合
情報	は、その情報を関係機関に通知するとともに、一般への周知を行う。
計画規模を超え	三春ダム管理所は、ダムの洪水調節容量を超える異常洪水となると
る洪水(異常洪	予想され、計画規模を超える洪水時の操作(異常洪水時防災操作)に
水)時の操作に関	移行する可能性がある場合、3時間前までに関係機関に通知するとと
する情報	もに、一般への周知を行う。
計画規模を超え	三春ダム管理所は、ダムの洪水調節容量を超える異常洪水となると
る洪水(異常洪	予想され、計画規模を超える洪水時の操作に移行する可能性がある
水)時の操作に関	場合、操作を行う1時間前までに関係機関に事前通知するとともに、
する事前通知	一般への周知を行う。
計画規模を超え	三春ダム管理所は、ダムの洪水調節容量を超える異常洪水となると
る洪水(異常洪水)味の場が開始	
水) 時の操作開始 の通知	に通知するとともに、一般への周知を行う。 
計画規模を超え	   三春ダム管理所は、計画規模を超える洪水時の操作 (異常洪水時防災
る洪水(異常洪	三春ダム官垤別は、計画規模を超える供が時の操作 (乗吊供が時的火 操作) を終了した時は、速やかに関係機関に連絡するとともに、一般
水) 時の操作終了	探信/ を終うした時は、歴代がに関係機関に連絡することもに、一般   への周知を行う。
の情報	- ^^ hi VH で   1 ~ 0
洪水調節の終了	   三春ダム管理所は、洪水調節を終了した時は、速やかに関係機関に連
の情報	
洪水警戒体制解	三春ダム管理所は、洪水警戒体制を解除した場合には、速やかに関係
除の情報	一番アム自生がは、深か音が体間を併放した場合には、迷くがに関係   機関に連絡するとともに、一般への周知を行う。
1547 : 5 114 116	MADA: = ~ E/H / & C C O! = \ /4\ \ \ \ /2\/\ldot\/ \ \ \ /2\/\ldot\/ \ \ /2\/\ldot\/ \ \ \ /2\/\ldot\/ \ \ \ /2\/\ldot\/ \ \ \ /2\/\ldot\/ \

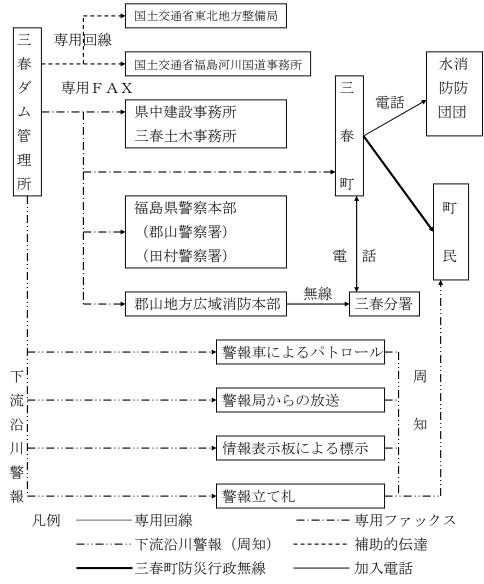
29

特別防災操作に 関する情報提供 生する恐れがあり、下流自治体等から依頼がありダムへの貯留が可能と判断され放流量を大幅に減ずる操作(特別防災操作)を実施する場合は、速やかに関係機関に通知するとともに、一般への周知を行う。

## (2) 国土交通省直轄ダム三春ダム放流警報の伝達体制及び方法

三春ダムからの放流に伴う通報の周知を図り、放流による河川での災害及び事故の防止を図るため、関係機関による「三春ダム放流通報連絡会」を組織し放流情報の収集、 伝達体制を次のとおり確立する。

## ① 伝達体制系統図



#### ② 伝達方法

三春ダム管理所から通報された警報等の伝達方法は、本節「1 気象等の予警報(3) 注意報、警報等の伝達体制及び方法①伝達体制及び伝達方法イ伝達方法]を準用する。

# ③ 一般町民に対する周知徹底

一般町民に対する周知徹底は、本節「1 気象等の予警報(3)注意報、警報等の伝達体制及び方法③一般町民に対する周知徹底」を準用する。

# (3) 三春ダム放流警報所(町域に関係のある施設のみ掲載)

番号	警報所の名称	警報所の位置	警報の種類			
田夕	<b>音 +以</b> /// >>/1/1///		スピーカー	サイレン	注意灯	電光表示板
1	三春ダム警報所	三春町大字西方 字中ノ内地内	0	0	0	
2	西方警報所	三春町大字西方 字向山地内	0	0	0	0
3	上河原警報所	三春町大字斎藤 字上河原地内	0	0	0	
4	惣角地警報所	三春町大字斎藤 字惣角地地内	0	0	0	
5	荒井警報所	郡山市荒井町 字川前地内	0	0	0	

# (4) 三春ダム放流通報連絡会関係機関名簿

番号	機関名	委 員 役職名	幹 事 役職名	住所	電話
1	東北地方整備局 三春ダム管理所	所 長	管理係長	三春町大字西方 字中ノ内 403-4	0247-62-3145
2	東北地方整備局 福島河川国道事 務所	所 長	調査第1課長	福島市黒岩字榎平 36	024-546-4331
3	福島県 県中建設事務所	所 長	管理課長	郡山市麓山 1-1-1	024-935-1456
4	福島県 三春土木事務所	所 長	業務課長	三春町大字熊耳 字下荒井 176-5	0247-62-3151
5	郡山市	市長	河川課長	郡山市朝日 1-23-7	024-924-2701
6	三 春 町	町 長	総務課長	三春町字大町 1-2	0247-62-2111
7	福島県警察本部	警備課長	対策官	福島市杉妻町 2-16	024-522-2151
8	福島県 郡山警察署	災害対策課長	災害対策 課次席	郡山市城清水 23	024-922-2800
9	福島県 田村警察署	署長	地域交通 課長	三春町大字熊耳 字下荒井 194	0247-62-2121
10	郡山地方広域消 防組合消防本部	消防長	通信指令 課長	郡山市堂前町 5-16	024-933-4640

## 第5節 土砂災害予防対策

土石流、地すべり、崖崩れ、山崩れを包合した総合土石流による災害を防止するため、 次の事業及び対策を行うものとする。

#### 1 崩壊防止事業

地形、地質及び降雨量との関係から山地が崩壊する危険性のある箇所について監視を 実施するとともに、関係機関に対し、地すべり防止工、又は植林等、治山事業の実施を 要望する。

# 2 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び山崩れ、土石流等発生危険渓流の指定 等

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂 災害防止対策の推進に関する法律(以下、土砂災害防止法という。)第6条の規定によ り、県知事が指定する。
  - ◎三春町における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
    - ※ 資料編参照
- (2) 土石流危険渓流、それに準ずる渓流については、福島県総合土石流対策基本計画の 指定を受けることとする。また、指定された区域について監視を実施するとともに、 その他の山崩れ、地すべりなどの危険箇所の調査を継続的に行う。
  - ◎三春町における土石流危険渓流、それに準ずる渓流
    - ※ 資料編参照
- (3) 砂防指定地とは、土砂が流失したり、または流失のおそれのある地域で治水上砂防の必要が認められる土地について、砂防法第2条により、国土交通大臣が指定する。
  - ◎三春町における砂防指定地
    - ※ 資料編参照

#### 3 土砂災害による被害予防対策

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等の住民への周知 土砂災害の被害を予防し、軽減するため、警戒区域ごとの土砂災害ハザードマップ を作成し警戒区域等内住民に対し、警戒区域等の範囲、避難場所、避難ルート等の周 知徹底を図る。
- (2) 情報の収集及び伝達系統の確立 住民に対しては、大雨や台風等の情報や土砂災害警戒情報を町防災行政無線等によ り漏れなく伝達するとともに、現地状況の情報収集、伝達を消防団の伝達体制により 確立する。
- (3) 警戒避難体制の確立

災害が発生する恐れがある場合や災害時要配慮者が避難行動を開始する必要がある と認められた時には、避難を開始する。

災害が発生し、または発生しようとする相当量の降雨があった場合、又はあると判断される場合は、時期を失することなく住民に避難指示をする。

また、避難指示がなくとも住民が自主的に避難できるよう体制を確立するとともに、自主防災組織の強化を図る。

#### (4) 三春町の気象通報等情報伝達体制

警報(土砂災害警戒情報)発表 ─→ 防災行政無線等 ─→ 住民

 $\downarrow$ 

関係機関 (消防団等)

 $\downarrow$ 

パトロール及び住民への周知

#### (5) 伝達方法

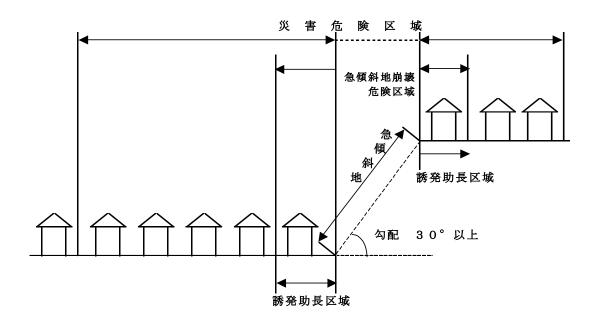
伝達方法は、本章第4節「気象業務整備計画1. 気象等の予警報(2)注意報、警報等の伝達体制及び方法 ①伝達体制及び伝達方法 イ伝達方法」を準用する。

## 4 急傾斜地崩壊危険区域対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域等の指定

急傾斜地崩壊危険区域の指定を受け、広報等を通じて周知するとともに現地への標 識設置をし、地域住民等に周知徹底を図る。

# A-A' 断面



- (2) 三春町の急傾斜地崩壊危険箇所
  - ※ 資料編参照
- (3) 三春町の急傾斜地崩壊危険区域
  - ※ 資料編参照
- (4) 三春町の土砂災害特別警戒区域及び警戒区域
  - ※ 資料編参照
- (5) 対策事業

災害を未然に防止するため、関係機関と連携して危険箇所の対策事業を促進する。

# 5 ため池対策

(1) 防災重点ため池の選定

国の選定基準により、町が選定を行い、広報等を通じて周知するとともにハザードマップを作成し、地域住民等に周知徹底を図る。

- (2) 三春町の防災重点ため池選定箇所
  - ※資料編参照
- (3) 対策事業

災害を未然に防止するため、緊急時の対応に必要な情報収集、監視体制の強化、施設機能の適切な維持、補強に向け関係機関と連携して危険箇所の対策事業を促進する。

# 第6節 特殊災害予防対策

#### 1 危険物等災害予防

関係行政機関及び関係事業所等は、危険物の爆発、火災等による災害を防止するため、 次の対策を講じる。

- (1) 石油類等の災害予防
  - ① 危険物保管施設等保安対策
    - ア、危険物取扱所等の所有者、管理者に対し、施設、設備の維持管理、防災規程及 び自衛防災組織の保安についての指導監督を行う。
    - イ、関係機関は必要に応じ立入検査、質問若しくは危険物に対する規制指導を行う。
    - ウ、新しい防災資機材、新技術などの導入を図り、高度化、効率化を図る。
    - 工、高度化された防災資機材などを効率的に使用できる防災要員の育成を図る。
    - オ、法令の定めによる危険物取扱者等の責任体制の確立を図る。
    - カ、危険物取扱関係者に対する保安教育の徹底を図る。
  - ② 危険物輸送対策
    - ア、容器、積載方法等の基準厳守を指導強化する。
    - イ、危険物運搬車両の安全運転の励行等について指導するとともに、関係機関による予防査察及び違反車両(危険物規制に関する政令等に基づく)の取締りを行う。
  - ③ 消火薬剤及びオイルフェンス、油処理剤等の資機材の緊急輸送対策、消防機関・関係事業所等における防災資機材の保有状況、化学消防車、その他の化学消防施設の 実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。
- (2) 火薬類の災害予防

火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取り扱い を規制することにより、火薬類の災害を防止する。

(3) 有害物質による災害予防

事業活動又は事故等により、流出した特定有害物質又は排出された煤煙により、人体に重大な危害を及ぼすことのないよう次の予防措置を実施する。

① 常時監視

煤煙等による大気の汚染及び著しい水質の悪化に対し、煤煙及び水質検査等の実施を強化するなど常時監視する体制を整備する。

② 警報等の発表

大気等の汚染状況が、人体に著しい障害を与えるおそれがある場合は、県と協議のうえ、注意報又は警報を発表する。

③ 協力要請及び勧告

特定有害物質が流出し、又は流出するおそれがある場合並びに大気汚染が悪化した場合は、当該特定物質又は煤煙に関係する事業者等に対し、公害関係法令に基づき、排出の防止又は減少措置について必要に応じ勧告する。

## (4) 高圧ガス災害予防

高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費、取り扱い並びに容器の製造、取り扱いを規制するとともに安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガスによる災害を防止する。

#### 2 放射性物質の災害予防対策

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取り扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取り扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止する。

- (1) 火災の発生及び延焼のおそれがある場合には、その防止に努めるとともに、直ちに消防機関に通報する。
- (2) 放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、施設の内部にいる者等に 避難するよう勧告する。
- (3) 放射線障害を受けた者等に対する救出避難等の緊急措置をとる。
- (4) 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- (5) 汚染が生じた場合、その放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には移転する。
- (6) その他必要な防止措置を講じる。

## 3 地下埋設ガス導管災害予防

道路の掘削、その他の工事等に起因する可燃性ガス等の導管からのガス漏れ、火災、 爆発等の大規模なガス事故の防止を図る。

#### (1) 保安対策

- ① 工事の実施に当たっては、ガス事業者、消費機関等との連絡を密にし、導管の保護 方法、埋戻方法等について協議のうえ、工事の安全確保に努める。
- ② 導管を埋設したときは、必ず気密試験を実施し、その位置を明示する等の措置を講じる。

# 第7節 緊急輸送路等の指定

町は、地域内における緊急輸送を確保するため、緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸 場及び物資受け入れ拠点を指定する。

緊急輸送路に指定された施設の管理者(ヘリコプター臨時離着陸場を除く。)は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。

## 1 緊急輸送路線

- (1) 福島県指定
  - ① 第1次確保路線(町域に関連のある路線のみ抜粋)

種別	路線名	区間
高速自動車道	磐越自動車道	いわき JCT〜新潟県境

② 第2次確保路線(町域に関連のある路線のみ抜粋)

種 別	路線名	区間
国道	288号線	全線

- ③ 第3次確保路線
  - 三春町内に福島県指定の第3次確保路線はない。
- (2) 三春町指定
  - ① 第1次確保路線

A) I DOMEDONALION	T	
種別	路線名	区間
国道	国道288号	郡山市境~田村市境
	飯野三春石川線	本宮市~郡山市境
	本宮三春線	大町~郡山市境
主要地方道	郡山大越線	郡山市境~田村市境
	須賀川三春線	国道288号~郡山市境
	浪江三春線	国道288号~田村市境
	阿久津舞木停車場線	国道288号~郡山市境
	門沢三春線	飯野三春石川線~田村市境
	本宮常葉線	本宮市境~田村市境
, 加目 '苦	実沢要田線	浪江三春線~本宮常葉線
一般県道	二本松三春線	本宮三春線~郡山市境
	斎藤下行合線	郡山大越線~郡山市境
	三春日和田線	本宮三春線~郡山市境
	谷田川三春線	国道 288 号~郡山市境
	町道山田鷹巣線 (広域農道)	郡山市境~郡山市境
その他	町道下舞木山田線、町道南菖	国道 288 号~町道山田鷹巣線
	蒲ヶ作線、町道山田クルミヤ	(広域農道)
	ツ線	

② 第2次及び第3次確保路線は、今後逐次指定を行う。

# 2 ヘリコプター臨時離着陸場

番号	所 在 地	名 称	管 理 者
1	三春町大字貝山字泉沢 100	三春町営運動場	教育長
2	三春町大字北成田字柳沢 210-2	北部地域ヘリポート	三春町長
3	三春町大字貝山字馬場 58	三春町避難広場	三春町長
4	三春町大字滝字中田地内	原石山駐車場	三春町長

※ヘリコプターの操縦士の判断により、町内の小・中学校の校庭等に離着陸することがある。

# 3 物資受け入れ拠点

番号	所 在 地	名 称	管 理 者
1	三春町大字貝山字泉沢 100	三春町防災施設管理棟	三春町長

# 第8節 避難対策

火災、風水害等の災害から町民の生命財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、 避難路等の整備を進めるとともに、町民等への周知徹底を図るものとし、また、学校、病 院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計 画を作成するものとする。

また、高齢者等避難、避難指示等について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び、避難所の施設整備、運営管理体制等についてもマニュアルの作成に務めるものとする。

## 1 避難計画の作成

(1) 町の避難計画

町は、緊急避難場所及び避難所として指定する施設の管理者その他関係機関と協議 し、次の事項を内容とした避難計画を作成するものとする。

し、例の事項を自合とした避難可回をFMXy るものと y る。			
1 高齢者等避難、避難指示を行う基準			
2 高齢者等避難、避難指示の伝達方法			
3 指定緊急避難場所及び指定避	葉難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者		
4 指定緊急避難場所及び指定過	発難所への経路及び誘導方法		
5 避難所開設に伴う被災者救 護措置に関する事項	<ul><li>(1)給水措置</li><li>(2)給食措置</li><li>(3)毛布、寝具等の支給</li><li>(4)衣料、日用必需品の支給</li><li>(5)負傷者に対する応急救護</li><li>(6)ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援</li><li>(7)在宅避難者への支援</li></ul>		
6 避難所の管理に関する事項	<ul><li>(1)避難所の管理者(原則として町職員)及び運営方法</li><li>(2)避難受け入れ中の秩序保持</li><li>(3)避難者に対する災害情報の伝達</li><li>(4)避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底</li><li>(5)避難者に対する各種相談業務</li></ul>		
7 避難所の整備に関する事項	<ul><li>(1)受け入れ施設</li><li>(2)給食施設</li><li>(3)給水施設</li><li>(4)情報伝達施設</li><li>(5)トイレ施設(仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等)</li><li>(6)ペット等の避難施設</li></ul>		
8 要配慮者に対する救援措置 に関する事項	(1)情報の伝達方法 (2)避難及び避難誘導 (3)避難所における配慮等 (4)デイサービスセンターの活用等 ※なお、要配慮者に対する救援措置については、民生・児童委員、 消防団、自主防災組織、ボランティア団体等との連携についても考		

第3章 災害予防計画 第8節 避難対策

	慮するものとする。
9 避難の心得、その他防災知 識の普及啓発に関する事項	(1) 広報誌、掲示板、パンフレット等の発行 (2) 標識、誘導標識等の設置 (3) 住民に対する巡回指導 (4) 防災訓練の実施や防災マップ作成・配布等

- (2) 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画
  - ① 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、または居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るものとする。
  - ② 各施設の管理者は、町及び関係機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により避難体制の確立に万全を期すものとする。
  - ③ 学校においては、児童、生徒を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定めるものとする。
  - ④ 病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定めるものとする。
- (3) その他の防災上重要な施設の避難計画

ビル、駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮したうえで、避難場所、経路、時期並びに指示伝達の方法等について定めておくものとする。

#### 2 避難所・避難場所の選定等

避難計画の避難所・避難場所の選定基準は概ね次のとおりとする。

- (1) 避難所の選定基準
  - ① 避難所における避難者1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。
  - ② 避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
  - ③ 避難所は、がけ崩れや浸水などの危険のないところとする。
  - ④ 原則として耐震構造(昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの)の耐火・準耐火建築物で、できる限り生活面での障害が除去(バリアフリー化)された公共施設とすることが望ましい。
- (2) 避難場所の選定基準
  - ① 避難場所は、安全が確保され、必要な規模を備えているか、地域の実情に応じて選定する。
  - ② 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、一次避難場所、広域避難場所を避難路の選定と合わせて確実に避難が可能となるように体系立てた選定を行う。
  - ③ 学校のグランド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定個所等と重複しないように調整する。
- (3) 避難地区分けの実施

第3章 災害予防計画 第8節 避難対策

① 避難地区分けの実施は、実情に応じて定めるものとするが、できるだけ主要道路、 鉄道、河川などを横断して避難することを避けるものとする。

- ② 避難地区分けにあたっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。
- ③ 避難人口は、夜間人口によるが、昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の収容能力に余裕をもたせる。
- (4) 学校を指定する場合の措置

学校を避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意し、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法(教員の役割を含む。)等について事前に協議を行っておく。

(5) 福祉避難所を指定する場合の措置

※福祉避難所の指定については、P43「3 避難所における要配慮者支援」参照

(6) その他の施設の利用

指定した避難所で不足する場合には、三春町商工会との協定に基づき、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、日頃から連携を図っておく。

#### 3 避難路の選定

避難計画の避難路の選定基準等は、概ね次のとおりとする。

- ◎避難路の選定基準
- (1) 避難路は、概ね8m以上の幅員とするが、この基準に拠り難いときは地域の実情に 応じて選定する。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど、安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により、避難路が使用不可能となった場合を考慮し、 複数の道路を選定する。

#### 4 避難確保計画作成

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律の改正があり、地域防災計画に、要配慮者利用施設として位置付けられた施設の所有者又は管理者は、洪水や土砂災害の発生するおそれがある場合、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成及び避難訓練の実施が法律における義務となる。

# 第9節 要配慮者対策

災害において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時に犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくため、次の対策を行うものとする。

## 1 社会福祉施設における対策

#### (1) 施設等の整備

社会福祉施設の管理者は、利用者が寝たきり高齢者や障がい者(児)等であり、災害時においては移動の問題等などから「避難行動要支援者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

#### (2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ 的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計 画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制は、職員が手 薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を 十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住 民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じ た協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。

#### (3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、緊急連絡体制を整備する。

#### (4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や 災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実 施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態(パニック)、感情のマヒ、無力感等の症状(心的外傷後ストレス障害(PTSD))の顕在化に備え、症

状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

## 2 在宅者に対する対策

(1) 情報伝達体制の整備

町は、一人暮らしの高齢者、要介護高齢者、障がい者、要介護者の安全を確保する ため、災害時の通報システム等による情報伝達体制の整備に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、 地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高め るよう努める。

(3) 支援体制及び避難用具等の整備

町は、発災時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者を把握し、避難支援者や避難経路等を定めた個別の避難計画を避難行動要支援者ごとに作成しておくなど、避難誘導体制の整備に努めるものとする。

特に、発災初期においては、町をはじめとする防災関係機関の対応が著しく制限されることから、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、自主防災組織等において避難行動要支援者の所在をあらかじめ把握しておき、発災時においては、地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

#### 3 避難所における要配慮者支援

(1) 避難所における物理的障壁の除去(ユニバーサルデザイン化)

町が避難所として指定する施設は、生活面での物理的障壁の除去(ユニバーサルデザイン化)された公的施設とすることを原則とするが、やむをえずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努めるものとする。

(2) 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行うもの(ガイドヘルパー)の派遣等、要配 慮者の避難所生活における要望を把握するため、避難所等に要配慮者等のための相談 窓口を設置できるよう努めるものとする。

(3) 福祉避難所の指定

(1)及び(2)に配慮し、避難所生活における要配慮者(身体等の状況から社会福祉施設等に緊急入所する者を除く)の負担が少しでも軽減されるよう、町は、あらかじめ福祉避難所を指定する等の事前準備に努めるものとする。また、福祉避難所を指定した場合には、その所在や避難方法等について、要配慮者を含む地域住民に周知する

とともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得る必要がある。

なお、実際に福祉避難所として活動した場合には、特別な配慮のために必要な費用が災害救助法の適用により支弁される。その適用範囲は、概ね次のとおりである。

- ① 10人の対象者に1人、相談等に当たる介助員等を配置するための費用
- ② 対象者に配慮した簡易便器等の器物及びその他日常生活上の支援に必要な消耗機材の費用

## 4 外国人に対する防災対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置づけ、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人登録時等の多様な機会に防災対策の周知に努めるものとする。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所・避難所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練、防災教育の実施
- (4) 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育の指導、支援

#### 5 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成する。

(1) 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- ① 要介護認定3~5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者(心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く)
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持するもので単身世帯の者
- ⑤ 町の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で自主防災会が支援の必要があると認めた者
- (2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、 又は記録する。

氏名

- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- (3) 要配慮者情報の利用及び取得
  - ① 庁内での情報集約

避難行動要支援者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、 関係部局で把握している要介護高齢者、障害者等の情報を集約する。

② 都道府県等からの情報の取得

避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第49条の10第4の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対して、町が把握していない要配慮者の情報の提供を依頼する。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新と共有

町は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、6ヶ月に一度程度避難行動要支援者名簿の情報の確認を行うとともに、日頃から以下の方法により、避難行動要支援者の把握に努める。名簿を更新した場合は、避難行動要支援者名簿を情報提供している避難支援等関係者にも定期的に周知する。

① 転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障害者等が、新たに転入してきた場合、関係部局はその情報を名簿の作成・管理を行う部局へ連絡する。

② 要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障害者等が、要介護認定等の変更により、新たに避難行動要支援者の要件に該当するようになった場合や避難行動要支援者の要件を満たさなくなった場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

③ 死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

④ 長期入院・入所

避難行動要支援者が社会福祉接等へ長期入所したことを把握した場合、関係部局は その情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

#### (5) 個別計画の策定

町は、自治防災組織や民生委員、社会福祉協議会等に避難行動要支援者と避難支援 等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整を行うコーディネー ターとしての協力を得て、それらのものと連携しつつ、一人ひとりの個別計画の作成 内容や進捗状況、フォローアップ状況を把握し、実効性のある避難支援等がなされる よう、個別計画の策定を進める。

## 6 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

避難行動要支援者名簿は、町が行う避難支援等の実施のために内部で利用するとともに、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、避難行動要支援者本人から同意を得た上で、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者名簿の情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる機関等と し、災害発生時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

- ① 消防機関
- ② 民生児童委員
- ③ 町社会福祉協議会
- ④ 自主防災会組織
- ⑤ 行政区長
- ⑥ 社会福祉事業者
- (7) その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者
- (2) 適正な管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行う。

- ① 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ② 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ③ 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- ④ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内 部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者に限定するよう指導する。
- ⑥ 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- (7) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

#### 7 避難のための情報伝達

町は、災害が発生するおそれがある場合は、「三春町避難指示等の発令基準」に基づき、 避難指示等を適切に発令し、その発令に当たっては要配慮者が円滑に避難できるよう以 下の事項に留意して行う。

(1) 高齢者等避難の発令・伝達

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たっては、適切に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。その発令・伝達に当たっては、高齢者、障がい者等にもわかりやすい言葉や表現を使って行う。

## (2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時等は、迅速かつ着実に避難指示が伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線、広報車による情報伝達に加え、携帯端末等による緊急速報メールを活用するなど複数の手段を組み合わせること。または、避難行動要支援者の特性に応じて、ファックスやSNSなどあらゆる手段を活用して情報伝達を行う。

## 8 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、災害発生時には、避難支援等関係者が、あらかじめ町から提供された避難行動要支援者名簿を基に避難支援等を行うとともに、町は平時からの情報提供について同意していない避難行動要支援者についての情報も、避難支援等関係やその他の者に提供し、避難支援等の協力を要請する。

- (1) 避難支援等関係者はあらかじめ町から提供された避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。
- (2) 避難支援等関係者等の安全確保措置

町は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。

47

# 第10節 ボランティアとの連携

大規模な災害発生時には、国内外から多くの善意の支援申し入れが寄せられることが想定される。このことから、町、県及び関係機関、団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等の役割を担う必要があるため、ボランティアの受け入れ体制を整備する。

## 1 ボランティア活動の意義

大規模な災害が発生した場合、行政では対応できない被災者のニーズや、きめ細かなニーズに対しては、ボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。こうした災害時におけるボランティア活動が円滑に、かつ効果的に行われるよう、町はその受入れ体制を整備するものとする。

## 2 ボランティアの種類

災害時におけるボランティアは、概ね次のとおりに区分される。

- (1) 専門ボランティア
  - 専門的知識・技術や特定の資格を有する者
- (2) 一般ボランティア
  - (1)以外の支援活動に従事する者
- (3) ボランティアコーディネーター
  - (1)、(2)の把握並びに被災者ニーズとの調整、管理等を担う者

また、ボランティア活動の内容については、行政が実施すべき応急対策の補完的な 役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものである。そのため、 ボランティアを円滑に受け入れ、その特性を把握し、効果的な支援活動へ導くために は、ボランティアコーディネーターの担う役割は大きい。町は、県及びボランティア 関係団体等と連携を図りながら、ボランティアコーディネーターの養成について検討 しておくものとする。

#### ◎ 災害時におけるボランティアの種類

区分	主な活動内容	
専門ボランティア	① 医療ボランティア (医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護	
	師等)	
	② 福祉ボランティア(手話通訳、介護等)	
	③ 心のケアボランティア (心理カウンセラー、相談員等)	
	④ 通訳ボランティア (語学、手話等)	
	⑤ 建築物危険度判定(応急危険度判定士)	
	⑥ 土砂災害危険箇所の調査(斜面判定士)	
	⑦ 救援・救助ボランティア(消防・警察業務に知識、経験のあ	
	る者)	
	⑧ 無線ボランティア (アマチュア無線等)	
	⑨ その他、特殊な技術を有する者	
一般ボランティア	救援物資の整理、仕分け、配分	
	① 避難所の運営補助	
	② 炊き出し、配送	
	③ 清掃、防疫	
	④ 要配慮者への生活支援補助	
	⑤ その他、危険のない作業	
ボランティア	① 行政とボランティア間の調整	
コーディネーター	② 被災者のニーズの調整	
	③ その他、調整に必要な作業	

## 3 ボランティア団体等の把握、登録等

災害発生と同時に全国各地からボランティアの申し出がなされることが予想される。 これらのボランティアは組織化された集団ではない場合も多く、個々のボランティア活動を把握することは困難であると思われる。

そのため、町は日本赤十字社福島県支部、三春町社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努めるものとする。

また、町民への災害ボランティア活動の普及促進、並びに登録制度についても検討していくものとする。

## 4 ボランティアの受け入れ体制の整備

#### (1) 町からの情報提供

被災地域外からのボランティアは、活動を行うにあたり被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのか等の、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、町は、地域におけるボランティアコーディネート機能を有するボランティア団体等と連携を図りながら、災害対策本部の中にボランティア団体に対する情報提供の窓口を設けるなど、情報提供に努めるものとする。

なお、情報提供の際には、医療、土木などの専門的な知識、技能を有した職員を配置するなどして対応するものとする。

#### (2) コーディネート体制の整備

町は、町社会福祉協議会等のボランティア関係団体と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を確立しておくものとする。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また自発性に基づくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、ボランティア関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。

また、町は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設についても、あらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・ 運営訓練等を実施するものとする。

#### (3) ボランティア保険

町は、災害時におけるボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図る。

また、町は、ボランティア募集を行った場合等のボランティア保険の公的助成について検討する。

# 第11節 防災用資機材の備蓄及び点検整備

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材のうち、備蓄されたものについては災害時に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう、常時整備点検を行い、備蓄できないものについては、業者等と調達について協議し、物資輸送のための応急経路を定めるなど入手方法を確立しておく。

### 1 応急物資の備蓄

町の関係機関は、災害対策本部におけるそれぞれの事務分掌に応じ、次のとおり応急 物資を備蓄しておくものとする。

- (1) 非常用食糧、衣料、飲料水等の備蓄、整備
- (2) 救護用品の備蓄、整備
- (3) 防疫用品の備蓄、整備
- (4) その他必要な物資の備蓄、整備

## 2 消防用資機材の整備

「三春町消防計画」の定めるところにより、消防用資機材の整備を図るものとする。

## 3 水防資機材の整備

「三春町水防計画」の定めるところにより、水防用資機材の整備を図るものとする。

#### 4 除雪用資機材の確保

「三春町除雪事業実施要領」に基づき、町道の全路線確保及び国県の広域除雪体制の 確立を目指し、除雪の委託、現有資材の備蓄整備を実施する。

#### 5 事業所等における資機材の整備

事業所、公共施設等においては、それぞれの業務の態様に応じ、防災計画及び関係法令の定めるところにより、消火設備、避難設備、太陽光発電設備及び蓄電池の点検、整備を図るものとする。また、消火剤、その他必要な防災資機材の備蓄、整備を図るものとする。

#### 6 保管施設の新設及び拡充

逐次、防災用資機材を整備拡充し、その保管施設についても新設及び拡充を図り、災害時において完全に使用できるよう適正な配置を計画する。

第3章 災害予防計画 第12節 防災教育

## 第12節 防災教育

防災諸活動の効果をあげるためには、関係職員はもとより、広く一般町民に対しても常 に防災知識の普及に努め、その理解と協力を得なければならない。

## 1 職員に対する防災教育

簡易な気象、消防の知識、町の防災体制、災害救助措置などについて、研修会、講習会などを適宜開催し、災害時における判断力の養成、あるいは防災上必要な知識の習得及び技術の向上を図る。

## 2 町民に対する防災教育

- (1) 学校教育及び社会教育において、学習内容に防災教育を組み入れ、防災に関する知識の普及と向上を図る。
- (2) 町民に対しては、広報みはる、町ホームページ、SNS、報道関係等を通じて広報 するとともに、必要に応じ

パンフレット、チラシなどを配付し、防災意識の高揚を図る。

(3) 自主防災組織などの協力を得て、座談会、映画会、研修会、講演会を積極的に開催し、防災知識の周知徹底を図る。

## 3 防災業務に従事する職員の教育

- (1) 教育の内容
  - ① 気象、地質の知識
  - ② 災害の種別と特性
  - ③ 防災体制と対策
  - ④ 災害関係法令
- (2) 教育の方法

必要に応じ外部講師の招へい、各研修機関での研修会への参加、または町独自で職員の研修に努める。

#### 4 防災上重要な施設における防災教育

町及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館等の不特定多数の者が利用する施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るものとする。

第3章 災害予防計画 第13節 災害対策訓練

## 第13節 災害対策訓練

災害応急対策を完全に遂行するため、防災関係各機関が緊密な連携をとり、総合的かつ 計画的に訓練を実施する。

#### 1 非常招集などの訓練

災害時に迅速な配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び通信連絡について の訓練を実施する。

#### ◎庁内訓練

- (1) 事前配備訓練(本部設置前)
- (2) 非常配備訓練(第1次配備)(第2次配備)
- (3) 対策本部の設置

## 2 消防訓練

消防の機能を最大限に発揮させるため、消防活動について、次の訓練を行う。

- (1) 出動訓練
- (2) 建物火災防ぎょ訓練
- (3) 林野火災防ぎょ訓練
- (4) 車両火災防ぎょ訓練
- (5) 避難訓練
- (6) 救急·救助訓練

## 3 水防訓練

「三春町水防計画」に基づき実施する。

## 4 土砂災害防災訓練

町及び防災関係機関は、住民や地域とともに、土砂災害時における情報の伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

#### 5 非常無線通信訓練

町は、大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

## 6 自主防災組織の育成と防災訓練

防災関係各機関の協力のもとに、行政区、又は学校区、各種工場、事業所、団体等に対し、各種の防災訓練の開催を推進するとともに、訓練を通じて自主防災の必要性、自

覚の高揚を図り、自主防災組織の結成、育成に努めるものとする。

また、予想される大地震に対処するためには、地域住民自らによる組織的な防災活動が必要であり、自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて一般的な風水害に対しても、地域保全のための防災活動を行えるよう育成するものとする。

#### 7 総合防災訓練

災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためは、平素からこれらに対処する心構えを養っておかなければならない。特に災害対策基本法の趣旨に基づき、総合的かつ、計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、関係機関及び町民の協力を得ておおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を行うものとする。

#### 【訓練種目】

非常招集訓練、緊急通報連絡訓練、災害対策本部設置訓練、緊急出動訓練、被害状況調査訓練、情報収集訓練、情報伝達訓練、倒壊建物人命救助訓練、山林火災防ぎょ訓練、中継送水訓練、ライフライン(電気・電話・水道・ガス)応急復旧訓練、現場救護所設置訓練、一斉緊急広報訓練、広域避難誘導訓練、災害救援物資輸送配備訓練、土砂流出復旧訓練、交通事故救出・消火及び障害物除去・緊急交通路確保訓練、アマチュア無線情報収集訓練、文化財自主防災組織初期消火訓練、傷者多数救助・応急救護訓練、飲料水及び緊急食料確保・配食訓練、大規模建築物火災防ぎょ・救助訓練、風水害訓練、NBC 対策訓練、災害時ボランティアセンターの立ち上げ訓練、その他必要と思われる訓練

## 第14節 自主防災組織の整備

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災 関係機関が防災対策を講じるとともに、地域住民が"自らの命と地域は自分達で守る"と いう意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心 として、日頃から積極的に自主防災組織の活動を行うことが重要である。

このため、自主防災組織の整備と活動を積極的に推進していくため、次の対策を行うものとする。

### 1 自主防災組織の育成指導

町及び防災関係機関は、自主防災組織の整備及び自主防災活動の充実を促進するため、 地域住民に対し自主防災組織の必要性・重要性等について、積極的に広報活動を展開す るとともに、研修会、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識 を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよ う努めるものとする。

また、町は、計画的に自主防災組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のために研修会の開催等を行い、日常的な住民同士のふれあいの中で、地域の行事などを自主防災活動と組み合わせて行うことによって継続性のある自主防災活動を推進し、災害時の地域の防災対応力を高める。

さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努める。

## 2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成にあたっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区等の単位の規模で編成する。

なお、組織の編成にあたっては、次の点に留意するものとする。

- ① 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- ② 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- ③ 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- ④ 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動 内容を明確にする。

#### 3 自主防災組織の活動

(1) 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- ① 各自の任務分担
- ② 地域内での危険箇所
- ③ 訓練計画
- ④ 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- ⑤ 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- ⑥ 避難場所、避難経路、避難情報の伝達方法
- ⑦ 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法
- (2) 日常の自主防災活動
  - ① 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会等を活用して正しい防災知識の普及啓発等に努める。

なお、民生・児童委員等との連携を図りながら地域内における高齢者、障がい者、 外国人等のいわゆる「要配慮者」の確認にも努めるものとする。

#### ② 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から各種訓練を行い、 各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟し、また、活動時の指揮連絡系統を明 確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施する。

## ア、災害情報の収集伝達訓練

災害時における防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達 し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施す る。

#### イ、消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を 使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

# ウ、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当を行うことが重要であり、そのため消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

# 工、給食・給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用しての食料確保、配給方法等 について習熟を図る。

## 才、避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある 避難ができるようにする。 また、避難に際しては、要配慮者の安全確保に留意して行う。

③ 防災用資機材等の整備・点検等

災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めると ともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備える ものとする。

# 4 地区防災計画の作成

町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画として町の防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町の一定の地区住民及び事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

# 5 地区防災計画作成報告 · 協力体制

(1) 作成状況

地区防災計画を作成した場合は、町へ報告対応を行う。

① 地区

八島台地区 (R2)、荒町地区 (R3)

② 事業所

三春町社会福祉協議会 (R3)、なごみの里 (R3)

#### (2) 協力体制

計画に準じて平時から防災訓練の実施、要配慮者等の避難支援体制を構築し、災害には、お互いに協力体制が図れるよう日頃から意見交換等を行う。

地区の特色等を生かした策定内容については、その都度町との調整を行い連携した防災活動が行えるようにする。

# 第15節 業務継続性の確保

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

# 第4章 災害応急対策計画

# 第1節 通 則

## 1 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、応急的な救助を行い災害の拡大を最小限に防止するため、この応急対策計画を策定するものである。

### 2 災害応急対策の種別

災害応急対策は次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部組織計画
- (2) 職員等の動員配備
- (3) 災害情報の収集伝達、通信の確保
- (4) 災害広報計画
- (5) 避難計画
- (6) 救助·救出計画
- (7) 食糧供給計画
- (8) 衣料等物資供給計画
- (9) 給水計画
- (10) 応急仮設住宅及び住宅修理計画
- (11) 医療、助産計画
- (12) 防疫計画
- (13) 震災·水害廃棄物処理計画
- (14) 遺体の捜索及び収容、埋葬計画
- (15) 障害物除去計画
- (16) 消防計画
- (17) 水防計画
- (18) 文教計画
- (19) 緊急輸送計画
- (20) 自衛隊派遣要請
- (21) 交通施設応急対策
- (22) 労務提供対策
- (23) 要配慮者対策
- (24) ボランティアとの連携
- (25) 隣保互助、民間団体活動
- (26) 福島県消防防災ヘリコプター緊急応援要請

- (27) 公安警備計画
- (28) 電力施設応急対策
- (29) ガス施設応急対策
- (30) 特殊災害応急対策
- (31) 災害救助法の適用等

## 第2節 災害対策本部組織計画

三春町災害対策本部(以下「本部」という。)は、災害対策基本法及び三春町災害対策本部条例に基づき、三春町の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が設置する機関であり、町長を本部長として町の全ての職員をもって組織し、災害予防及び災害応急対策の実施を任務とする機関である。

### 1 本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条第1項(災害対策本部)の規定により、町長が設置するものであるが、次の各号の一に該当し、町長が必要であると認めたときに設置する。

- (1) 暴風、暴風雪、大雨、大雪、又は洪水警報が発表され、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 主要河川について、氾濫注意水位に達し、又は達するおそれがあるとき。
- (3) 町に大規模な火災、爆発その他重大な被害が発生し、総合的な対策を実施する必要があるとき。
- (4) 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (5) 震度4以下であっても、地域的に災害対策を要する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (6) 町域に有害物質、放射性物質等が多量に放流出したとき、又はこれにより複合災害を誘発するおそれがあるとき。
- (7) 多数の死傷者を伴う列車、自動車等の交通事故及び航空機事故等の重大事故が発生し、緊急対策を実施する必要があるとき。
- (8) 町域に感染者等が大規模に蔓延した場合、又は蔓延のおそれがあり、緊急対策を実施する必要があるとき。
- (9) その他災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

#### 2 本部設置の周知

本部を設置したときは、直ちにあらゆる手段を講じ関係者、機関等に周知する。

- (1) 全職員(庁内放送、防災行政無線、電話、携帯電話)
- (2) 県中地方振興局(連絡が取れない場合は県災害対策課)、隣接市、町内に所在する県の機関、陸上自衛隊郡山駐屯地、指定公共機関及び指定地方公共機関等並びに報道機関(福島県総合情報通信ネットワーク、電話)
- (3) 一般住民への周知(報道機関の広報協力、広報車、防災行政無線、町ホームページ)

# 3 町長不在時の対応

- (1) 町長不在等の非常時において、町長による災害対策本部設置の決定が困難な場合は、第1順位副町長、第2順位総務課長が決定する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請等、緊急を要する判断について、町長不在時等の非常時においては、第1順位副町長、第2順位総務課長の順に判断するものとする。

## 4 本部設置場所

- (1) 対策本部は、庁舎2階会議室又は災害対策本部長(以下「本部長」という。)の指定する場所に置く。
  - ◎三春町災害対策本部候補施設

施設名	所 在 地	管 理 者	電 話	摘要
三春町役場	大町 1-2	三春町長	62-2111	
三春交流館「まほら」	大町 191	町教育委員会	62-3837	
三春町保健センター	南町 26-1	三春町長	62-3166	

(2) 本部を設置したときは、設置施設玄関及び本部室前に本部標識板を掲示する。

# 5 本部の廃止

- (1) 本部長は、次の各号の一に該当する場合に本部を廃止する。
  - ① 本町の地域において災害発生の危険が解消したとき。
  - ② 災害に関する応急対策措置が概ね完了したとき。
  - ③ 公共機関及び公的機関の災害応急措置が概ね完了し、町民の生活に障害となる状況が解消されたと認められるとき。
- (2) 本部を廃止したときは、上記2で周知した関係者、機関等に通知するものとする。
- (3) 廃止後においても、災害事務、救助策等の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する担当課等に業務を引き継ぎ、それぞれの関係課等において対策を行う。

この場合、情報収集及び連絡調整の事務処理などの本部事務局を受け持つ総務課は、 業務の内容、遂行状況等について、関係各担当等からの報告を求め、常に全体状況を 掌握し、必要な指示を行うものとする。

# 6 災害対策本部の組織・編成

系統及び組織・編成並びに事務分掌は次のとおりとする。

(1) 三春町災害対策本部組織

災害対策本部
本部長
町 長
副本部長
副町長
教育長
事務局長
総務課長
本部員
財務課長
企画政策課長
住民課長
税務会計課長
保健福祉課長
子育て支援課長
産業課長
建設課長
企業局長
教育課長
生涯学習課長
議会事務局長 三春分署長

本部組	L縦	
	課	グループ
	総務課	庶務グループ
	総務課長	文書情報グループ
		自治防災グループ
	財務課	財務グループ
	財務課長	管理契約グループ
	企画政策課	
	企画政策課長	企画政策グループ
	住 民 課	住民グループ
	住民課長	国保グループ
		生活環境グループ
	税務会計課	課税グループ、収納グループ
<u></u>	税務会計課長	会計がルプ
	保健福祉課	5万分 b~1 つ° 人=#1口 P◇ b~1 つ°
	保健福祉課長	福祉グループ、介護保険グループ 地域ケア推進グループ、保健医療グループ
	<b>水</b> 医阳仙林	地域() / 1世紀 / / 、 木匠区原 / / /
	→ + - + 15 am	
	子育て支援課	子育て支援グループ
	子育て支援課長	母子保健グループ
		保育グループ、保育所、幼稚園
	産業課	農林グループ
	産業課長	商工観光グループ
<u> </u>	上术队人	円 <del>工   </del>
	建設課	建設グループ
	建設課長	都市グループ
		建築グループ
	企 業 局	水道・宅造グループ
	企業局長	下水道グループ
	教 育 課	教育総務グループ
	教育課長	学校教育グループ
	生涯学習課	生涯学習グループ、社会体育グループ
	生涯学習課長	歴史民俗資料館、町民図書館、児童生活センター
l		
	議会	
	事務局長	事務局

# (2) 三春町災害対策本部事務分掌

, ,	H 42 4 H 7 42111 1	▝╜ <sup>╤</sup> ╜╜╪ ा
課等 名 (長)	担当名	分  掌   務
各部共通		1 所管事項に関する被害状況のとりまとめ及び被害報告並びに本部との連絡に関すること。 2 所管事項に関する災害応急措置の概要等の本部への報告に関すること。 3 所管事項に関する災害写真のとりまとめに関すること。(説明書添付のこと) 4 他の課の応援(被害調査)に関すること。 5 本部事務局からの要請に関すること。
	庶務グループ	1 職員の非常招集、職員活動に関すること。 2 自衛隊の派遣要請、受け入れに関すること。 3 国県職員の派遣要請に関すること。 4 本部長の命令の伝達に関すること。 5 各部の連絡調整に関すること。 6 町議会との連絡に関すること。 7 災害相互応援協定締結市町村等への相互応援に関すること。 8 その他部長の命ずる応急対策に関すること。
総務	文書情報グループ	1 災害写真の撮影収集記録に関すること。 2 町民、報道機関に対する広報に関すること。 3 庁舎及び付属施設の重要書類物件等の保全及び搬出入に関すること。 4 災害時における被災者、被災世帯の調査把握に関すること。 5 ボランティア団体等への情報提供等に関すること。
課(総務課長)	自治防災グループ	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 三春町防災会議との連絡調整に関すること。 3 災害対策本部に関すること。 4 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関すること。 5 県災害対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関すること。 6 通信連絡の確保に関すること。 7 気象通報、情報等の収集等に関すること。 8 避難のための勧告、指示に関すること。 9 災害時の救助・救急に関すること。 10 消防団及び広域消防機関との連絡調整に関すること。 11 災害救助法に関すること。 12 災害時の交通の確保等総合調整企画に関すること。 13 災害時の警察への通信連絡及び防犯に関すること。 14 災害装備具品及び非常食糧の確保に関すること。 15 災害対策基本法第71条第2項の規定により県知事から委任を受けた権限にかかる従事命令等の措置及びこれに伴う補償に関すること。 16 防災行政無線の運営管理に関すること。 17 水防活動及び水防資機材の調達に関すること。
(財務課長)財務課	財務グループ	1 各部における国、県に対する要望及び資料作成の調整に関すること。 2 災害応急対策費の予算措置に関すること。 3 災害救助基金の運用に関すること。
課長)	管理契約グルー プ	1 庁舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること。 2 車両の確保及び配置計画に関すること。 3 他の輸送機関との連絡調整に関すること。
(企画政策課	企画政策グルー プ	1 災害地域の復興計画に関すること。 2 災害地域の移転整備計画に関すること。 3 各災害地域と本部間の連絡調整に関すること。 4 災害時の食糧の調達確保に関すること。 5 ボランティア団体の等の受け入れ、連携等に関すること。

課等名 (長)	担当名	分 掌								
	住民グループ	1 災害時の生活必需品の調達確保に関すること。 2 被災者の安否問い合わせに関すること。 3 被災者の陳情、相談等に関すること。 4 災害見舞金に関すること。 5 救助物資配分計画書の作成及び配布に関すること。								
住民課	国保グループ	1 災害による国民健康保険税の減免に関すること								
(住民課長)	生活環境グループ	1 公害防止関係施設の被害調査に関すること。 2 災害による複合公害の発生予防、防止対策に関すること。 3 自然環境の保全に関すること。 4 被災地の環境衛生の保持に関すること。 5 遺体の収容、埋火葬に関すること。 6 し尿処理に関すること。 7 被災地の清掃に関すること。 8 所管諸施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 9 住居障害物の除去に関すること。								
(税務会計課	課税グループ 収納グループ	1 災害による町税・保険料の減免に関すること。 2 災害に伴う損害家屋、償却資産等の評価調査に関すること。 3 災害による納税の扱いに関すること。 4 課内各グループの応援協力に関すること。 5 家屋の罹災調査及び罹災証明書の発行に関すること。 1 災害対策及び復旧に伴う経費の経理に関すること。								
HA HA	会計グループ	2 総務課と各課間の連絡調整に関すること。								
保健福祉課(保	福祉グループ 介護保険グループ	1 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 災害義援金品の受付、配分に関すること。 3 奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体との連絡及び協力に関すること。 4 罹災世帯の救援物資調査、供給等援助に関すること。 5 高齢者等要配慮者世帯の安否確認に関すること。 6 高齢者等要配慮者世帯の接護対策に関すること。 7 罹災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。								
(保健福祉課長)	地域ケア推進 グループ 保健医療グループ	1 避難所の設置、運営全般に関すること。 2 避難者の保護及び避難所の管理運営に関すること。 3 避難者の救援物資の配分等に関すること。 4 災害時の医療機関との連絡及び協力要請に関すること。 5 被災者の医療救護、保健衛生に関すること。 6 救急器材及び医薬品の保管、整備に関すること。 7 被災者の健康相談に関すること。								
課長) (子育て支援 子育て支援課	子育て支援 グループ 保育グループ 母子保健グループ 保育所・幼稚園	1 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 幼児・園児の避難計画及び指示に関すること。 3 罹災児童・園児の救護に関すること。 4 災害時における関係団体との連絡調整に関すること。 5 所管の応急対策用資機材の確保及び調達に関すること。								
産業課(産業課長)	農林グループ	1 農畜産物及び農地、森林、農業用施設等の被害調査及び応急、復旧対策に関すること。 2 農産物の技術対策に関すること。 3 災害時における農業関係団体との連絡調整に関すること。 4 農林業用応急資材の確保及び調達並びに配分に関すること。 5 応急労力の確保及び調達に関すること。 6 農業気象情報の収集・伝達に関すること。								
長)	商工観光グループ	1 商工業及び観光地域の災害対策及び被害調査、応急復旧に関すること。 2 罹災労働者の福祉に関すること。 3 罹災中小企業の金融対策に関すること。 4 応急労力の確保及び調達に関すること。								

	1 記刈東計画	第 2 即 次 方
課等名 (長)	担当名	分  掌   務
建設	建設グループ	1 住宅及び道路障害物の除去に関すること。 2 災害現場の作業指導に関すること。 3 道路及び橋梁河川の災害対策及び災害調査に関すること。 4 交通不能個所の調査及び迂回路の決定に関すること。 5 応急労力、資機材の確保及び調達に関すること。 6 除雪対策に関すること。 7 公共施設被害報告の収集に関すること。 8 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。
課(建設課長)	都市グループ	1 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 所管事業現場の保全に関すること。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 4 災害対策のための関係者との連絡調整に関すること。 5 災害地域の土地利用に関すること。 6 公園緑地等の避難場所の確保に関すること。 7 応急対策用資機材の調達及び確保に関すること。
	建築グループ	1 応急仮設住宅及び被災者収容施設の確保並びに建設資材の調達確保に関すること。 2 災害建築物の応急危険度判定に関すること。 3 応急仮設住宅への入居に関すること。 4 借上げ住宅に関すること。
企業局(企業局長)	水道・宅造 グループ	1 所管施設の被害調査に関すること。 2 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 応急給水所等の設置及び周知に関すること。 4 災害対策及び復旧に伴う経費の経理に関すること。 5 水道料の減免に関すること。 6 災害応急対策に必要な労力の確保及び調達に関すること。 7 水源の保全対策に関すること。 8 災害時の飲料水の供給確保に関すること。 9 応急資材の確保、受入、配分に関すること。 10 所管事業現場の保全に関すること。
長)	下水道グループ	<ul><li>1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li><li>2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。</li><li>3 所管事業現場の保全に関すること。</li><li>4 下水道区域の排水対策等に関すること。</li></ul>
(教育課長)	教育総務グループ学校教育グループ	1 罹災児童、生徒の把握及び学用品等の支給に関すること。 2 児童、生徒の避難計画及び指示に関すること。 3 学校避難所の開放措置対策に関すること。 4 教職員の動員に関すること。 5 教育施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 6 その他災害時の教育対策全般及び部内の総合調整に関すること。
(生涯学習課	生涯学習グループ 社会体育グループ 歴史民俗資料館 町民図書館 児童生活センター	1 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 災害時における各種団体及び地域団体との連絡調整に関すること。 3 交流館・体育館などの避難所に関すること。 4 災害時の文化財の保護及び被害調査に関すること。 5 所管の応急対策用資機材の確保及び調達に関すること。 6 罹災児童の救護に関すること。 7 児童、生徒の避難計画及び指示に関すること。
長事 (議会	議会	<ul><li>1 渉外に関すること。</li><li>2 議会の緊急会議に関すること。</li><li>3 本部長の命ずる応急対策に関すること。</li></ul>

# 7 本部会議及び事務局

- (1) 本部会議は、本部の運営及び災害対策の推進について協議決定するため、本部設置 時において必要の都度招集するものとし、その運営は災害対策本部規程の定めによる。
- (2) 本部会議には、必要により関係機関、団体等の代表者の参画を要請する。
- (3) 本部組織表は次表のとおりとする。

# ◎ 本部組織表

		本	部	会	議	組	織	表	
本部長	町 長								
副本部長	副町長、教育長								
	総務課長						財務	<b></b> 祭課長	
	企画政策課長						住月	民課長	
	税務会計課長						保例	建福祉課長	
本部員	子育て支援課長						産美	<b>类課長</b>	
	建設課長						企業局長		
	教育課長						生涯学習課長		
	議会事務局長						三君	<b>奉分署長</b>	

(4) 本部会議の庶務、本部の総括的業務を処理するため事務局をおき、災害時に対応すべく各課等より事務局員を配置する。

事務局は次の体制とし、地震災害、集中豪雨、局地的な災害、水害に対応する。同時に、普段から事務局体制に精通し、町全体の災害対策及び被害調査の総括に関して対応する。

# ◎ 事務局

事務局長	事務局 次 長	事務分掌	事務局員
総務課長	自治防災グループ。長	1. 事務局の庶務に関すること。 2. 本部等の設営及び運営に関すること。 3. 災害対策活動の把握に関すること。 4. 町内の被害状況の把握に関すること。 5. 出動人員の把握に関すること。 6. 各部、関係機関との渉外に関すること。 7. 緊急を要する資機材等の調達に関すること。 8. 無線の送・受信等に関すること。 9. 気象情報等の収集伝達に関すること。 10. 災害対策用車両の調達に関すること。 11. 災害情報及び被害状況の広報に関すること。 12. その他、特命事項に関すること。	総務課 1名 財務課 1名 住民課 1名 住民務会計課 1名 保健面で支援課 1名 子産業課 1名 建設課 1名 建設課 1名 建設課 1名 を業設課 1名 を業設課 1名 を業設課 1名 を業設課 1名 を業設課 1名 を表育課 1名 を表音課 1名 を表音器 1る を表音器 1る を表

# 8 現地災害対策本部

災害の規模、その他の状況により、災害応急対策を必要とするため、特にその必要があると認めるときは、名称、所管区域及び場所を定めて現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

#### (1) 現地本部長

- ① 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充て、現地本部の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。
- ② 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により、適切な措置を講じる。

## (2) 現地本部の場所

- ① 現地本部は、下記の三春町現地災害対策本部候補施設、若しくは本部長が指定する場所におく。
- ◎ 三春町現地災害対策本部設置候補施設

施設名	所 在 地	管理者	電 話	摘    要
三春ダム資料館 (防災センター)	西方字中ノ内 403-4	三春ダム 管理所長	62-8155	ダム周辺大規模被災の場合
沢石会館	実沢字楢梨 215-5	町教育委員会	62-8472	沢石地区大規模被災の場合
要田地区交流館大平荘	熊耳字大平1	II	62-6472	要田地区大規模被災の場合
御木沢地区公民館	平沢字東 333-2	"	62-3431	御木沢地区大規模被災の場合
岩江センター	下舞木字岩本 278-1	11	942-0092	岩江地区大規模被災の場合
中妻地区公民館	鷹巣字大日向 13	"	62-1181	中妻地区大規模被災の場合
中郷地区交流館	柴原字神久保 235	IJ	62-6125	中郷地区大規模被災の場合
防災施設管理棟	貝山字泉沢字 100-1	三春町長	62-2111	中郷地区大規模被災の場合

② 現地本部には、三春町現地災害対策本部の標示をするものとする。

#### (3) 現地本部の廃止

災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認められるときに廃止するものとする。

## 9 地区災害対策本部

災害の規模により、必要と認められる場合は、各地区に地区災害対策本部を設置するものとする。

- (1) 地区災害対策本部長
  - ① 地区災害対策本部長は、各地区の自主防災会長または代表区長とする。
- ② 地区災害対策本部長は、常に三春町災害対策本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により、適切な処置を講じる。
- (2) 地区災害対策本部の場所
- ① 地区災害対策本部は、三春町災害対策本部長が指定する場所、若しくは地区災害対策本部長が指定する場所におく。
- ② 地区災害対策本部を設置したときは、現地災害対策本部長は速やかに設置場所、設置時間、構成員などの情報を三春町災害対策本部へ報告する。

- ③ 地区災害対策本部には、○○地区災害対策本部の標示をするものとする。
- (3) 地区災害対策本部の廃止
- ① 災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認められるときに廃止するものとする。
- ② 地区災害対策本部長は、地区災害対策本部を廃止することを三春町災害対策本部へ報告するものとする。

# 第3節 職員等の動員配備

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策に対処する人員を 確保するため、次により職員、消防団員及び他の防災機関による要員を動員し配備する。 なお、本節における各課・グループ等の名称は、本部設置前においても設置後の名称に よる。

◇実施責任者 町 長(本部長)
 ◇実施担当グループ ○職員の非常招集(庶務グループ)
 ○職員の動員配備(各課等の伝達責任者)
 ○消防団員の動員(自治防災グループ)○広域応援要請(庶務グループ)

## 1 配備体制

災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生した場合における防災活動を実施する ための体制は、注意体制、警戒体制、非常体制(第1次・第2次非常配備)とし、その 基準は概ね次のとおりとする。

		, - , - , - <b>,</b> - <b>,</b>						
種	別	配備時期	配備内容					
危	1 次の各注意報の1以上が発表され、なお警報の発表が予想されるとき。 注 (1)風雪注意報 意 (2)強風注意報 体 (3)大雨注意報 制 (4)洪水注意報 (5)大雪注意報 2 その他特に総務課長が必要と認めたとき。		事態に対処するため災害防除の措置を強化し、援助、その他被害の拡大を防止するため必要な準備を開始するほか、状況の把握、連絡活動を主とする体制とする。					
开位	1 次の各警報の1以上が発表され、被害が予想される場合において、町長が当該配備を指令したとき。 (1) 暴風警報 (2) 暴風雪警報 (3) 大雨警報 (4) 洪水警報 (5) 大雪警報 2 その他特に総務課長が必要と認めたとき。		①注意体制を強化するとともに、局地的災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。 ②情報を収集し、本部設置についての状況を町長に報告する。					
非常体	(第一次配備)	<ul><li>1 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。</li><li>2 警戒体制をさらに強化するとき。</li></ul>	①三春町災害対策本部を設置する。 ②関係行政機関、公共機関、自主防災組織、 団体等との相互連絡を密接にし、必要な協力、援助を要請する。					
制	(第二次配備)	町内数カ所又は町内全域にわたり、激甚な 被害が発生した場合。	災害対策本部の全員及び協力機関等をもって、災害応急対策活動ができる体制とし、県 及び自衛隊の応援出動を要請する。					
備	備考:災害の規模又は特性に応じ、上記一般基準によりがたいと認められる場合においては、 臨機応変の配備体制を整えるものとする。							

70

# 2 活動要領

(1) 注意体制(本部設置前)

注意体制下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

- ① 総務課長は、気象、その他災害に関する情報を収集するほか、行政区長等から現地の状況を聴取し、町長に報告するとともに、関係課長等(消防団長、区長会長)に連絡し、必要人員を配置するものとする。
- ② 建設課長は、雨量、水位、流量等に関する情報を関係先から収集するものとする。
- ③ 町長は必要に応じ、関係課長等(消防団長、区長会長)を招集し、相互に情報を交換して客観情勢を判断し当該情勢に対応する措置を検討するものとする。
- ④ 注意体制につく職員(消防団員)は、自治防災グループ又は所定の場所に待機するものとする。
- ⑤ 注意体制下の各課長は、総務課長、建設課長からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し必要な指示を行うものとする。
- ⑥ 注意体制につく職員の人数は、注意体制配置編成計画表により配置し、指揮は総務 課長が執る。

## ◎ 注意体制配置編成計画表

配置時期	所 属		属	配 員(人)		所 管 事 務
注意報が発表	総	務	課	自治防災グループ	2	<ul><li>①情報の収集及び伝達に関すること。</li></ul>
され、災害発	産	業	課	農林グループ	2	②各部との連絡調整に関すること。
生のおそれが				建設グループ	2	③事務局、本部設置の準備に関するこ
あるとき	建	設	課	都市グループ	1	と。
				建築グループ	1	
				計	8	

配置時期	所 属	配 員(人)		所 管 事 務
)) <del>***</del>	総務課	庶務グループ 文書情報グループ	1 1	
注意報が発表され、なお、警	住 民 課	生活環境グループ	1	
報発表が予想	子育て支援課	保育グループ	1	①情報の収集に関すること。
され、災害発	企 業 局	水道・宅造グループ	1	②被害状況に関すること。 ③応急対策に関すること。
生のおそれが   あるとき。	教 育 課	教育総務グループ	1	
めるとき。	生涯学習課	社会体育グループ	1	
	工厂、日际	生涯学習グループ	1	
		計	8	
		合計	1 6	

# (2) 警戒体制(本部設置前)

町域にわたり気象警報が発せられ、大規模な災害のおそれがあるとき、又は切迫したとき、関係課・グループの人員は、警戒体制配置編成計画表により配置し、情報収集、連絡活動を強化し、現場警戒を行い、必要に応じ住民広報、災害応急措置を実施するとともに、事態の推移により直ちに非常体制に移行できる体制とする。

総務課長は、関係課長と連絡を密にし、客観的情勢判断をするとともに、応急措置に ついて必要に応じ随時これを町長に報告し、指揮を執るものとする。

# ◎ 警戒体制配置編成計画表

三双件则比但州	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
所 属	配員(人)		所 管 事 務
	庶務グループ	2	
/A) 75 3m	文書情報グループ	2	
総務課		4	三春町災害対策本部における分掌事務に準ずる。
	計	8	
	財務グループ	1	
財務課	tt t tt - 3	1	三春町災害対策本部における分掌事務に準ずる。
7.4 27 1910		2	
		1	
企画政策課		1	三春町災害対策本部における分掌事務に準ずる。
		1	
		1	
住 民 課		1	三春町災害対策本部における分掌事務に準ずる。
		3	
		1	
4)/ 7/4 A 3   3m	収納グループ	1	- + may 1/1 + - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
税務会計課	会計グループ	1	三春町災害対策本部における分掌事務に準ずる
	計 :	3	
	福祉グループ	1	
	介護保険グループ	1	
保健福祉課	地域ケア推進グループ	1	三春町災害対策本部における分掌事務に準ずる。
	保健医療グループ	1	
	計	4	
	子育て支援グループ	1	
	保育グループ	1	
子育て支援課	母子保健グループ	1	三春町災害対策本部における分掌事務に準ずる。
	保育所・幼稚園	1	
	計	4	
	農林グループ	2	
産業課	商工観光グループ	2	三春町災害対策本部における分掌事務に準ずる。
	1	4	
		2	
建設課		1	二差町巛宝計築大切にわけて八尚市政に進ぶて
建設課	建築グループ	1	三春町災害対策本部における分掌事務に準ずる。
	計	4	
	水道・宅造グループ	1	
企 業 局		1	三春町災害対策本部における分掌事務に準ずる。
	計	2	
   教 育 課	教育総務グループ	1	三春町災害対策本部における分掌事務に準ずる。
4X H W	計	1	

生涯学習課	生涯学習グループ 1 社会体育グループ 1 歴史民俗資料館 1 町民図書館 1 児童生活センター 1	三春町災害対策本部における分掌事務に準ずる。
議会	議会事務局 1 計 1	<ul><li>─ 三春町災害対策本部における分掌事務に準ずる。</li></ul>
	合計 42	

- (注) 各課長は、災害の状況により、必要に応じ配員する人員を調整する。
- (3) 非常体制(本部設置後)
- ① 第1次非常配備

本部設置時に、非常活動に必要な人員をもって災害応急対策を実施する。

- ア、第1次非常配備は、本部の設置とともに活動を開始するものであり、本部は庁舎会議室又は本部長の指定する場所に開設する。
- イ、各課長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するものとする。
- ウ、総務課長は、関係各課長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、 応急措置について必要の都度、本部長に報告するものとする。また、必要がある と認めるときは、報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図るものと する。
- エ、各課長は、次の措置をとり、随時その状況を本部長に報告するものとする。
- (a) 状況を関係各グループの職員に徹底させ、必要な人員を配置につかせる。
- (b) 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害が予想される 地域へあらかじめ配置する。
- (c) 関係各グループ及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整える。
- オ、本部長は必要に応じ、災害対策本部会議を招集するものとする。

# ② 第2次非常配備

災害の状況に対応し、町の総力をあげて、災害応急対策を実施する体制とする。 非常体制が指令された後及び被害が発生した後、各部長は注意体制配置編成、警 戒体制配置編成、又は非常体制配置編成の基準に基づき、直ちに所属職員の招集、 配備を行い、災害対策活動に全力を集中する。同時に、その活動状況を随時本部長 に報告するものとする。

# ◎ 非常体制配置編成計画表

課り、ループ。		ク゛ルーフ゜	第1次非常配備人員	第2次非常配備人員	
総	務	課	庶務グループ 文書情報グループ 自治防災グループ	半数以上 (自治防災グループは全員)	全員
財	務	課	財務グループ管理契約グループ	半数以上	全員

課	ク゛ルーフ゜	第1次非常配備人員	第2次非常配備人員	
企画政策課 企画政策グループ		半数以上	全員	
住 民 課	住民グループ 国保グループ 生活環境グループ	半数以上	全員	
税務会計課	課税グループ 収納グループ 会計グループ	半数以上	全員	
保健福祉課	福祉グループ 介護保険グループ 地域ケア推進グループ 保健医療グループ	半数以上	全員	
子育て支援課	子育て支援グループ 保育グループ 母子保健グループ 保育所・幼稚園	半数以上	全員	
産業課	農林グループ 商工観光グループ	半数以上	全員	
建設課	建設グループ 都市グループ 建築グループ	半数以上	全員	
企 業 局	水道・宅造グループ 下水道グループ	半数以上	全員	
教 育 課	教育総務グループ 学校教育グループ	半数以上	全員	
生涯学習課	生涯学習グループ 社会体育グループ 歴史民俗資料館 町民図書館 児童生活センター	半数以上	全員	
議 会	議会事務局	半数以上	全員	

(注) 各グループは、分掌事務を処理するため、担当グループ員を定め、名簿、体制を整備して おく。

# 3 職員の動員配備

(1) 勤務時間内の動員配備

各課長は、配備の指示を受けたときは、直ちにそれぞれの配備体制の区分編成に従いグループ員を招集し、配備についたグループ員は、上司の命に従い、防災活動を実施する。

- (2) 勤務時間外の動員配備
  - ① 各課長は、伝達責任者及び伝達副責任者を定め、伝達責任者、伝達副責任者及びグループ員は、常に伝達先を把握しておく。
  - ② 各課長は、本部長から動員に関し命令されたときは、迅速かつ明確に伝達責任者に 伝達する。伝達責任者が不在の際は、伝達副責任者に伝達する。
  - ③ 職員は、気象状況から明らかに災害の発生が予想されるとき及び災害発生に接し、明らかに職員の動員配備が予想されるときは、自ら上司と連絡を取り、上司の指示

に従う。

④ 夜間における宿直員は、非常配備に該当する警報等を受けたときは、直ちに総務課 長及び自治防災グループ員にその旨を報告し、指示を受ける。

## 4 災害時における職員の服務心得

(1) 職員の自覚

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、職員は常に全体の奉仕者であるという自覚のもと、最善を尽くさなければならない。

- (2) 動員及び参集の義務職員は、上司の指示に従って防災及び救助並びに応急復旧活動 に従事しなければならない。また、勤務時間外においても、万難を排して、可能な方法 により直ちに参集し配備につかなければならない。
- (3) 服務の厳正

災害時は、特に即断即決をもって最善を要求されるため、服務の厳正を期さなけれ ばならない。

(4) 担当業務の的確な履行

災害時における各課各グループの担当業務は、的確かつ責任を持って実施するとともに、必要に応じて各業務間の分担を弾力的に処理しなければならない。また、各関係機関と密接に連絡協調し問題の解決に当たらなければならない。

(5) 被災者に対する応援には、迅速かつ懇切に接するよう心がけなければならない。

## 5 消防団員の動員

- (1) 動員命令は、本部長が消防団長に対し行うものとし、消防団長が全分団に対し、次により命令するものとする。
  - ① 動員を要する分団名
  - ② 動員の規模
  - ③ 応急復旧活動内容及び場所
  - ④ 装具等
  - ⑤ 集合時間及び場所
  - ⑥ その他必要と認める事項
- (2) 動員の規模、能力については、本章第17節「消防計画」によるものとする。

## 6 他の防災機関による要員の確保

災害の規模等により、災害対策本部の人員のみで対処できない場合、又は特殊作業の ため労力、機械等が必要な場合は、次により措置することとする。

- (1) 車両、作業機械等の確保に係る協力要請
  - ① 町内の業者に依頼する。
- (2) 災害相互応援協定の活用
  - ① 郡山市、小野町、田村市(郡山地方広域消防組合構成市町/平成17年6月16日災

## 害相互応援協定締結)

- ・火災、水害、震災、その他の災害が発生した場合、相互に消防力の活用並びに医療資材、車両、食糧、飲料水、生活必需品、救助救護物資の提供及び必要職員の派遣等を行う。
- ② 岩手県一関市(姉妹都市/平成8年8月2日災害相互応援協定締結)
  - ・大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合、相互に食糧・飲料水その他 の救援物資等の提供、救援及び応急復旧にかかる職員の派遣等を行う。
- ③ いわき市、田村市、小野町(平成17年6月1日相互応援協定締結)
  - ・大規模な災害が発生した場合、相互に医療資材、車両、食糧、飲料水、生活必需 品、救助救護物資の提供及び必要職員の派遣、児童生徒の受入れ、住宅の斡旋等 を行う。
- ④ 磐越道沿線都市交流会議加盟市町村(平成10年5月21日相互応援協定締結)
  - ・加盟市町村の区域内に災害が発生し、当該市町村で十分な救援等ができない場合 に、加盟市町村が相互応援を行う。
- ⑤ 愛知県愛西市及び尾張旭市(平成29年10月2日相互応援協定締結)
  - ・大規模な災害が発生した場合、相互に食糧・飲料水その他の救援物資等の提供、 救援及び応急復旧にかかる職員の派遣等を行う。
- (3) 防災関係機関への応援要請
  - ① 応援の要求等

本部長は、災害応急対策、又は災害復旧のため必要があるときは、県知事等に対する応援の要求等(災害対策基本法第68条)、他の市町村長等に対する応援の要求等(災害対策基本法第67条)、他の消防機関に対する応援要請(消防組織法第39条)を行うものとする。

- ② 災害時における三春町内郵便局、三春町間の協力に関する覚書 平成9年10月17日に、被災情報の提供、郵便等の災害特別扱い・援護対策等について覚書を締結している。
- ③ 職員の派遣要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国の職員の派遣 (災害対策基本法第 29 条)、県及び他市町村職員の派遣(地方自治法第 252 条の 17) を、その長に対し要請するものとする。

また、国、県及び他市町村職員の派遣のあっせん(災害対策基本法第30条)を、 県に対し求めるものとする。

- ④ 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書 平成21年12月1日に、石油製品や生活物資(飲料水、食糧等)など生活必需物資の供給協力について、福島県石油業協同組合田村支部と協定を締結している。
- (4) 自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際して、自衛隊の救援を必要とするときは、本章第21節「自衛隊災害派遣 要請」に定めるところにより派遣を要請するものとする。

# 7 初動体制

町内に大規模な災害が発生した場合、町及び防災関係機関は以下の内容を迅速に行う。

- (1) 第一次活動(町部局)
  - ① 職員の動員配備
  - ② 災害対策本部の設置・本部会議の実施・災害対策本部設置の周知
  - ③ 災害情報の収集・伝達
  - ④ 関係機関への情報伝達 など
- (2) 第二次活動(消防団、自主防災会)
  - ① 消防団
    - ・消防団員の招集、地区被害状況の確認、応急復旧活動、初期消火、避難誘導など
  - ② 自主防災会
    - ・地区災害対策本部の設置、地域内の安否確認、初期消火、応急手当の実施など
- (3) 第三次活動(地区団体、ライフライン関係機関、その他の防災関係機関)
  - ・安否確認、ライフラインの復旧作業、炊き出しなど

# 【参考 初動体制】

# 第一次活動 三春町 (災害対策本部) 【活動内容】 ・職員の動員配備 ・被害情報の収集伝達 ・防災関係機関へ情報伝達 など 第二次活動 各地区自主防災会 三春町消防団 【活動内容】 【活動内容】 消防団員の招集 ・ 必要に応じ、地区災害対策本部の設置 被害情報の収集伝達 ・地域内の安否確認 ・応急復旧活動、避難誘導 など ・初期消火、応急手当の実施 など 第三次活動 地区民生委員 赤十字奉仕団 ライフライン関係機関 など、その他の防災関係団体 【活動内容】 • 安否確認 ・炊き出しの準備 ライフライン復旧 など

# 第4節 災害情報の収集伝達、通信の確保

災害情報及び被害報告の収集要領は、次のとおりとする。

なお、災害に伴う被害の状況掌握は、災害緊急対策の基本となるものであるから、あらゆる 手段・方法を用いて迅速かつ的確に各部局において情報の一元化と全部局等への情報の共有化 を図る。

◇実施責任者 町 長(本部長)

◇実施担当グループ○被害報告、収集(各グループ→各課長→総務課長)

○県等への被害報告(各課各グループ)

○通信連絡の確保(自治防災グループ)

## 1 被害報告等の収集

(1) 災害の前兆情報の収集

町は、雨量、河川水位、土砂災害前兆現象等、災害の前兆情報の収集に努め、避難指示等の判断に資するものとする。

(2) 被害状況の掌握

災害発生に伴う被害状況は、各課長が部内に属するものをとりまとめ、速やかに総 務課長に報告するとともに、総務課長はこれを集約する。

災害が発生した初期においては、人的被害、住家等の被害を中心に医療機関、電力、通信等の生活関連施設の被害の状況を収集するものとする。また、必要に応じて警察署その他の関係機関と緊密な連絡を取り、必要な情報収集に努めるものとする。

## (3) 被害報告の要領

#### ① 報告の種類

ア、概況報告

被害発生直後の被害状況を報告する。

イ、中間報告

被害状況を掌握した範囲で、その都度報告する。

なお、被害が累増する見込みの時は、集計日時を明記するものとする。

ウ、確定報告

被害状況が確定した段階で報告する。

② 県及び関係機関団体への報告

町は、災害が発生したときは、速やかに災害の発生状況及び災害復旧対策の措置の概要を県中地方振興局に報告するものとし、県中地方振興局に報告することができない場合には、直接、県災害対策課へ報告を行うものとする。

また、県へ報告ができない場合には、直接、国(総務省消防庁)へ被害状況等の報告を行うものとする。

なお、災害等により、火災の同時多発あるいは多数の死傷者の発生により、消防

機関への通報等が殺到する場合は、町は、その状況を直ちに電話等により総務省消防庁及び県災害対策課に報告を行うものとする。

# ③ 報告の様式

全ての報告は、県指定の「被害状況速報・災害確定報告」の様式を使用する。

# ④ 被害程度の判定基準

被害程度の認定及び判定基準は、次によって行うものとする。

被害区分		判 定 基 準					
Į,	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者。					
人の地	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。					
被害	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者。 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者。					
	住 家	現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。					
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建物(同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。					
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子、夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則として、その寄宿舎全体を1世帯として取り扱う。)					
住家の被害	全壊(焼)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、 その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部(壁、柱、梁、 屋根、又は階段をいう。)の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものと する。					
	半壊(焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。					
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。					
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の たい積により、一時的に居住することができないものとする。					
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。					
非住	非住家	住家以外の建築物をいう。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。					
家のは	公共建物	役場庁舎、公民館、町立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。					
被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。					
そ	流出埋没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となった場合及び植付 作物が流失した場合。					
$\mathcal{O}$	冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合。					
他の被害	罹災世帯	全壊、全焼、又は流失した世帯。 (注) り災世帯の集計で、半壊、又は半焼は 1/2 世帯、床上浸水は 1/3 世帯として 集計する。					
	罹災者	人的被害を受けた者及び住家被害を受けた世帯員。					

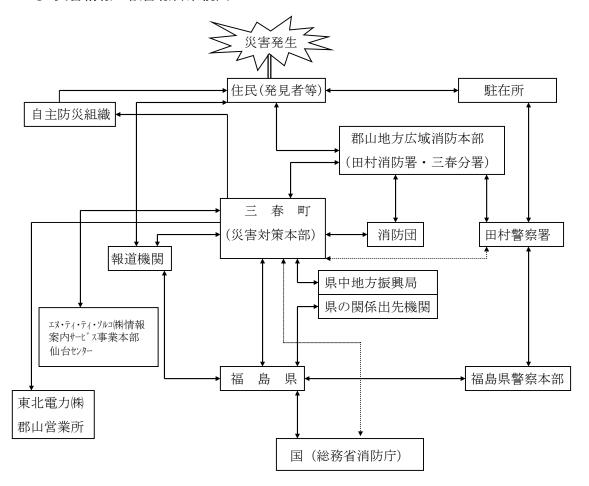
# 2 災害情報の報告

町から県への報告に当たっては、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とし、システムが使用できない場合は、電話、FAX、電子メール等により災害情報を報告するものとする。

# 3 夜間・休日等の被害報告の収集及び通報

- (1) 被害発生が予想される場合 関係主管グループは待機し、情報の掌握に努めるものとする。
- (2) 突発的な災害について通報があった場合、宿日直員はただちに総務課長及び自治防 災グループ員に連絡するものとする。

# ◎ 災害情報・被害報告系統図



# 4 災害通信

(1) 通常状態の通信連絡

通常の状態における通信連絡は、有線電話、携帯電話、福島県総合情報通信ネットワークシステム、三春町防災行政無線等を活用し、迅速に通信連絡を行う。

(2) 有線電話(施設)の通信不能時における措置

災害の場合、有線電話施設は不通となりやすいので、福島県総合情報通信ネットワークシステム、三春町防災行政無線、消防無線及び無線施設保有機関の無線等を活用し、迅速に通信連絡又は非常通信を行う。

- (3) 非常通信の内容
  - ① 人命の救助に関する通報
  - ② 漕難者及び避難者救護に関する事項
  - ③ 災害の予防又は救援のため、緊急を要する事項
  - ④ 鉄道、その他の交通施設の災害予防、又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項
  - ⑤ 通信施設の災害の予防、又は復旧、その他通信の確保に関し、緊急を要する事項
  - ⑥ 電力設備の災害の予防、又は復旧、その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する 事項
  - ⑦ 秩序の維持のため、緊急を要する事項
  - ⑧ 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他人命の安全に係わる事態が発生 し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援復旧等に関し、緊急 を要する事項
  - ⑨ 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供、その他生活基盤を維持するため、緊急を要する事項
  - ⑩ 電信電話回線の復旧のため、緊急を要する事項
  - ⑪ その他の通報
- (4) 非常通信の送信順位

上記(3)の順位による。ただし、送信順位が不適当と認める場合にはこの限りでない。

(5) 非常通信の発信資格

非常扱い及び緊急扱い通信は、無線局の免許人が自ら業務事項について発受するほか、防災関係機関からの依頼により発受する。

(6) 町内の主な通信機関

災害時に利用できる通信機関及び施設は次のとおり。

- ① 福島県総合情報通信ネットワークシステム
- ② 三春町防災行政無線(固定系)
- ③ 郡山地方広域消防組合消防本部消防無線
- ④ 福島県警察田村警察署
- ⑤ 国土交通省三春ダム管理所
- ⑥ 福島県三春十木事務所

- (7) 福島県県中農林事務所田村農業普及所
- ⑧ 東日本旅客鉄道(株)三春駅
- ⑨ 各タクシー無線
- ⑩ アマチュア無線(非常の際に、個人の無線を活用し連絡できる体制を整備する。)

## 5 県による被災地の情報収集

(1) 現地の状況確認

県は、町長と直接連絡を行うホットライン方式による情報収集を行う仕組みをあらかじめ定め、大規模な災害により県中地方振興局が被災し、町からの被害情報の収集が困難となった場合の情報を保管するため、町長とホットライン方式を用いて災害発生直後の情報収集を行う。

- (2) 情報連絡員(リエゾン)の派遣
  - ① 県は、あらかじめ情報連絡員を県中地方振興局に指定しておき、町で災害対策本部を設置する災害が発生した場合、若しくは通信手段途絶等により派遣が必要と認める場合は、県中地方振興局から町へ情報連絡員を派遣する。なお、県本部長が必要と認めるときは、県災害対策本部から情報連絡員を派遣することができる。
  - ② 情報連絡員は、町において被害状況や要望事項を積極的に収集し、派遣元の県中地方振興局へ速やかに報告する。また、県中地方振興局に報告した情報は、町と共有を図るとともに、県からの情報を町に提供する役割を担う。
  - ③ 町は国に対し、公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)の被害状況等の情報交換を行うため、災害対策現地情報連絡員の派遣を要請することができる。また、国は町からの要請にかかわらず、必要と判断した場合は災害対策現地情報連絡員を派遣する。
  - ④ 町は、日頃から国、県(危機管理総室)及び県中地方振興局と連絡を密にし、情報 連絡員の受け入れ体制を整備する。

# 第5節 災害広報計画

収集した災害情報をもとに、報道機関を通じ、又は直接住民に関係事項を周知し、住民の安全を図る。

◇実施責任者 町 長(本部長)

◇実施担当グループ ○災害広報(文書情報グループ)

○防災行政無線の運用(自治防災グループ)

# 1 広報担当

- (1) 災害の総合的な広報は、文書情報グループが担当する。
- (2) 各部は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に文書情報グループに提出する。
- (3) 文書情報グループは、広報写真の取材並びに状況の把握等、災害現地の情報収集に 努める。

# 2 広報の方法

- (1) 防災行政無線及び町ホームページを活用し広報する。
- (2) 三春ダム管理所所管の警報設備等による災害情報等の伝達支援を要請する。
  - ※P29「第2章災害予防計画 第4節気象業務整備計画 (3)三春ダム放流警報所(町域に関係のある施設のみ掲載)参照
- (3) 災害報道

災害関係予報、警報をはじめ、対策活動や被害状況等、重要事項を新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に発表し、迅速的確な報道について協力を受ける。

(4) 広報車

町所有の広報車のほか、郡山地方広域消防組合消防本部、消防団、警察署等の広報車により、広く広報する。

- (5) 広報紙、チラシ等を作成し配布する。
- (6) SNS (町の公式LINE) を活用し、利用者へ情報を提供する。

# 3 広報の内容

広報は災害の種別により異なるが、おおよそ次の内容を広報する。

- ① 災害関係予報、警報、又は災害発生の状況
- ② 町内における避難に関する情報
  - ・避難指示等に関すること。
  - ・避難施設に関すること。
- ③ 地域の応急対策活動に関すること
  - ・救護所の開設に関すること。
  - ・交通機関、道路の復旧に関すること。

- ④ 安否情報、義援物資の取扱いに関すること
- ⑤ その他住民に必要な情報(二次災害の防止に関する情報も含む)

# 4 災害広報実施のための留意すべき事項

- (1) 関係機関団体との広報活動についての連携に努める。
- (2) 管理契約グループ及び関係機関団体等との連絡を密にし、広報に活用できる車両・要員の確保に留意する。
- (3) 被災者が必要とする情報は、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供するように努める。

# 第6節 避難計画

災害の発生又は発生のおそれがある場合に、住民の生命身体を保護するため、地域住民 に安全地域への避難、立退きの勧告・指示等、避難所の開設等について定める。

◇実施責任者 町 長(本部長)
 ◇実施担当グループ ○避難指示等(自治防災グループ)
 ○警戒区域の設定(自治防災グループ)
 ○避難の誘導(地区責任者・誘導員)
 ○避難所の開設、運営(地域ケア推進グループ、保健医療グループ)
 ○災害相談(住民グループ、国保グループ)

# 1 避難指示等の発令

## (1) 避難指示等発令の実施機関

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保(以下、「避難指示等」という。)の実施責任者は次のとおりであるが、避難指示等を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、 危険の切迫する前に十分な余裕をもって、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。 このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難行動を開始できる よう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難を指示するとともに、避難指 示等が各住民に周知徹底するよう、情報伝達の方法に十分配慮する。

区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難 (警戒レベル 3)	町 長	一般住民に対する 避難準備、要配慮 者及び個別避難計 画書を作成してい る者に対する避難 行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
	町 長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き 先の指示	災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められる とき。
避難指示	知事(災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き 先の指示	災害の発生により、市町村がその全部又は 大部分の事務を行うことができなくなった とき。
(警戒レベル 4)	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退き先の指示	地すべりにより著しい危険が切迫している と認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管 理者(水防法第22条)	立退き先の指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切 迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き 先の指示	市町村長が避難のための立退きを指示する ことができないと認めるられるとき。 市町村長からの要求があったとき。

区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難指示 (警戒レベル4)	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等 の措置	重大な災害が切迫したと認められるときは 警告を発し、又は特に急を要する場合にお いて危害を受けるおそれのある者に対し、 必要な限度で避難の措置をとる。
(音水 レッヘル4)	自衛官 (自衛隊法第 94 条)	警告及び避難等 の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難 について必要な措置をとる。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	町 長 (災害対策基本法第60条)	命を守るために 最善と考えられ る安全確保行動 の呼びかけ	災害が発生し、急を要すると認められると き。

また、町長が不在で、かつ、連絡がとれない場合は、下記により直ちに次順位の者が 避難指示等を発令するものとする。

順位	避難指示等の発令者
第1順位	副町長
第2順位	総務課長
第3順位	建設課長

#### (2) 避難指示等の要否を検討すべき情報

※気象情報や注意報・警報、雨量情報等と併用するものである。

# ア、浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報(浸水害)、大雨特別警報(浸水害)、洪水注意報、洪水警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に福島県気象情報、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)、流域雨量指数の予測値がある。

## イ、土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等の発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数(長期降雨指標)と60分間積算雨量(短期降雨指標)を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報(土砂災害)があり、このほかに土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)がある。ウ、その他 町で定める基準に達したとき

# (3) 避難指示等の発令基準

避難指示等については、避難指示等の判断基準をもとに、空振りをおそれずに発令する ことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、夕方の明るい時間等、 早めに避難指示等を発令する。

## ① 高齢者等避難の基準

- ア、「警報級の可能性」の発表により警報級の大雨が予想される場合。 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け 方に接近・通過することが予想される場合。
- イ、桜川の雁木田水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合。同観測所の水位 が水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を超え、かつ、桜川の「流域雨量指数の予 測値」が洪水警報基準に到達する場合。

河川名	量水標の名称	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判 断水位	氾濫 危険水位	計画高	管理者
桜川	雁木田水位	1.00m	1. 40 m	-m	-m	2.00m	三春土木事務所

- ウ、洪水警報が発表されており、大滝根川及び八島川の「流域雨量指数の予測値」が 警報基準に到達する場合。
- エ、軽微な漏水・侵食等が発見された場合。河川の上流地域で水害を受け、下流地域 に危険を及ぼすと認められる場合。
- オ、大雨警報(土砂災害)が発表された場合(町内全ての土砂災害警戒区域等を対象 とする)。
- カ、火災が発生し、風下に拡大する恐れがあるとき

# ② 避難指示の基準

- ア、避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け 方に接近・通過することが予想される場合。
- イ、桜川の雁木田水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合。
- ウ、桜川の雁木田水位観測所の水位が氾濫注意水位(又は避難判断水位)を超え、 かつ、桜川の「流域雨量指数の予測値」が洪水警報基準を大きく超過する場 合。
- エ、大滝根川及び八島川の「流域雨量指数の予測値」が警報基準を大きく超過する場合。
- オ、異常な漏水・侵食等が発見された場合。
- カ、土砂災害警戒情報が発表された場合(「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危 険度分布)」で非常に危険(薄い紫色)となった領域内の土砂災害警戒区域等を対 象とする)。
- キ、大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。
- ク、土砂災害の前兆 (湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等) が発見され た場合。

# ③ 緊急安全確保の基準

- ア、決壊や越水・溢水が発生した場合。
- イ、桜川の雁木田水位観測所の水位が堤防高に達するおそれが高い場合。
- ウ、異常な漏水・侵食の進行や亀裂・地すべり等により決壊のおそれが高まった場合。
- 工、土砂災害警戒情報が発表された場合(「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で極めて

危険(濃い紫色)となった領域内の土砂災害警戒区域等を対象とする)。

- オ、土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合。
- カ、山鳴り、流木の流出が確認された場合。
- キ、避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を居住者 に促す必要がある場合。
- (4) 避難指示等の伝達方法

次に掲げる事項のうち、地域の実情を考慮し、いずれかの方法により行う。場合に よっては、二つ以上の方法を併用する。

- ① 広報車による伝達
- ② ラジオ、テレビ等による伝達 各報道機関の協力を得て、地域住民に伝達する。
- ③ 信号による伝達警鐘、サイレン等を利用する。
- ④ 防災行政無線による伝達屋外子局及び戸別受信機の利用。
- ⑤ 有線電話・携帯電話による伝達 関係行政区長及び自主防災会等防災関係機関へ伝達する。
- ⑥ インターネットの活用 町のホームページにより避難情報を伝達する。
- ⑦ エリアメールによる伝達 三春町内にいる携帯電話 (docomo、au、softbank に限る) 所有者に対し、エリアメールにより伝達する。
- ⑧ SNS (町公式LINE)の活用 町公式LINEを活用し、情報を提供する。
- (5) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の内容を明示して行うものとする。

- ① 避難指示等の発令者
- ② 避難指示等の理由
- ③ 避難対象地区
- ④ 避難先とその場所名
- ⑤ 避難経路
- ⑥ 避難の注意事項
- (6) 県に対する報告及び関係機関への連絡
  - ① 知事への報告

町長は、避難指示等を発令したときは、次の事項について、速やかに県中地方振興 局を経由して県に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様である。

- ・避難指示等の有無
- 避難指示等の発令時刻
- 避難対象地区
- ・ 避難先及び避難経路
- 避難責任者
- •避難世帯数、人員
- ・経緯、状況、避難解除帰宅時刻等 避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を県中地方振興局を経由して県 に報告しなければならない
- ② 関係機関への連絡

避難指示等を発令したときは、次の措置を講じる。

- ・警察署、県の出先機関等へ連絡し協力を得る。
- ・避難所として利用する施設の管理者に対し、至急連絡をとり協力を求める。
- ・指定の避難所へ速やかに職員を派遣し、避難者の指示、誘導にあたる。

## 2 警戒区域の設定

- (1) 警戒区域の設定権者
  - ① 町長(災害対策基本法第63条)
  - ② 県知事(災害対策基本法第73条)
  - ③ 警察官(災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条)
  - ④ 消防吏員(消防法第28条及び第36条)または消防団員(消防法第36条において 準用する同法第28条)
  - ⑤ 災害派遣を命じられた部隊の自衛官(災害対策基本法第63条 上記①~③の者が現場にいない場合に限る。)
- (2) 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入の制限、禁止等の措置をとるものとする。

(3) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を 周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

#### 3 避難の誘導

(1) 実施機関

避難は、災害のための生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である町長

又は避難指示を発した者がその措置に当たるものとする。

## (2) 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- ① 避難の誘導は、町職員、消防職員、消防団員及び警察官が協力して行うものとするが、できるだけ地区ごとに責任者及び誘導員を定めておき、誘導にあたっては安全と統制を図る。
- ② 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講じること
- ③ 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期 すこと。
- ④ 町は、高齢者や障がい者等の要配慮者については、予め作成した避難行動要支援 者避難支援プランに基づき、個別の避難行動要支援者の安否確認、避難支援を行 う。
- ⑤ 避難行動要支援者については、必要に応じて適当な場所に集合させ、車両等による輸送など避難支援を行うこと。
- ⑥ 誘導中は事故防止に努めること。
- ⑦ 避難誘導は収容先での救援物資の支給、安否確認等を考慮し、可能な限り町内会 等の単位で行うこと。

#### (3) 避難順位及び携行品の制限

- ① 避難順位は、おおむね次の順位によるものとする。
  - ア、傷病者
  - イ、高齢者
  - ウ、歩行困難な者
  - 工、幼児
  - 才、学童
  - カ、女性
  - キ、上記以外の一般住民
  - ク、災害応急対策従事者
  - ケ、ペット

#### ② 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食糧、貴重品(現金、預金通帳、印鑑、有価証券)、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品(その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品)等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

# 4 避難所の設置

(1) 避難の実施

実施機関は避難指示権者とする。

ただし、町限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

(2) 避難所の指定

資料編「三春町指定避難場所一覧表」による。

- (3) 避難所は、これを指定緊急避難場所及び指定避難所に区分し、設定する。
  - ① 指定緊急避難場所

#### ア、設置目的

震災等により火災が延焼拡大し、危険が迫っている場合、あるいはこれに準じ た事態(有害物の流出拡散など)が発生した場合、避難者が一時的に避難するた めの場所とする。

#### イ、設定基準

原則として各地域の小中学校のグラウンド、公園等で、火災時の輻射熱を回避 し、あるいは地域全員の安全を確保できる場所とする。

#### ② 指定避難所

#### ア、設置目的

大雨、洪水などによる家屋の浸水、流失、あるいは大火災などにより住居を焼失し、又はそのおそれがある場合、避難者を収容するための施設であり、容易に給食、物資を搬送できる場所とする。

## イ、指定避難所の区分

- a. 福祉避難所・・・要配慮者を収容する。
- b. 地域指定避難所・・・原則1世帯程度の避難者を収容する。
- c. 広域指定避難所・・・大規模災害が発生し地域収容避難施設で収容しきれない 場合に設置する。

※三春町地域防災計画資料編 P21「指定避難所一覧表」を参照

## ウ、設定基準

原則として各地域の小中学校体育館、普通教室及び町有の公共施設、各地区の公民館、集会所等であり、床面積1人あたり2㎡以上を基準として収容する。 ただし、感染症の流行時には、床面積1人あたり4㎡とする。

#### (4) 町長の措置

## ① 避難所の開設

町長は災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設する。

また、避難所を設置した場合は、維持管理のための責任者として町職員を配置するとともに、開設報告及びその収容状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。

- ◎ 開設報告事項
  - ・避難所開設の日時及び場所
  - ・箇所数及び収容人員
  - ・開設期間の見込み
- ② 避難所の周知

町長は、避難所を開設したときは速やかに地域住民に周知するとともに、県をは じめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

#### ③ 避難者の収容

# ア、収容対象者

- a. 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b. 災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- c. 避難の指示等が発せられた場合で、現に被害を受けるおそれがある者

## イ、収容期間

避難所に収容する期間は、次の場合を除き、原則として7日以内とする。

- a. 災害が継続し、避難者が住家に戻っても危険がある場合
- b. 居住の場所を失った避難者が、新たな居住の場所を確保できない場合
- c. その他、二次災害の発生が予想されるなど、相当期間の避難が特に必要であると判断される場合
- ④ 避難所における措置

避難所における救援措置は、概ね次のとおりとする。

- ア、被災者の収容
- イ、被災者に対する給水、給食措置
- ウ、負傷者に対する医療救護措置
- エ、被災者に対する生活必需物資の供給措置
- オ、被災者への情報提供(必要に応じて、避難所に町防災行政無線戸別受信機、ラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ等の通信機器 を設置すること。)
- カ、その他被災状況に応じた応援救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応 じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するも のとする。

## (5) 避難所等の運営

① 指定緊急避難場所の運営管理

ア、避難をする状況にあっては、速やかに指揮責任者及び補助者を配置し、避難住 民との連絡、避難状況の掌握に努めるとともに、避難者に対する情報提供、指示 にあたり、また避難者の安全確保及び混乱の防止を図る。

なお、避難状況の掌握、または避難住民との連絡調整は、避難が原則として隣 組及び各行政区単位で実施されることから、各地区の行政区長、あるいは各行政 区において選任された者を窓口として行う。

- イ、避難場所には、「○○○地区避難場所:○○○学校」の標示板を掲示する。
- ウ、避難場所における救護措置は、原則として給水及び医療救護とする。
- ② 指定避難所の管理運営
  - ア、避難所には、避難所等の運営を行うために必要な職員を派遣する。また、避難 所の安全確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。
  - イ、町は、各行政区、婦人会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て避難所 の運営を行う。

なお、学校が避難所になった場合には、災害発生の初期段階など必要に応じて 明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し避難所の運営を行う。

- ウ、各行政区、婦人会、自主防災組織、ボランティア等は、避難所の運営に関して 町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難 生活を送るように努める。
- 工、施設には、町長の指名する運営管理者及び補助者をおく。
- オ、収容避難所の施設管理者は、町長あるいはその命を受けたものの指示に従い、 速やかに施設を避難所に供するよう措置する。
- カ、運営管理者は、災害対策本部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難住民の 収容等にあたるとともに、関係機関と密接な連絡を保ち、民間団体等の協力を得 て、その運営にあたる。また、避難者の状況を記録し町長に報告するものとする。
- (6) 指定避難所での生活が長期化する場合の対策
  - ア、町は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシー の確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次 講じる。
  - a. 畳、マット、カーペット b. 間仕切り用パーティション c. 冷暖房機器
  - d. 洗濯機・乾燥機 e. 仮設風呂・シャワー f. 仮設トイレ
  - g. 町防災行政無線戸別受信機、テレビ・ラジオ h. 簡易台所、調理用品
  - i. その他必要な設備・備品
- (7) 指定避難所以外の被災者への支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難 所以外の施設等に避難した被災者(在宅避難者や車中避難者等)の避難状況及び自宅 に留まっている被災者の状況を把握し、食糧・飲料水、生活必需品等を支給する。

なお、各種の支援措置が確実になされるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求めるとともに、特に災害対策活動の拠点となる施設(役場庁舎等)に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

(8) 指定避難所の開設及び収容状況の記録

避難所を開設及び被災者を収容した場合は、次により記録しておかなければならない。

94

- ① 避難所の設置及び収容状況表
- ② 避難所収容台帳
- ③ 避難所用物品受払簿
- (9) 愛護動物について

災害時における愛護動物の飼育、放浪防止等の管理については、飼い主の責任において行い、避難所への同行避難はすることができる。ただし、飼い主との同室での飼養管理はできない。

# 5 災害相談対策

(1) 臨時災害相談所の開設

町は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

(2) 臨時災害相談所の規模等 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとす

(3) 相談業務の内容

る。

- ① 生業資金の斡旋
- ② 被災住宅の修理及び応急住宅の斡旋に関すること
- ③ 行方不明者の捜索に関すること(被災者の安否の確認に関すること)
- ④ その他町民の生活に関すること
- (4) 健康相談所の開設及び家庭訪問の実施

保健福祉課は、被害が著しく、被災者の避難生活が長期にわたると判断される場合は、被災者の身体的、精神的ケアを図るため、避難所等に保健師等で構成する健康相談所を開設するものとする。

また、相談所を利用することができない被災者については、家庭訪問を実施し、健 康相談に応じるものとする。

## 6 要配慮者に対する配慮

(1) 医療・救護、介護・援護措置

町長は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体等のボランティアに介護や 援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。

(2) メンタルヘルスケアの実施

町長は、県及び関係機関の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の 要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、医師等によりメンタルへ ルスケア (相談) を行う。

## (3) 避難所のバリアフリー化

物理的障害の除去(バリアフリー化)をしていない施設を避難所とした場合には、 高齢者・障がい者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮 設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等が避難することとなった場合には、トイレに近い場所に生活エリアを確保するなど要配慮者対策を図る。

# (4) 福祉避難所の指定

町は、避難所での生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定(資料編)しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

#### (5) 福祉避難所の運営・管理

福祉避難所が設置された場合には、(1)、(2)、(3)の事項に配慮の上、次のとおり福祉避難所の運営・管理を行うものとする。

- ① 福祉避難所には、相談等にあたる介助員等を配置し、日常生活の支援を行う。
- ② 福祉避難所において相談にあたる職員は、避難所の生活状況を把握し、他法により提供される介護サービス提供者(ホームヘルパー)の派遣等、避難所が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるように配慮する。
- ③ 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに社会福祉施設等へ入 所や病院等への入院手続をとること。また、このような状況を想定し、あらかじ め関係機関と連絡調整をしておく。
- ④ 福祉避難所の設置期間は、できる限り最短とすることが望ましいため、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)等への入居等を活用し、福祉避難所生活者の早期退所に努める。

# 7 広域的な避難対策

- (1) 県内市町村間の避難調整
  - ① 県の役割

県は、大規模災害により町が町域を越えた広域避難を行うため受入先確保を要請した場合、町からの避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受入が可能な市町村を調査、選定し、町と受入先市町村との調整を行う。

② 町の役割

町は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

③ 受入市町村の役割

広域避難を受け入れる市町村は、避難所の開設や町と協力して避難所の運営を行う。

(2) 県外避難の調整

県は、町からの要請により被災者を県外へ避難させる必要がある場合は、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受入先となる都道府県との調整スキームを整備するとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達などを支援する。

# (3) 病院、社会福祉施設等の要配慮者の広域避難

町は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、関係 団体と十分に連携して、受入元と受入先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、 入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の実施にあたる。

# 第7節 救助・救出計画

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、 人員、資機材を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、 救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主 防災組織において自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する 防災関係機関に協力することが求められる。

◇実施責任者 町 長 (本部長)

◇実施担当グループ ○救助・救出(総務課、消防、警察、民間団体等)

### 1 町による救助活動

(1) 町は、消防機関と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。

なお、その状況について逐次、県に報告するものとする。

- (2) 町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。
  - ① 応援を必要とする理由
  - ② 応援を必要とする人員、資機材等
  - ③ 応援を必要とする場所
  - ④ 応援を希望する期間
  - ⑤ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- (3) 町は、町内に予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等 に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。
  - 第1章 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の 把握並

びに関係機関団体との協力体制の確立

建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有 の有無について、あらかじめ調査し、協力を求めておくこと。

- ② 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域と町との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- ③ 自主防災組織、事業所及び住民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
- ④ 自主防災組織の救助活動用資機材の配備促進
- ⑤ 救助技術の教育、救助活動の指導

# 2 自主防災組織、事業所等による救助活動

- (1) 自主防災組織、事業所の防災組織及び町民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。
  - ① 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
  - ② 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
  - ③ 自主防災活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図る。
  - ④ 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。
- (2) 風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。
  - ① 救助技術、救助活動の習熟
  - ② 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
  - ③ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

# 第8節 食糧供給計画

災害時における被災者、応急作業従事者等の食糧の確保並びに供給方法等について、 定める。

◇実施責任者 町 長 (災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により 実施する。)

◇実施担当グループ ○食糧の調達確保(企画政策グループ)

## 1 災害時の応急供給

(1) 実施責任

町長は、管内の災害時における生活必需物資等の供給協力業者の協力を得て、応急 供給を実施する。

(2) 申請

災害のため、炊き出し等を実施しようとするときは、直ちにその旨を県中地方振興 局を経由して知事に申請し、主食の供給措置を行う。

- (3) 応急供給の対象者
  - ① 避難所に収容された者。
  - ② 住家が被災して炊事のできない者。
  - ③ 住家が被災して一時縁故先に避難する者。
  - ④ 被災地において応急作業に従事している者。
- (4) 応急供給品目

応急品目は、原則として米穀とするが、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、インスタントラーメン、その他の食品等とする。

(5) 応急供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。乾パン、麦製品の換算率は、100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。

- ① 罹災者に対する給食は、1人当たり1食精米換算200グラムの範囲内。
- ② 被災によって供給機関が通常供給できないときの供給は、1 日当り精米換算 400 グラムの範囲内。
- ③ 災害救助、応急復旧作業に従事する者に対する給食は、1 食当り精米換算 300 グラムの範囲内。
- (6) 給与期間

原則として、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が継続する状況が続き、相当期間の給食が特に必要であると判断される場合はこの限りでない。

- (7) 食糧の調達供給方法
  - ① 米穀

町長は、罹災者に対して炊き出し等の給食に必要な応急米穀等を現地で確保できな

いときは、その確保について県中地方振興局を通じ知事に要請するものとする。 なお、災害救助法が発動された場合における政府米の知事への緊急引き渡し手続 については、東北農政局福島県拠点と福島県知事の協定による。

② 乾パン

炊き出しに至るまでの応急用として、災害救助法が発動された場合は、知事に要請し政府保有の乾パンの引き渡しを受ける。

③ 生パン

町内のパン製造業者に事前に連絡、製造を依頼して調達する。

④ 副食、調味料

副食、調味料(醤油、味噌、塩、缶詰)については、必要に応じて町内業者から調達する。

⑤ 乳児食の調達

乳児に対する給食は、人工栄養を必要としその確保が困難なものに対して、実情に応じて町内取り扱い業者から購入し、支給するものとする。

- (8) 米飯の炊き出し
  - ① 炊き出し場所

炊き出しは、なるべく既存の施設を利用し、避難所、または災害応急措置現場付近の適当な場所で実施する。

② 炊き出し施設及び器材の使用 炊き出しは、小中学校給食室、公民館等を使用する。炊き出しの際の炊事器材は、 各小中学校の給食用を使用する。

③ 炊き出し方法

原則として包装食とし、できるだけ保存性のある副食物を添える。

④ 協力団体

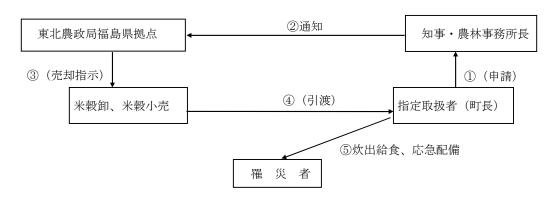
炊き出しにあたっては、次の団体の協力を求めて実施する。

- ア、民生・児童委員協議会
- イ、社会福祉協議会
- ウ、消防後援隊婦人部
- エ、日赤奉仕団
- 才、自主防災組織(行政区組織)
- カ、自衛隊
- (9) 食糧の配付
  - ① 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。
  - ② 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配付する。
- (10) 備蓄・調達
  - ① 食糧調達は原則的に町内の業者からの調達による。
  - ② 緊急調達に備え、事前に町内の食糧供給協力業者等と協議し、速やかな対応が可能となるよう、調達先を定め災害に備える。

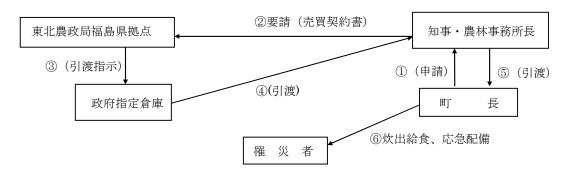
- (11) 炊き出し給与状況の記録
  - 炊き出しを実施した場合は、次により記録しておかなければならない。
- ① 炊き出し受給者名簿
- ② 炊き出しその他による食品供与物品受払簿
- ③ 炊き出し用物品借用簿
- ④ 食糧品現品給与簿

# ◎ 米穀の応急供給系統図

(1)災害により応急用食糧の供給を行うため、県知事が取扱者を指定し、その者に応急供給させる場合



(2) 災害救助法が発動され、県知事が直接政府から買い受け、 自ら供給を実施する場合



# 第9節 衣料等物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品、生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を確保するための計画である。

 ◇実施責任者
 町 長(災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により 実施する。)
 ◇実施担当グループ
 ○救助物資配分計画書の作成及び配布(住民グループ)
 ○生活必需品の調達確保(住民グループ)
 ○義援金・義援物資の受付、配分(福祉グループ)

### 1 給(貸)与対象者

- (1) 災害により住家が全焼、流失、全壊、半焼、半壊及び埋没、床上浸水等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者。床下浸水又は非住家被害を受けただけの者は対象としない。
- (2) 被服、寝具、その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

# 2 給(貸)与の方法

(1) 物資の調達及び配分計画の樹立

災害救助法の適用の有無にかかわらず、世帯構成員別被害状況を把握のうえ、住民 課住民グループが配分計画を樹立する。

① 物資の調達

物資は、町内の関連業者から調達するほか、町内で調達困難な物資については、 県及び近隣市町村長に依頼し調達する。

② 給(貸)与

ア、給(貸)与は、救助物資配分計画書により実施する。

- イ、物資の給(貸)与の円滑化を図るため、給(貸)与箇所を本部及び旧町村単位ごと に物資の集配所を設け配分する。学校、その他避難所の収容者については、避難 所ごとに給(貸)与し、区長、民生・児童委員等を通じ給(貸)与する。
- ③ 救援物資等の集積場所

調達した物資又は県からの救援物資の集積場所は、三春町民体育館とする。 ただし、多量の物資を輸送する場合等で、災害発生地区によって、在庫場所からの 直接輸送の方が便利な場合には、集積をせずに直接各集配所へ配送するものとする。

④ 救援物資等給(貸)与品目

ア、寝具(布団、毛布、タオルケット等)

イ、外衣(洋服、作業服、婦人服、子供服)

- ウ、肌着(シャツ、ズボン下、パンツ等の類)
- エ、身の回り品(タオル、手拭い、靴下、ズック靴、傘等の類)
- オ、炊事道具(鍋、炊飯器、包丁、コンロ、バケツ、ガス器具等の類)
- カ、食器(茶碗、皿、箸等の類)
- キ、日用品(石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等の類)
- ク、光熱材料 (マッチ、ローソク、灯油、プロパンガス等の類)
- ケ、その他日常生活に欠くことができないと認められるもの。
- ⑤ 救援物資等給(貸) 与の期間

原則として、当該災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害が継続する状況が続き、相当期間の給(貸)与が特に必要であると判断される場合はこの限りでない。

- (2) 備蓄・調達方法
- ① 必要な物資については、調達までの時間を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量は、町において備蓄保管するものとする。
- ② その他調達にあたり、あらかじめ町内の災害時における生活必需物資等の供給協力業者と協議し、緊急時に速やかなる対応が可能となるよう、調達先を定め、災害に備える。
- (3) 物資の給与状況の記録

物資を給与した場合は、物資受払簿、物資給与及び受領書及び物資購入(配分)計画表により記録し、県調達分と町調達分を明らかにしておくこととする。

### 3 義援金・義援物資の取り扱い

町に送付された義援金・義援物資の取り扱いは、保健福祉課福祉グループが担当する。 受付の記録、保管、罹災者への配分等は、町長の指示するところにより、その状態に 応じ適切かつ正確に行うものとする。

- (1)義援金の取扱
  - ① 義援金の募集

災害に際し、被災者に対する義援金の受入れを必要とする場合は、次の関係機関に協力を求め募集方法、期間等を定めて募集を行うものとする。

ア、関係機関

日赤福島県支部、福島県共同募金会、NHK福島放送局、県等

② 義援金の配分

町内外各地の支援者から送られた義援金を適正に配分するため、関係機関で構成する災害義援金配分委員会を設置し、義援金の配分について協議・決定するものとする。 ア、関係機関

- 三春町赤十字奉仕団、三春町社会福祉協議会、NHK福島放送局、県
- イ、協議・決定事項
  - ・義援金の保管

- ・義援金の配分方法、配分基準、配分時期
- ・義援金の使途
- ・その他必要な事項
- (2) 義援物資の受入れ及び配分

義援物資の受入れ及び配分にあたっては、次の事項に留意するものとする。

① 個人提供の物資の取扱い

災害時においては、同一物資が大量に必要となるため、効率的な調達・配分の観点から、個人からの救援物資の提供は原則受けないものとし、極力、義援金としての協力を依頼する。

なお、個人からの申し出については、提供物資や提供者などを記録し、必要に応 じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

② 受入れにあたっての物資の考え方

原則として、腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。 物資梱包にあたっては、単一物資梱包とし、規格違いや種類違いなどの複数物資に よる梱包は仕分け等の余分な手間が必要となるため、受け付けないものとする。

③ 受入体制の広報

町等は、円滑な救援物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道 機関を通じて広報に努める。

- ア、必要な物資と必要な数量
- イ、義援物資の受付窓口
- ウ、義援物資の送付先、送付方法
- エ、個人からは、原則義援金として受付
- オ、一方的な義援物資の送り出しは、災害応急対策の支障となるため行わないこと
- ④ 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、町は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受け入れに努める。

# 第10節 給水計画

災害により、水道、井戸等の給水施設が破壊され又は飲料水が汚染されたことにより、 飲料水等を得ることができなくなったとき、必要最小限度の飲料水の供給と医療用水等を 優先的に確保することとする。

◇実施責任者 町 長 (災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により 実施する。)

◇実施担当グループ ○給水救護(水道・宅造グループ)

### 1 飲料水供給の概要

町は、県及び国の協力を得ながら災害による被災者に対して概ね当初、最低 1 人 1 日 3 次の飲料水を供給し、発災後 4 日から 7 日までは 1 0 次、2 週目は 5 0 ~ 1 0 0 次、3 ~ 4 週目は 1 5 0 ~ 2 0 0 次を目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4 週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

### 2 給水方法

(1) ろ過器による給水

県、自衛隊、その他関係機関に依頼し、湖沼水、河川水、または汚染度の少ない井戸水をろ過し、あるいは化学的に処理を加え消毒して給水する。

(2) 搬送給水

被害を受けていない水源地または上水道、簡易水道から取水し、給水車等を動員して搬送のうえ給水する。

(3) 応援の要請

町において飲料水等の供給ができないときは、県、関係機関、団体等に応援を要請する。なお、ろ過器及び給水車が不足するときは、隣接市町、自衛隊等から応援を受ける。

# 3 災害救助法による実施基準

- (1) 給水対象者
  - ① 災害のため飲料水を得ることができない者。
  - ② 対象地区の範囲については、各グループの被害状況調査、復旧状況、住民情報を基に決定する。
- (2) 実施期間(供給期間)

災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要により知事の承認を得て延長する ことができる。

(3) 費用の基準

当該地域における通常の実費の範囲内とする。

- (4) 費用の範囲
  - ① 飲料水の輸送及び供給のための労務費。
  - ② ろ過器、その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費。
  - ③ 浄水用の薬品及び資材費。
  - ④ 費用の限度は、概ね1人当たり1日3次を供給するために必要な範囲の額。

# 4 住民への周知

- (1) 給水にあたっては、広報車の巡回及び防災行政無線により、地域住民に周知する。
- (2) 広報内容
  - ① 給水拠点の場所及び給水方法。
  - ② 水道施設の復旧見込み及び被害の状況。
  - ③ その他必要事項。

# 5 水道施設の応急復旧

水道施設の応急復旧については、別に定める「水道施設の災害応急対策計画」による。

### 6 給水の記録

給水を実施した場合は、飲料水供給記録簿、給水用機械・器具修繕簿、給水用機械・ 器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿により記録しておかなければならない。

# 7 生活用水の確保

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める.

# 第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

災害によって住家を失い、または破損等のため居住することができない者に対し、この 計画により、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理を行い、その居住の確保を図る。

◇実施責任者 町 長 (災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により 実施する。)

◇実施担当グループ○応急危険度判定、仮設住宅建設、仮設住宅への入居(建築グループ)

## 1 応急危険度の判定

町内建築物に、災害により相当の被害が発生し、応急危険度判定士による居住の可否の判定を要する事態と判断される場合は、建築グループは県支援本部に対し支援要請を行い、応急危険度の判定を行うものとする。

※ 第6章 大規模地震対策計画を参照

### 2 応急仮設住宅の供与

(1) 対象者

災害によって、住家が全壊、全焼、または流失し住家を失った者、または危険度判定により立入禁止の措置を受けた者、居住する住宅がない者又は避難勧告等により長期にわたり自らの住居に居住できない者で、自らの資力では住宅を確保できない者。なお、資力に関しては、災害時に十分な精査が困難なため、資力要件については、制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

- (2) 応急仮設住宅の建設
  - ① 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。
  - ② 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。
  - ③ 町は、平時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設適地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行う。

#### (3) 建設予定地

原則として、できる限り集団的に建設できる被災地周辺の町有施設等で、電気、水道等を容易に確保できる場所とする。ただし、状況によりやむを得ない場合は、他の官有地、または私有地を借り上げ、建設する。

注) 借り上げに際しての留意事項

a. 私有地借り上げ期間 3年程度

b. 国有財産貸与申請 財務省へ

c. 私有地借り上げ料 災害救助法適用外

### (4) 規模

1戸あたり29.7㎡(9坪)を基準とする。

#### (5) 着工

災害発生日から20日以内。

### (6) 供与期間

工事完了の日から2年以内。ただし、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号。以下「法」という。)に基づき、政令により、法第2条第1項の特定非常災害として指定されていることを前提として、この給与期間を延長する必要が生じた場合は、内閣総理大臣に協議の上、同意を得た後に、供与期間の延長を行うことができる。

#### (7) 入居者の決定

① 該当者の抽出

建築グループは、被害状況報告及び被災者名簿(罹災証明発行者名簿)により、 該当者を抽出し、応急仮設住宅入居該当者調(県様式 3-11-1)を作成する。

② 入居希望者の募集

建築グループは、文書情報グループを通じ、あらゆる広報手段を利用して、被災者に周知し、相当期間をもって募集する。

③ 入居者の決定

建築グループは、希望者について、応急仮設住宅該当対象者選定調書(県様式 3-11-2)を作成し、町長が任命する選考委員会(副町長ほか7名程度で構成)において、公平な審査、または抽選(公開を原則とする。)により入居者を決定する。

### (8) 整備帳簿類

- ・救助実施記録日計表(県様式3-7-5(2))
- ・応急仮設住宅入居該当者調(県様式 3-11-1)
- · 応急仮設住宅該当対象者選定調書(県様式 3-11-2)
- ・応急仮設住宅台帳(県様式 3-11-3)
- 建設工事関係書(契約書、設計書、仕様書等)
- 支払関係証拠書類

(応急仮設住宅敷地賃貸借契約書)

(応急仮設住宅敷地使用貸借契約書)

#### (9) 福祉仮設住宅の設置

町は必要に応じ、福祉仮設住宅を設置することとする。なお、福祉仮設住宅の条件は、概ね次のとおりとする。

- ① 福祉仮設住宅として高齢者等の要援護者を複数収容できる住宅
- ② 要配慮者が保健福祉サービス等を利用しながら生活できる構造及び設備を有する 住宅

## 3 借上げ住宅等の提供

(1) 借上げ住宅の提供

町は、民間賃貸住宅空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅のみでは、膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合や、長期間の避難が予想される場合等の事情がある場合は、民間賃貸住宅の借り上げは、(公社)福島県宅地建物取引業協会を通して行うことができる。なお、入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のための地域単位での入居などにも配慮する。

(2) 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、 災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

# 4 住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理
  - ① 住宅の応急修理に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。
  - ② 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行うものとする。
- (2) 災害救助法による住宅の応急修理
  - ① 対象者

以下の全ての要件を満たす者(世帯)

ア、当該災害により準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の住家被害を受けた こと。

災害により準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の 応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施 することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

イ、応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者(世帯)が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を 行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれること。 ウ、応急仮設住宅等を利用しないこと

応急仮設住宅(民間借上げ住宅を含む)、公営住宅等と応急修理の制度を重複して利用することは認められない。

ただし、以下の場合を除く。

- (a) 一時的な避難場所として公営住宅等を利用している場合
- (b) 応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超え、かつ発災の日から原則6か月以内に修理が完了し自宅に戻ることが可能であると見込まれる者であって、自宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な場合

なお、この場合、応急仮設住宅の使用期間は災害発生の日から原則 6 か月 とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去すること。

エ、災害のため住家が中規模半壊、半壊又はこれに準ずる程度の損傷を受け、 自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は 市町村において、「資力に関する申出書」(様式第2号)を基に、その被災者 の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、 判断する。

### ② 修理の範囲

応急修理の対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことができない部分であって、より緊急を要する箇所について実施することとする。

- ア、屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- イ、ドア、窓等の開口部の応急修理
- ウ、上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- 工、衛生設備の応急修理
- ③ 完了期限

災害発生の日から1か月以内に完了するように行うものとする。

- ④ 対象者の決定(応急仮設住宅入居者決定に準じる。)
  - ・抽出 応急修理該当者調(県様式3-11-6)の作成
  - ・決定 応急修理施工対象者選定調書(県様式3-11-2)の作成
- ⑤ 整備帳簿等
  - · 救助実施記録日計表 (県様式 3-7-5(2))
  - ·住宅応急修理記録簿(県様式3-11-5)
  - ・応急修理該当者調(県様式3-11-6)
  - ・応急修理施設対象者選定調書(県様式 3-11-2)
  - ·住宅応急修理関係書(契約書、仕様書等)
  - · 支出関係証拠書類

# 第12節 医療、助産計画

災害によって、被災地の住民が医療の途を失うような状況や、一時に多数の負傷者が発生し、応急的な医療と助産が必要となった場合において、この計画により、被災者の救護保護を図るものとする。

◇実施責任者 町 長 (災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により 実施する。)

◇実施担当グループ ○応急救護(地域ケア推進グループ・保健医療グループ、医師会)

### 1 医療救護

(1) 対象者

災害によって、医療の途を失った者。

(2) 救護所の設置

町内医療機関での医療措置が確保できない場合、以下により設置する。

① 設置者

ア、保健福祉課長は、災害の状況により多数の負傷者の発生が予想されるときは、 応急的な医療措置を行うため、救護所を設置する。

イ、本部長(町長)は、大規模災害発生に伴い、上記アで対応が困難な場合は、 自衛隊の派遣による救護所の設置を要請する。

② 設置場所

被災地の最寄りの町有施設等で、安全を確保できる建物内に設置する。

③ 医療救護班の編成及び派遣

保健福祉課長は、所属の指定職員を連絡員にあて、医師会等の協力を得て、医師、看護師等で編成する医療救護班を救護所へ派遣するものとする。

- ④ 医療措置
  - ア、診療(死体検案を含む。)
  - イ、応急措置、その他の治療及び施術
  - ウ、分娩の介助及びその前後の措置
  - エ、薬剤又は治療材料の支給
  - オ、医療施設への搬送要否の決定
  - カ、看護
  - キ、その他医療(看護)救護に必要な措置
- ⑤ 搬送

地域ケア推進グループ・保健医療グループは、収容可能な医療機関を把握し、 医療救護班の班長の要請に基づき必要な医療機関に搬送する手続きをとる。

⑥ 医療スタッフ等の搬送

医療(助産)救護活動が円滑に実施できるよう、医療スタッフ等の搬送にあたっ

ては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

⑦ 救護所で用いる災害時医薬品

町は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医療品等供給マニュアル」により、県に供給要請を行う。

- (3) 整備帳簿類(災害救助法が適用になった場合)
  - ◎ 救助実施記録日計表(県様式 3-7-5(2))
  - ◎ 救護班活動状況 (県様式 3-12-3)
  - ◎ 医療品衛生材料受払簿(県様式 3-12-4)
  - ◎ 救護班出動編成表 (県様式 3-12-5)
  - ◎ 救護班診療記録簿(県様式3-12-6)
  - ◎ 救護班医薬品衛生材料使用簿(県様式 3-12-7)
  - ◎ 医療品衛生材料等購入支払証拠書類
  - ◎ 病院、診療所医療実施関係診療報酬に関する証拠書類

### 2 助産

(1) 対象者

災害によって助産の途を失った者で、災害の発生日以前、または以後7日以内に分娩し、現に助産を要する者。

(2) 救護班

町内の助産機関に収容困難な場合、地域ケア推進グループ・保健医療グループは、医師会等の協力を得て、医師、または助産師1名、看護師2名及び所属の指定職員1名で編成する救護班を編成し、助産を実施する。

- (3) 整備帳簿類
  - ◎ 救助実施記録日計表(県様式 3-7-5(2))
  - ◎ 医療品衛生材料受払簿(県様式3-12-4)
  - ◎ 救護班診療記録簿(県様式 3-12-6)
  - ◎ 助産台帳(県様式 3-12-10)
  - ◎ 助産関係支出証拠書類

# 3 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、町は被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

# 第13節 防疫計画

災害時における被災地の衛生条件悪化に伴う感染症の予防等を、この計画により実施し、 被災者の健康の保持を図るものとする。

◇実施責任者 町 長

◇実施担当グループ ○災害防疫活動、臨時予防接種(地域ケア推進グループ・保健医療グループ)

○生活用水の供給(水道・宅造グループ)

## 1 災害発生時の防疫体制の樹立及び情報連絡

町長は、災害の状況及び知事の指示、命令に応じていつでも臨機の防疫作業が開始できるよう県に準じて警戒体制を整えるとともに、県と一体的活動ができるよう被害状況の把握及び報告を行うものとする。

(1) 防疫組織

県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、防疫対策 の企画、推進にあたる。

- (2) 被害状況の把握及び報告
  - ① 被害地域の防疫活動は早急に行わなければならないので、町長は被害の状況を、迅速、かつ、的確に把握しなければならない。
  - ② 町において被害状況を把握したときは、速やかに次の報告書を所轄保健所長を経由し、知事に提出する。ただし、その概要についてはできる限り事前に報告する。
    - ◎ 被害 (調査) 票 (県様式 3-13-1)
    - ◎ 防疫活動状況報告書(県様式3-13-2)
    - ◎ 災害防疫費所要見込額調(県様式 3-13-3)

### 2 災害防疫活動

- (1) 実施機関
  - ① 災害地における防疫は、町長が実施するものとする。
  - ② 町で措置不可能の場合は、近接市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。
- (2) 町の業務

町長は、知事の指示、命令に応じ県の業務と一体となり、概ね次の業務について防 疫活動を行うものとする。

① 実施業務

ア、消毒方法の実施について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、本節において「法」という。)第27条第2項及び第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき、消毒方法を速やかに実施すること。

## (a) 実施方法

実施にあたっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律施行規則(以下本節において「施行規則」という。)第14条及び第16条 の定めるところによること。

### (b) 薬 剤

り災地域における薬剤の必要総量の算出基準は、下表のとおりであり、これに準じて所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ不足を生ずるときは、所要量を県にあっ旋の要請をすること。

消毒方法薬剤所要量の算出方法についても下表のとおりである。

## ◎ 浸水家屋の消毒に要する薬剤所要量の算出法

薬剤の種類	薬剤量算出方法					
普通石灰	浸水戸数×6 キログラム					
クロールカルキ	井戸の数(概数)×200 グラム					

### ② ねずみ族、昆虫等の駆除について

法第 28 条第 2 号の規定により、知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、施行規則第 15 条の規定に定めるところによる。

この場合の申請手続きは県様式 3-13-6 により、知事あて電話で報告のうえ追って文書で申請すること。

### ③ 生活の用に供される水の供給

法第31条第1項の規定により、知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限した場合、法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、町長は速やかに生活用水を供給すること。

実施方法は、「第9節 給水計画」に基づき実施する。

### ④ 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設であり、かつ、多数の避難者を収容するため 衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県の指導 のもと町において防疫活動を実施するものとする。

# ⑤ 臨時の予防接種

予防接種法第6条の規定による知事の命令に基づき実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないように措置する。

⑥ 防疫作業日誌を作成するものとする。

#### (3) 感染症指定医療機関

名 称 公立岩瀬病院

所在地 須賀川市北町 20 TEL 0248-75-3111

# 第14節 災害廃棄物処理計画

災害によって排出された一般廃棄物、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を、 この計画により迅速・適切に処理し、被災者の生活環境保全を図る。

なお、策定にあたっては、環境省「災害廃棄物対策指針」を参考とする。

- ◇実施責任者 町 長
- ◇実施担当グループ ○ごみの処理(生活環境グループ・国保グループ、町委託業者、町許可業者、 田村広域行政組合、建設業組合)
  - ○し尿の処理(生活環境グループ・国保グループ、田村広域行政組合)

## 1 調査

(1) 廃棄物等調査

生活環境グループ・国保グループは、一般廃棄物 (ごみ) の排出状況等を調査し、 次の項目について取りまとめる。

- ① 一般廃棄物の排出量と必要車両及び台数 生活環境グループ・国保グループは、一般廃棄物(し尿)の状況等を調査し、次の項目について取りまとめるものとする。
- ② 浸水便槽数と予想汲み取り量
- ③ 必要仮設便所数
- (2) 一般廃棄物処理施設調査

生活環境グループ・国保グループは、清掃センター内の一般廃棄物処理施設の被害 状況を調査のうえ、次の項目について町長に報告するとともに、処理能力の復旧保持 に着手するものとする。

- ① 処理能力確認
- ② 被害状況及び被害見積額
- ③ 応急復旧工事に要する概算見積額

### 2 報告

生活環境グループ・国保グループは、ごみ及びし尿について被害状況を集約し、住民 課長に報告するとともに、次の事項について、県防災行政無線を使用し、県に報告する ものとする。

- ① 一般廃棄物処理施設被害状況並びに被害見込額
- ② 応急復旧工事に要する概算見積額
- ③ 一般廃棄物処理能力の確保状況
- ④ 一般廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

## 3 廃棄物の処理

(1) 実施主体

生活環境グループ・国保グループ

(2) 一般廃棄物排出量の推定

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみ等が排出されるものと予想される。そのため、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しつつ作業計画を策定する。

- (3) 収集体制の確保
  - ① 町有車両及び町委託業者の車両により収集する。
  - ② その被害の状況により、相当数の車両を必要とする場合は、近隣市町村の一般廃棄 物処理業許可業者及び三春町建設業組合に委託し収集する。
- (4) 処理対策

※ 資料編・・・三春町災害廃棄物処理計画参照

(5) 災害廃棄物の排出量の推定

災害時には、平常時の一般廃棄物に加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきの排出が想定される。そのため、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しつつ作業計画を策定する。なお災害時廃棄物の排出量は、資料編「三春町災害廃棄物処理計画」のとおり推計される。

# 4 し尿の処理

(1) 実施主体

生活環境グループ・国保グループ

(2) し尿処理量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、予め水洗化の状況、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推計しておく。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、防疫 上、できる限り早急に収集処理を行う必要があり、そのため緊急時における収集体制 の確立を図る。

(3) 収集体制の確保

災害の状況に応じて、家庭便槽の漏水や破損等で緊急なし尿の収集が必要とされる ため、収集計画を立て田村広域行政組合に依頼し、次のとおり実施する。

- ① 被害集中地区を中心に収集車の台数を増加し作業を実施する。
- ② 収集については、祝祭日にかかわらず作業を実施する。
- ③ 仮設トイレの汲取りは、原則的に1日1回行う。
- ④ し尿収集車両等が不足すると思われる場合には、近隣市町村へ応援要請をする。
- (4) し尿汲取り料金の補助

汲取り料金については、被災者の経済的負担を軽減するため、料金の一部又は全部 を補助する。

### (5) 処理対策

① 収集した一般廃棄物(し尿)は、原則としてし尿処理施設で処理する。

また、し尿処理施設において処理能力を確保できない場合は、住民課長は企業局長と処理について協議する。又は、適切な貯留槽を設置し薬品投入など、環境衛生に影響を及ぼさないよう処理するものとする。

# ② 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより 下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の生活環境及び公衆衛生の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

更に、汲取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置されて設計を れている。 れている。

### ③ 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、普段 から水の汲み置き等を指導しておく。

# 5 廃棄物処理施設の確保及び復旧

### (1) 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、 強いては周囲の環境汚染を引き起こす恐れがあるので、普段より施設の維持管理を十 分に行う。

### (2) 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村の処理施設に処理 を依頼するなどの方策をとる。

### 6 応援体制の確保

町は、被災状況を勘案し、その区域内の処理が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

また、災害時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃関連業界、し尿処理 関連業界及び仮設トイレ等を扱うリース業界等に対して、迅速かつ積極的な協力が得ら れるよう体制を整えておくとともに、近隣市町村間と応援体制を整えておく。

# 第15節 遺体の捜索、収容、埋葬計画

災害により、すでに死亡していると推定される者の捜索及び収容処理並びに埋葬の万全 を図るものとする。

◇実施責任者 町 長 (災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により 実施する。)

◇実施担当グループ○収容、処理、埋葬(生活環境グループ・国保グループ)

○捜索(総務課、消防団、警察署、消防署、地区住民)

○検視・検案(警察医、医師会)

# 1 遺体の捜索

(1) 対象者

災害によって、現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

(2) 捜索活動

消防団長は、消防署及び警察署と連携をとり、状況によっては地元住民の協力を得て捜索活動を実施する。

- (3) 報告
  - ① 捜索中に遺体を発見した場合は、直ちに所轄の警察署へ報告するものとする。
  - ② 捜索実施のつど、その状況を死体捜索状況記録簿に記入し、県へ報告するものとする。
- (4) 整備帳簿等
  - ◎ 死体搜索状況記録簿(県様式 3-15-1)
  - ◎ 死体搜索用機械器具燃料受払簿(県様式 3-15-2)
  - ◎ 死体搜索用機械器具修繕簿(県様式 3-15-3)
  - ◎ 死体搜索費関係支払証拠書類

### 2 遺体の収容

(1) 収容

生活環境グループ・国保グループは、警察等の協力を得て、遺体を一時保存に適当な施設に収容する。ただし、身元が判明し、引取人があると認められるときは、死体処理台帳に記載のうえ引き渡す。また、身元が不明である場合は、遺体の撮影を行い、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を死体処理台帳に記載し、死体安置所等に掲示する。

(2) 警察による検視

遺体を発見又は収容した際は、直ちに警察署に届出し、検視を受けること。

## 3 遺体の処理

(1) 対象者

災害によって死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、遺体の洗浄縫合、 消毒等の処置、遺体の一時保存、検案を行うことができない場合。

(2) 遺体の処置、及び検案

生活環境グループ・国保グループは、地域ケア推進グループ・保健医療グループを通じて、医師会等に医師の派遣を要請し、所属の指定職員とともに遺体安置所等において、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案を行う。

なお、必要に応じ、葬祭業者の雇用又は地元住民の協力を得て行う。

(3) 遺体の引受け

生活環境グループ・国保グループは、警察署から遺体の引き渡しの通知を受けたときは、直ちに職員を派遣し、引き受ける。

- ① 身元判明者については、死体処理台帳に記載のうえ、引受人に引き渡す。
- ② 身元不明者については、一時保存の措置を行う。
- (4) 遺体の処理期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。

- (5) 整備帳簿等
  - ◎ 救助実施記録日計表(県様式 3-7-5(2))
  - ◎ 死体処理台帳(県様式 3-15-4)
  - ◎ 死体処理費関係支出証拠書類

### 4 埋葬

- (1) 災害時に死亡した者に対し、その遺族等が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、 埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がなく、埋葬を行うことができ ない場合に、応急的な措置として埋葬を行う。
- (2) 埋葬の方法

生活環境グループ・国保グループは、火葬台帳に記入のうえ、近隣市町村の協力を得て火葬を行う。

なお、火葬後も引取人のない遺骨は町内寺院等の協力を得て、埋葬する。

- 注)被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡 人取り扱いとする。
- (3) 埋葬の期間

災害の発生の日から10日以内。

- (4) 整備帳簿等
  - ◎ 埋葬台帳(県様式 3-15-5)
  - ◎ 埋葬費関係支出証拠書類
  - ◎ 火葬台帳

# 第16節 障害物除去計画

災害時に際して、土、石、立木及び災害を受けた工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等災害応急措置を迅速、的確に実施する。

◇実施責任者 町 長 (災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により 実施する。)

◇実施担当グループ ○住居障害物の除去(生活環境グループ、国保グループ、消防団、自主防災 組織、建設業協会)

○道路・河川障害物の除去(管理者)

# 1 障害物の除去

- (1) 住宅関係障害物の除去
  - ① 実施機関

災害時における障害物の除去は、町長(本部長)が行うものとし、災害救助法が 適用された場合は県知事が行うが、県知事から委任された場合又は県知事による救 助の余裕がない場合は、県知事の補助機関として町長(本部長)が行うものとする。

### ② 除去の対象

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等のため、当面の日常生活 が営み得ない状態にあり障害物の除去を早急に実施しなければならないものを対象 とする。

- ア、居間、炊事場等、日常生活に欠くことの出来ない場所に障害物が運ばれているか、又は家敷内に運びこまれているため、家の出入りが困難な状態であること。
- イ、自らの資力をもっては、障害物の除去ができない者であること。
- ウ、住家が半壊又は床上浸水を受けた者であること。
- エ、応急措置の支障となるもので、緊急を要する場合であること。
- ③ 除去の方法

宅地内の障害物は住民が町で指定した場所に除去する。ただし、自ら除去することができない程度の障害物は、生活環境グループ・国保グループ及び消防団が除去搬出する。

ア、工作物等の保管(災害対策基本法第64条)

所有者不明の工作物は、所有者が判明するまで対策本部が指定する場所に保管 し、保管を始めた日から14日間その工作物等を公示する。

イ、障害物の売却及び処分(災害対策基本法施行令第25条~第27条)

保管した工作物等が滅失し又は破損する恐れがあるとき、又はその保管に不相 当な費用並びに手数を要するときは、その工作物を売却し代金は保管する。売却 の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行う。

# ウ、車両、機材調達先 建設業協会等建設業者

### エ、整備帳簿類

- ◎ 救助実施記録日計表(県様式 3-7-5(2))
- ◎ 障害物除去該当者調
- ◎ 障害物除去該当者選考調書
- ◎ 障害物除去の状況
- ◎ 障害物除去支出関係書類
- ④ 災害救助法が摘要された場合の除去

# ア、対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所(居室、 台所、便所等)に土砂、流木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資 力では障害物の除去ができないもの。

### イ、除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行う。

### ウ、費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

- (2) 道路における障害物の除去
  - ① 実施機関及び方法

ア、道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者 が行う。

イ、道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

- (3) 河川における障害物の除去
  - ① 実施機関及び方法

ア、河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者、消防組織法に規定する消防機関の長が行う。 イ、河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行う。

ウ、水防管理者、消防機関の長は、水防法第28条の規定による緊急措置を行う。

#### (4) 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、町の清掃センターへ搬入して処分するが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保するものとする。

- ① 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない公共用地を選定する。
- ② 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償(使用)契約を締結するものとする。

# 第17節 消防計画

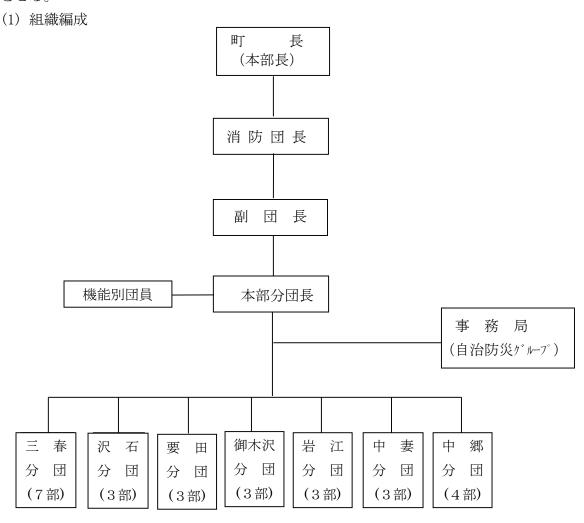
消防計画については、関係各法、令規則並びに三春町条例及び規則等において定めるものによるほか、次のとおりとする。

# 1 目 的

三春町は、消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)第6条に規定する責任を遂行するため、同法第9条に掲げる機関のうち、第1号及び第2号の機関を郡山市、田村市、三春町、小野町の2市2町で構成する郡山地方広域消防組合にその事務を委託し、第3号の機関である消防団を配置することで、常備消防の補完と、災害に対し万全の態勢を確立して、三春町民の生命財産を守り、町民生活の安全確保を図る。

### 2 組織計画

消防機関が災害に対処するための組織を次のとおりとし、災害時に対応する防御体制をとる。



# (2) 消防団員の職務

階級	職務
	○ 消防団全般の指揮命令
消防団長	○ 三春町災害対策本部全般
	○総合的災害対策の樹立
	○ 消防団長の命令伝達
 副 団 長	○ 三春町災害対策本部との連絡
画 四 天	○ 災害情報の収集記録及び系統機関への伝達
	○ 消防団庶務関係全般
	○ 各分団との連絡調整
本部分団長	○ 分署及び関係機関との連絡
<b>本即为国民</b>	○ 通信及び広報活動
	○ 災害現場での消防団本部の設置
	○ 各部への指揮命令及び連絡調整
正副分団長	○ 災害情報の把握及び消防団本部への伝達
正面77 回天	○ 人員、資機材の応援、協力に関すること
	○ 団員の把握及び消防団本部への報告
	○ 災害情報の把握及び正副分団長への伝達
部 長	○ 所属の部団員の把握及び正副分団長への報告
	○ その他上司の命を受け、所属の部団員を指揮する
	○ 災害情報の把握及び部長への伝達
班 長	○ 所属の班団員の把握及び部長への報告
	○ その他上司の命を受け、所属の班団員を指揮する
団 員	○ 上司の命を受け、消防団活動に従事する

# (3) 消防団員の階級別編成

(人)

分	分団名/階級		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
	本	部	1	1	2				2 7	3 1
消	三	春			1	1	7	2 1	7 5	1 0 5
	沢	石			1	1	3	7	4 8	6 0
防	要	田			1	1	3	7	4 2	5 4
団	御オ	マ沢			1	1	3	9	3 4	4 8
	岩	江			1	1	3	8	5 0	6 3
員	中	妻			1	1	3	6	4 7	5 8
	中	郷			1	1	4	1 1	6 4	8 1
	計		1	1	9	7	2 6	6 9	3 8 7	5 0 0

# (4) 災害時の消防隊の編成

- ① 災害時における現場での本部設置は、災害発生状況による。
- ② 災害現場指揮指令は正副団長とし、到着するまでは災害発生地域を管轄する分団長が指揮する。
- ③ 現場本部を設置したときは、直ちに、その場所を町災害対策本部に報告するとともに、連絡員として本部分団長があたり、「三春町消防団本部」と称する。

## 3 消防力等の整備計画

消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図るため、消防力の整備指針と対比して、施設資機材の更新等、消防力を拡大強化し災害に対処する。

#### (1) 消防力等の現況

### ◎ 消防施設の概要

(令和3年11月現在)

施設の名称 /分団	本部	三春	沢 石	要田	御木沢	岩 江	中妻	中郷	計	備考
指揮広報車	1								1	
消防ポンプ車		2	1	1	1	1			6	
小型動力ポンプ 付 積 載 車		2	0				1	1	4	全自動
<ul><li>小型動力ポンプ</li><li>積 載 車</li></ul>		3	3	2	2	2	2	3	1 7	
小型動力ポンプ		5	4	2	2	2	3	4	2 2	水防用含む
消 火 栓		1 3 4		1 1	2 1	7 1	2 4	4 3	3 0 4	
防火水槽		2 8	3 6	3 2	3 7	3 1	3 1	5 0	2 4 5	
火の見やぐら		4	1 5	1 3	1 0	5	9	1 4	7 0	
消防屯所	1	7	1	1	3	1	1	4	1 9	

# (2) 消防力等の増強

## ① 人員

消防力は、上記のとおり機動力の増強を進めているが、団員数については、令和3年4月1日現在、条例定数500名である。今後とも消防力の機動力確保と団員の待遇改善に努めながら資質及び技術の向上を図る。

なお、就業構造の変化に伴い昼間出動可能団員が年々減少しているが、機能別団 員制度を導入することにより昼間出動可能団員を確保する。

## ② 施設、資機材

防火水槽については 40 t 以上を主力とし、今後、住宅戸数の増加にあわせ、その増設を計画する。また、水道管の延伸に伴い、消火栓の設置についても消防力の基準により、その増設を図る。消防ポンプ車、ポンプ及びホース等については、各部に配備したもののうち、老朽化の著しいものから順に更新するものとする。

### (3) 施設及び資機材の整備点検

消防施設の定期点検は、各分団毎に、分団長及び副分団長立会のもとに、毎年2回以上実施し、破損箇所があれば本部に報告し、ただちに補修及び更新措置をとるものとする。消防資器材の定期点検は、各分団毎に、毎月部長立会のもとに実施し、破損箇所があれば分団長に報告し、本部へ連絡のうえ修理及び更新措置をとるものとする。

#### 4 調査計画

消防機関が火災、水害、地震等が発生した場合に的確な防御活動を実施できるようにするため、消防活動をするうえで影響のある地形及び水利等を把握し、さらに、災害発生に際し、災害が拡大する恐れのある住宅密集地帯等について、下記により各分団ごと

に調査し、各分団により災害発生に対処するものである。

- (1) 消防地理図
  - ① 現有消防施設配置図
  - ② 自動車通行可能の道路、架橋の調査及び迂回路の調査図
  - ③ 災害時における交通確保の調査図
- (2) 消防水利図
  - ① 現有消防水利として使用可能な防火水槽、河川等の場所及び自動車進入可能な場所までの距離図
  - ② 防火水槽、河川等の水利の危険箇所調査図
  - ③ 消火栓の配置図
- (3) 密集地带図
  - ① 人口の密集地域の調査把握
  - ② 密集地域の消防施設の状況
- (4) 危険物取扱及び貯蔵の配置図 危険物取扱所の調査

上記(1)~(4)までの調査計画が終了、又は、変更されたときは、各分団長はその都度本部へ調査結果を報告するものとする。

# 5 教育訓練計画

(1) 教育

町の消防機関が、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要 任務を持つものであることから、消防団員として、消防活動を有効、適切かつ迅速に 行うことが出来るよう必要な訓練教育を受け、災害を最小限度にとどめ得る技術を身 につけるために行う。

学校教育

福島県消防学校の消防団員の教育計画に基づき入校させ、教養技術を習得させる とともに全団員に対し指導し、技術の向上を図る。

◎ 校外教育

消防協会主催で、講師に消防学校教官を招聘し実施する教育訓練に参加させる。

◎ 幹部科教育 消防学校の入校計画による期間で、団長の推薦により入校させる。

② 分団各種訓練

各種訓練については、各分団において計画し、団長に報告のうえ実施し、結果についても報告する。

各種訓練のうち、分団から指導要請があった場合には、正副団長、本部分団長及 び訓練指導員がこれにあたるものとする。

# (2) 各種訓練内容

訓	練 名	内容
教育	一般教養	法学概要、一般教養
	訓練礼式	全団員に対し、各個訓練、小中隊訓練、礼式全般、通常点検
基礎	車両訓練	消防車両機関員を対象とし、初歩整備と運転技術の実務
	操法訓練	ポンプ車、小型ポンプの操作訓練と審査要領
	基本訓練	緊急時の招集、出動、機械器具の点検、図上訓練
1 "	建物火災	消防水利を使用した消火訓練、延焼防止訓練、模擬火災訓練
火災	林野及び	悪天候により広範囲にわたる場合の林野火災防ぎょ訓練、器材の使用方法、車
防ぎょ	車両火災	両火災による消火器を使用した消火訓練、通報訓練、交通誘導訓練
	避難訓練	小中学校、幼稚園、保育所等の児童生徒による避難及び誘導、事業所等の訓練
1.174	基本訓練	緊急時の招集、出動、資機材の点検、各種工法による資材作り及び調達運搬
水防	水防訓練	水害による想定箇所の巡視の方法、緊急作業による応急措置、避難訓練等
救急	救助訓練	災害による人命救助訓練
救助	救急訓練	負傷者への応急手当、搬送、医療機関への通信連絡等
総合『	方災訓練	大規模災害に対応する総合的防災訓練

## 6 災害予防計画

災害の予防計画は、災害を未然に防止し、若しくは、災害が発生した場合、災害を最小限に食い止めるため、予防対策に重点をおく。各分団毎に年2回以上、家庭の防火指導を行うとともに住宅用火災警報器の普及啓発を積極的に行い、災害予防の万全を期するものとする。

また、消防後援隊、地区後援隊をして災害予防の訓練指導、災害の予防、鎮圧、警戒等に効果をあげられるよう相互の協調を図るものとする。

## (1) 火災予防指導

① 防火診断

春・秋火災予防運動期間内に一般家庭の防火診断を町内全戸にわたって実施する。

② 臨時防火診断

春・秋火災予防運動期間のほか、必要と認めた場合実施する。

(2) 風水害等の予防指導

風水害による被害発生が事前に想定できる危険箇所等については、パトロール等を 行い、地域住民に対し予防指導を行う。

(3) 広報活動

住民に対する災害予防広報活動を次により実施する。

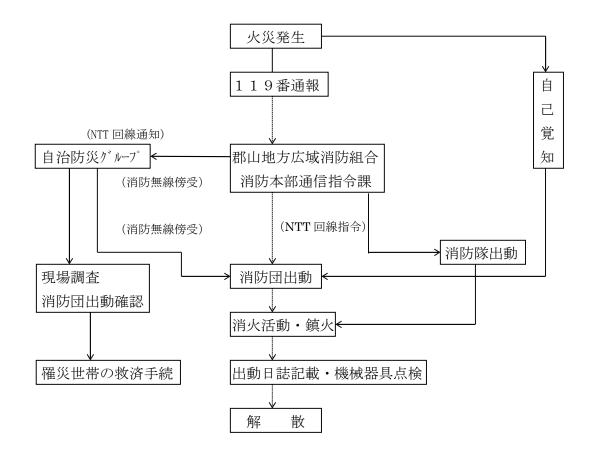
- ① 広報「みはる」(月1回発行、全戸配布)により、災害予防思想の普及徹底を図る。
- ② 春、秋、年末年始の火災予防運動期間中、全団員による家庭の防火指導及び防火チラシの配布を行う。
- ③ その他各地区の実態、各分団の実情にあわせ、各家庭に防火の周知徹底を図る。

# 7 情報伝達計画

# (1) 災害情報の収集

災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、発見者が迅速かつ正確に、 その状況を災害対策本部又は、消防署、消防団本部へ連絡するよう、住民の協力、連 絡体制について周知する。

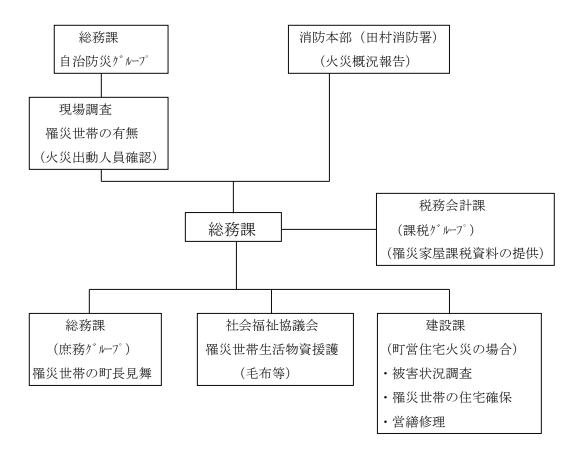
(2) 通常火災時事務フローチャート



第4章 災害応急対策計画 第17節 消防計画

# (3) 火災情報処理フローチャート

消防本部及び総務課の調査により、罹災世帯等が判明し、救済を必要とする場合及 び消防本部調査の火災概況報告については、以下のとおり処理する。



# (4) 情報の報告及び連絡

各分団長は、管轄する地域の災害及び被害の状況を正確にとりまとめ、次の要領により本部に報告する。

### ア 報告要領

- 日 時
- 場 所
- 原 因
- ・ 被害の程度
- 応急処置
- 協力人員関係
- その他必要事項

# イ 連絡の方法

「本章第4節 災害情報の収集伝達、通信の確保 4. 災害通信」による。

# (5) 情報広報

一般住民、関係機関、報道機関への災害情報の広報は、災害対策本部で取りまとめ たものについて、防災行政無線、電話、広報車等により周知する。 ※「本章第5節 災害広報」参照

(6) 情報の記録

災害の状況の記録等は、今後の対策資料として関係書類、写真等を保存する。

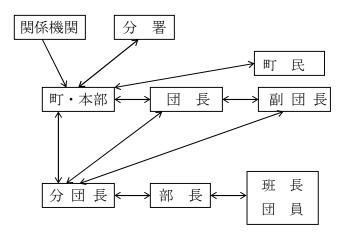
(7) 予警報等伝達計画

災害を未然に防止するために、気象予警報、三春ダム放流警報等これらに関連して 必要とされる各種情報を受領するとともに、その取り扱い及び伝達法は次による。

① 気象予警報及び三春ダム放流警報の伝達

分団長は、関係機関から発表された気象予警報及び三春ダム放流警報等を受領した場合は、すみやかに予警報受領伝達簿に記入し、広報車等をもって住民に周知するとともに、その結果を消防団長へ連絡する。

② 予警報伝達体制系統図



③ この伝達計画に定めるもののほか、必要事項は、「第3章第4節 気象業務整備計画 1 気象等の予警報(3)注意報、警報等の伝達体制及び方法」による。

# 8 火災、風水害等の出動計画

火災、風水害等を警戒し、鎮圧するため、消防団員の出動計画をたて、災害発生の場合に迅速かつ、最大限の防御活動体制をとる。

配備体制については、「本章第3節 職員等の動員配備1 配備体制」による。

(1) 通常火災時の出動計画

火災発生管轄地域の分団は、全団員及び全消防施設設備をもって、火災の鎮圧に努める。

また、状況に応じて、隣接分団及び他の分団は、火災鎮圧に出動する。

- (2) 非常災害時の出動計画
- ① 警戒体制 (第1次非常配備)

台風、集中豪雨、豪雪等により、災害の発生が予想され、気象に関する警報が発 令された場合で、消防団長が警戒を必要と判断した場合の体制とする。

この体制は、災害発生とともに、そのまま直ちに活動が開始できる体制とし、それぞれ管轄地域の必要分団員をもってあてる。

なお、その他の団員は、所在を明らかにして、自宅又は屯所に待機し、出動指令 に即時対応できる体制とする。

- ※ 気象に関する警報等は、「第3章第4節気象業務整備計画」による。
- ② 非常体制 (第2次非常配備)

すでに災害が発生し、なおも被害の拡大のおそれがあり、災害対策本部長が全力 で災害を防御しなければならないと判断した場合の体制とする。

この体制は、災害対策本部長が消防団長に対し動員命令を行い、これを受け消防団長が消防団員全員をもって災害防御にあたる。

- ※ 「本章第3節5.消防団員の動員」参照
- ③ 水防非常配備 「水防計画」による。
- ④ 資機材の配備

消防資機材をもってあてることとし、水防関係については、水防倉庫の備蓄資器 材をもってあてる。

### 9 応援協力計画

隣接市町村の災害発生に際して、従来の応援協力は慣行により行われてきたが、予想される大規模災害を考慮し、文書協定により郡山地方広域消防組合構成市町等との応援協力体制を確立する。

また、災害相互応援協定を結ぶ市町等との連携を図り、大規模な災害への広域相互応援体制を確立する。

- (1) 応援協力計画市町村
  - ※「本章第3節6.他の防災機関による要員の確保」参照
- ① 相互応援協定市町
  - ·郡山市、田村市、小野町(郡山地方広域消防組合構成市町※平成17年6月16日 災害相互応援協定締結)
  - ・いわき市、田村市、小野町 (※平成17年6月1日災害時における災害応援協定締結)
- ② 慣行応援隣接市
  - •本宮市、二本松市
- ③ 応援の方法

4章 災害応急対策計画 第17節 消防計画

隣接市町の通常火災時に行う応援内容は、火災防御に必要な消防施設及び人員の派遣並びに消火活動とし、当町に隣接する地域の火災発生時に出動する。出動した団員は、被災市町村の指示に従い、災害現場での団員への指揮命令は、当該分団長が行う。出動範囲は、災害発生市町村に近い団員をもってあて、応援出動する分団にあっては、本部へ連絡のうえ残留防御力を考慮し出動する。

大規模災害時の応援の方法は、下記(2)の②による。

# ◎ 隣接市町等への火災出動ポンプ台数

市町名	地 区 名	三春	沢石	要田	御木沢	岩江	中妻	中郷	合計
	西田町(丹伊田・高柴方面)	1			1				2
	西田町(太田・宮田方面)	1			1	1			3
	西田町(木村・根木屋・芹沢方面)					1			1
郡山市	舞木町・富久山町・阿久津町 (舞木・小泉・阿久津方面)					1	1		2
	荒井町・蒲倉町・白岩町・中田町 (高倉)方面。					1	1		2
	中田町 (上石・牛縊・黒木・木目沢方面)							1	1
	要田方面	1	1	3	1				6
田村市	芦沢方面	1						1	2
四小111	文珠・春山方面	1	1	1					3
	瀬川方面		1	1					2
本宮市	松沢・稲沢方面		1	1	1				3
二本松市	初森・杉沢・川前方面		1						1
その他	その他郡山市内・田村市内・小野 町	被害状況により応援出動							

### (2) 広域応援協力計画市町村

① 相互応援市町村

※「本章第3節 職員等の動員配備 6.他の防災機関による要員の確保」参照

### ② 応援の方法

大規模災害等の発生に伴う被災市町村への応援は、被災市町村の要請に基づき行うものであるが、救援及び応急復旧に必要な団員の派遣については、町長が消防団へ依頼のうえ、消防団長が必要人員を各分団へ割り当てし、派遣する。

出動する団員は、速やかに出動準備を行い、町の準備した交通手段等により被災 市町村へ出発する。

被災地では、被災市町村の指示に従い、被災現場での指揮命令は、出動した団員 のうち階級上位の者(階級が同じ場合は、別に消防団長が指定する者。)があたる。 第4章 災害応急対策計画 第18節 水防計画

# 第18節 水防計画

災害対策基本法の主旨並びに水防法及び三春町水防計画に基づき、町域内の洪水等の水 災を警戒、防ぎょしまたは被害を軽減するため、水防に関する必要な事項を定めるものと する。

# 1 水防組織

別冊「三春町水防計画書」による。

# 2 水防動員

別冊「三春町水防計画書」による。

# 3 水防活動等

別冊「三春町水防計画書」による。

# 4 その他

水防に関する施設、その他詳細については「三春町水防計画書」による。

4章 災害応急対策計画 第19節 文教対策

### 第19節 文教対策

教育施設の被災または幼稚園児・保育所乳幼児及び小・中学校の児童生徒が、罹災により通常の教育を実施できない場合、教育施設・文教施設の応急復旧を行うとともに、罹災した園児及び児童生徒に学用品等を支給する等応急措置を実施し、教育に万全を期する。

◇実施責任者 町 長 (本部長)、教育委員会

◇実施担当グループ ○応急教育対策(教育総務グループ、学校教育グループ、児童生活センター)

○幼稚園、保育所の応急措置(保育グループ、幼稚園、保育所)

○小中学校の応急措置(施設整備、校長)

○社会教育施設、文化財等の応急対策(生涯学習グループ、社会体育グルー プ、歴史民俗資料館、町民図書館)

#### 1 実施責任

- (1) 町立の幼稚園・保育所及び小・中学校の応急措置並びに文教施設の応急復旧対策は、 本部長及び教育委員会において行い、子育て支援課、教育課及び生涯学習課がこれに あたる。
- (2) 災害発生に伴う幼稚園・保育所及び各小・中学校の適切な措置については、園長、 所長及び学校長が具体的な応急計画を立てて行う。

### 2 児童生徒等保護対策

- (1) 幼稚園・保育所及び各小・中学校の対応
  - ① 園長、所長及び学校長は、対策本部を設置し、情報の把握に努め、的確な指揮にあたる。
  - ② 生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とする。 ただし、生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。 また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については、 状況を判断し学校等が保護する。
  - ③ 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。
- (2) 教職員の対応、指導基準
  - ① 災害発生の場合、生徒等を教室に集める。
  - ② 生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の把握、異常の有無等を明確にし、 的確に指示する。
  - ③ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
  - ④ 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
  - ⑤ 生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。

- ⑥ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- ⑦ 生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

#### 3 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

子育て支援課・教育課は、災害時において、学校教育の実施に万全を期すため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 被害状況の把握及び報告

園長、所長及び学校長は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童、生徒、教職員及び施設、設備の被害状況を把握し、園長・所長は子育て支援課、学校長は教育委員会に報告する。

- (3) 休校等の措置
  - ① 授業開始後の措置

災害が発生し、または発生が予想される気象条件となった場合、各園・所長は、保育グループ、学校長は学校教育グループと協議し、必要に応じて、教育課程の変更等の措置をとり、園児及び児童生徒の安全確保に努める。帰宅させる場合には注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童等に対しては教師が付き添う等の措置をとる。

② 登校前の措置

休校等の措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、その他確実な方法 で各児童生徒等に徹底させるものとする。

(4) 臨時的教育施設の確保

子育て支援課・教育課は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断する ことを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合における対応 について検討しておく。

- ① 被害箇所及び危険箇所の応急修理 被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。
- ② 公立学校の相互利用 授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- ③ 仮設校舎の設置 校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。
- ④ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して、 授業の早期再開を図る。

#### (5) 教員の確保

災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、県へ要請を行い確保する。

#### 臨時参集

教員は、原則として各所属に参集する。ただし、交通途絶で登校不能の場合は、最 寄りの学校に参集する。

# ア、参集教員の確認

各学校においては、責任者(学校付近居住者)を定め、参集した教員の学校名、 職、氏名を確認し、人員を把握する。

#### イ、参集教員の報告

学校で把握した参集教員の人数等については、教育総務グループに報告する。

#### ウ、臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集 した教員をもって授業が行える態勢を整える。

#### ② 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に 雇用するなどの対策をたてる。

災害時の教職員確保

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部	a 特別教室、屋内体育館等を使	a 欠員者の少ない場合は、学校内
が使用不能の	用すること	で調整すること
場合	b 二部授業を行うこと	b 管内隣接校から応援要員の確
	a 公民館等の公共施設を利用す	保を考えること
2 校舎の全部	ること	c 管内隣接校の協力を求めること
が被害を受け	b 隣接校の校舎を利用すること	d 短期、臨時的にはPTA等の適
た場合	c 黒板、机、腰掛等の確保計画	当なものの協力を求めること(退
	を策定すること	職教員等)
3 特定の地域	a 校舎が住民避難所に充当され	
全体について	ることも考慮すること	欠員(欠席)が多数のため、b、
相当大きな被	b aの場合は隣接校又は公民館	c の方途が講じられない場合は、県
害が発生した	等の公共施設の利用計画を作る	教育委員会に要請して、県において
場合	こと	配置するよう努めること
	c 応急仮校舎の設置を考えること	
4 町内全域に	a 避難先の最寄りの学校、公民館	長期にわたり多数の教員に欠員が
大きな被害が	a 避難先の兼命りの字校、公氏期 等の公共施設を利用すること	生じた場合は、直ちに対処できるよ
発生した場合	寺の石共旭畝を利用りること	う調査をしておくこと

#### (6) 教科書及び学用品の調達並びに支給

#### ① 調達の方法

#### ア、教科書の調達

被災校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県教育委員会に 報告するとともに、その指示に基づき教科書供給書店に連絡し供給を受ける。

#### イ、学用品の調達

学用品については、県等より送付を受けたものを配布するか、県の指示により 調達する。

#### ② 支給対象者

住家が、全焼、半焼、全壊、半壊、流失または床上、床下浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒が、教科書及び学用品等を滅失または毀損した場合に支給する。

③ 支給の方法

教育総務グループは、各学校長と緊密な連絡を保ち、支給対象となる児童生徒を調査把屋し、支給を必要とする学用品の確保に努め、各学校長を通して支給する。

④ 支給品目

ア、教科書

イ、文房具(ノート、鉛筆、消ゴム等)

ウ、通学用品

- エ、その他、アイウ以外の品目については、り災状況の程度等、実情に応じて適宜 調達支給する。
- ⑤ 教科書及び学用品等の支給の費用並びに期間等 教科書及び学用品の支給品目、費用並びに支給期間については、災害救助法が適 用された場合に準じて行う。

#### (7) 学校給食対策

教育総務グループは、応急給食の必要があると認めたときは、県及び関係機関と協議のうえ、応急給食を実施する。

ただし、次のような事情が発生した場合、学校給食の一時中止措置についても考慮する。

なお、給食の再開にあたっては、衛生管理に十分注意をする。

- ア、災害が広範囲にわたり、災害救助のため、学校給食施設を使用したとき (この場合、速やかに県教育委員会に報告する。)
- イ、給食施設が被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの 期間。
- ウ、感染症その他の危険性が発生し、又は発生が予想されるとき。
- 工、給食物資の調達が困難なとき。
- オ、その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。
- (8) 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、基本的には 教育施設であることに留意する必要ある。

このため、自治防災グループ及び教育総務グループは、事前に教育機能維持と施設の 安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理 者に通知しておく。 避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難 所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いなが ら、避難所の運営にあたる。

# 4 社会教育施設、文化財等の応急対策

- (1) 社会教育施設、文化財の応急対策
  - ① 建物及び文化財の対策

生涯学習グループ・歴史民俗資料館、町民図書館は、関係機関及び所有者等と協議して、適宜、予防査察等の防災診断を行い、予防及び応急対策の計画をたて、施設及び文化財の保全に努めるとともに、迅速に対応できる体制を確立しておく。

② 搬出可能な文化財の対策

歴史民俗資料館は、所有者等と協議して文化財の保全の知識を有する者を搬出責任者に定め、搬出の万全に努めるとともに、あらかじめ搬出場所や搬出用具を準備しておく。

③ 史跡等の応急対策

史跡、名勝、天然記念物はその性質等により被害の様相が異なるので、歴史民俗 資料館は関係機関及び所有者等と協議して、適宜、巡視活動を行い、管理状況を把 握し、被災時の応急措置が図られるよう計画を立てておく。

(2) 社会体育施設の応急対策

社会体育グループは、常に予防査察等の防災診断を行い、予防及び応急対策の計画を たて、施設の保全に努めるものとする。

### 第20節 緊急輸送計画

災害時において、被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害応急対策要員等の移送、 災害応急対策用資材、生活必需物資の輸送の迅速を期するため、災害の範囲及び状況を総 合的に勘案し実施するものとする。

◇実施責任者 町 長 (災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により 実施する。)

◇実施担当グループ ○車両等の確保(管理契約グループ)

#### 1 輸送方法

災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急程度並びに現地の交通施設等の状況を勘 案して、次のうち最も適切な方法により行う。

- (1) 輸送の方法
  - ① 車両による輸送
  - ② 航空機による輸送
  - ③ 人力による輸送
  - ④ 鉄道による輸送
  - ⑤ 二以上を用いる輸送
- (2) 整備帳簿類
  - ◎ 救助実施記録日計表(県様式3-7-5(2))
  - ◎ 輸送記録簿
  - ◎ 燃料及び消耗品受払簿
  - ◎ 修繕費支払簿
  - ◎ 輸送費関係支払証拠書類
- (3) 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲
  - ① 被災者の避難(被災者の避難の副次的輸送を含む)
  - ② 医療及び助産における輸送
  - ③ 被災者の救出のための輸送
  - ④ 飲料水の供給のための輸送
  - ⑤ 救済用物資の運送のための輸送
  - ⑥ 遺体の捜索のための輸送
  - ⑦ 遺体の処理(埋葬を除く)ための輸送
  - ⑧ その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

### 2 緊急輸送活動の対象

災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げる。

(1) 第1段階

- ① 救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設 保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- ④ 後方医療機関へ輸送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物 資
- (2) 第2段階

第1段階に加え、

- ① 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ② 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階

第2段階に加え、

- ① 災害復旧に必要な人員及び物資
- ② 生活必需品

#### 3 車両による輸送

災害の種別、程度により、道路交通が不能となった場合を除き、車両により迅速確実 な輸送を行う。

- (1) 人員、物資の優先輸送
  - ① 人員の輸送

災害時において優先輸送される人員は、救出された罹災者、災害対策本部員、消防機関の職(団)員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員等とする。

② 物資の輸送

物資輸送について災害の範囲、実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡調整を行い決定するが、緊急物資として優先輸送するのは食糧品及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品、災害復旧用資材、車両用燃料等とする。

- (2) 車両等の確保
  - ① 担当課グループ

車両等の掌握、配車については、管理契約グループが担当する。

② 車両の要請

管理契約グループは、要請があった場合、使用車両を決定し要請者に通知する。 ただし、町有車両がない場合には、他の公共団体に属する車両並びに民間営業用 の車両を借り上げる等の確保を行い配車する。

③ 車両等確保の協力要請

本部長は、町内で車両等の確保が困難な場合又は輸送上他の市町村内で車両等を確保することが効率的な場合は、県及び近接市町村に協力を要請する。

### 4 航空機による輸送

(1) 航空機輸送の要請

地上輸送がすべて不可能な場合あるいは山間へき地等へ緊急に航空機による輸送の必要が生じた場合は、県を通じ航空機輸送の要請を行うものとする。

- (2) ヘリポート又は物資投下可能な地点の選定
  - ◎ ヘリコプター発着候補地

候 補 地	所 在 地	管 理 者
三春町営グラウンド	貝山字泉沢 100	教育長
三春町営ボート場	蛇沢字蛇沢 296-1	II.
北部地域ヘリポート	北成田字柳沢 210-2	三春町長

#### 5 人力による輸送

(1) 労務者による輸送

災害のため車両等の輸送が不可能な場合は、労務者による人力の輸送を行うものと する。労務者の確保は、第23節「労務供給対策」に定める。

(2) 自衛隊の要請

庶務グループは、労務者の確保が困難であり物資等の輸送が緊急を要する場合には、 県に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

自衛隊に対する災害派遣要請は、第21節「自衛隊災害派遣要請」に定める。

### 6 鉄道による輸送

道路の被害等により車両等の輸送が不可能な場合、又は遠隔地において人員・物資・機材等を確保し、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、県を通じ東日本旅客鉄道(株)へ応援協力を要請する。

#### 7 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

### 8 陸上輸送拠点の確保

町は、あらかじめ指定された広域陸上輸送拠点及び町物資受け入れ拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図るものとする。

### 第21節 自衛隊災害派遣要請

災害時における自衛隊の災害派遣要請に関しては、次のとおりとする。

◇実施責任者 町 長(本部長)

◇実施担当グループ ○自衛隊派遣要請(庶務グループ)

○派遣された自衛隊の受け入れ、連絡調整 (庶務グループ)

### 1 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請は、人命救助及び財産の保護のため必要があり、かつ緊急性、 公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合に行うものとし、概ね 次の基準によるものとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害、雪害等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 町内で大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救難活動に必要な人員、物資等の緊急輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水、給食及び通信支援などの応援を必要とするとき。
- (7) 毒ガス等対処のため応援を必要とするとき。
- (8) その他町長が必要と認めるとき。

#### 2 災害派遣要請の要求

町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めるものとする。

- (1) 災害派遣要請の要求方法
  - ① 町長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として県中地方振興局を経由して次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事(災害対策課)に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに県中地方振興局長へ連絡するものとする。

ア、提出(連絡) 先 県危機管理部災害対策課

イ、提出部数 2部

ウ、記載事項

- (a) 災害の状況及び派遣を要する事由
- (b) 派遣を希望する期間

- (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (d) その他参考となるべき事項
- ② 町長は、前項の要求ができない場合は、第44普通科連隊長に対して災害の状況を 通知する。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがない と認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速 やかにその旨を知事に通知するものとする。

### (2) 担当グループ

自衛隊派遣の要請は、庶務グループが行い、県への連絡は県中地方振興局県民生活課とする。なお、派遣活動の初動を迅速にするため、災害の救援が特に緊急を要し、かつ人命の救助に関する場合、本部長は災害地域を所管する警察官の長及び建設事務所等関係機関の長と連絡を密にし、直接自衛隊に対し通報することができるものとする。この場合においては、事後、速やかに県中地方振興局長を経由して、県知事に手続きをするものとする。

(3) 要請先(第44普通科連隊)

所在地 福島市荒井字原宿1

要請先 福島駐屯地第44普通科連隊第3科

電 話 024-593-1212 (内線 235) 防災無線 280-01

時間外 駐屯地当直司令

電話 024-293-1212 (内線 302 番) 防災無線 280-02

#### 3 災害派遣の活動内容

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町長等及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとるものとする。その場合において、当該措置をとった時は、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

- ① 他人の土地等の一時使用等
- ② 現場の被災工作物等の除去等
- ③ 住民等を応急措置の業務に従事させること

なお、自衛官の措置に伴う損失及び損害の補償については、災害対策基本法第84条第1項に基づき、町長が行うものとする。

- (1) 活動内容は、人命又は財産保護のための諸活動、土木作業、航空機車両による救援・救助、輸送及び無線機による通信支援等である。
- (2) 福島駐屯部隊及び郡山駐屯部隊

普通科連隊、施設部隊(福島)のほか特科連隊(郡山)を有し、機械力による大規模な土木作業車両による土砂運搬作業、人員輸送作業、舟艇による人員車両輸送、倒立橋梁による架橋作業、軽無線機による通信支援、関係部隊の航空機による救援作業などである。

#### 4 災害派遣部隊の受入れ体制

本部長は、災害派遣部隊を受け入れるときは、次の点に留意して派遣された部隊の活動が十分に達成されるよう努めるものとする。

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、 作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担でき るよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

本部長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取りつけるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料(災害地の地図等)を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておく。

ア、作業箇所及び作業内容

イ、作業の優先順位

- ウ、作業に要する資材の種類別保管 (調達)場所
- エ、部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- (3) 町と自衛隊との連絡体制の確立

町は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にし、三春町役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置するものとする。 また、自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。

#### 5 派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書により県中地方振興局長を経由して、県知事に報告するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭、もしくは電話等で要請し、その後文書を提出する。

派遣部隊の撤収を要請する際は、次の事項について十分調整を行うものとする。

- (1) 町、自衛隊及び他の関係機関(警察、消防)との調整
- (2) 行方不明者の捜索の場合、家族との調整

#### 6 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 町の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、 その内容は概ね次のとおりとする。ただし、2以上の市町村域にわたる場合は、関係 市町村長が協議して負担割合を定めるものとする。

ア、派遣部隊の救援活動の用に供するため、派遣場所及び宿泊施設に設置した電話の

#### 設置費及び通話料金

- イ、派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水費
- ウ、救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び賃借料並びに現地で調達した資機材 の費用
- エ、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、消耗品、電気、水道、汲取、 通信費等
- オ、その他、活動に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、町長と派遣部隊等 の長との間で協議するものとする。
- (2) 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復 等の経費

#### 7 ヘリポートの確保

あらかじめ定められたヘリポート、又は必要に応じヘリポートに選定した発着可能な被災地域の小・中学校の校庭等広場の着陸地点の風向・風速をあらかじめ電話、その他の方法で県(災害対策課)に連絡するとともに、次の作業を行う。

- (1) ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹き流し、又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておく。
- (2) あらかじめ着陸場の中央に石灰粉 (白色、積雪時は赤色) で、直径 10mのH印を描き、上空よりの降下場所選定に揃えておくこと。
- (3) 自衛隊の場外着陸場申請(特に必要に応じ選定したヘリポート)に応じ、当該地の管理者は速やかに場外着陸場使用許可をするものとする。

第22節 交通施設応急対策

# 第22節 交通施設応急対策

災害により、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し若しくは発生するおそれがある場合は、交通の安全と施設の保全のため又は資材、人員の緊急輸送のために、交通規制その他の応急対策を行うものとする。

### 1 実施機関

交通規制等の交通応急対策の実施は、次の種別及び根拠によって各実施機関が行う。

区分	実施責任者	主な実施内容	根拠法令
	国土交通大臣 東北地方整備局 郡山国道工事事務 所	1 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つよう維持又は修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努めるものとする。	道路法第 42 条
道路管理者	知 事 県中建設事務所 三春土木事務所 町 長	2 道路の破損、決壊、その他の理由により交通が危険であると認められる場合は、通行の禁止又は制限を行う。この場合、道路標識を設置し、迂回路を明示する。 3 非常災害時においては、災害現場の土地、土石などを使用、収用し、また、や	道路法第 46 条 道路法第 68 条
	東日本高速道路㈱	むを得ない場合は、付近の者を防ぎょに 従事させることができる。	
警察機関等	公安委員会 警察署長 警察官 自衛隊 消防吏員	本節「4 交通規制等に関する措置(2) 警察機関」「6 警察官、自衛官及び消防吏 員による措置命令等」の定めるところによ る。	道路交通法第6条 災害対策基本法 第76条

#### 2 主要交通路の確保

道路管理者は主要な道路、橋梁の実態を巡回調査等により、常に把握して交通の確保に努めるとともに、災害発生の状況に応じて随時迂回できるようあらかじめその代替路線を選定しておくものとする。

#### 3 交通支障箇所の通報・連絡

- (1) 道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等の支障箇所について、必要に応じ関係機関に通報又は通知するものとする。
- (2) 災害時に道路、橋梁の被害、その他により通行が危険であり、又は混乱している状態を発見した者は、速やかに関係機関に通報するものとする。

### 4 交通規制等に関する措置

道路管理者、警察、その他の関係機関は、災害が発生した場合、又はまさに発生しよ

うとする場合においては、互いに連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報等の 収集に努め、速やかに次の要領により規制を行うものとする。

#### (1) 道路管理者

道路施設の被害等により危険な状態が予想され又は発見したとき、あるいは通報により承知したときは、警察機関など関係機関と密接な連絡をとり、所定の道路標識を設置する等、必要な範囲の規制を行う。

#### (2) 警察機関

災害発生地における被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、 被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通 情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のため、次に より措置するものとする。

- ① 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。
- ② 流入抑制のための交通整理、交通規制については、関係市町村と連絡を取りながら 広域的に行うものとする。
- ③ 高速自動車道については、被災地区等を経由する車両を抑制するため、規制区域に おけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

#### (3) 交通規制の方法等

① 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の 区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基 本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通 路における交通規制の内容を周知するものとする。

※「標示」の様式(災害対策基本法施行規則第5条 別記様式第2)



- 備 考 1 色彩は、文字、縁線及び区画線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
  - 2 縁線及び区画線の太さは1センチメート ルとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとす る。
  - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の 必要がある場合にあっては、図示の寸法の 2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の 1まで縮小することができる。

#### ② 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における 指示により規制を行うものとする。

#### ③ 迂回路対策

公安委員会は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、 迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

#### ④ 広報活動

公安委員会は、交通規制状況及び通路の損壊状況等交通に関する情報について、 ドライバーをはじめ居住者等に広く周知するものとする。

#### (4) 緊急通行車両に係る確認手続

#### ① 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く)。

#### ② 確認手続き

県知事又は公安委員会(警察本部又は最寄りの警察署)は、車両の使用者の申出により、当該車両が災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規第6条に規定する標章及び証明書を交付するものとする。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示し、証明書 については、当該車両に備え付けるものとする。

※「標章」の様式(災害対策基本法施行規則第6条 別記様式第3)



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」 の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有 効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字 を黒色、登録(車両)番号並びに年、月 及び日を表示する部分を白色、地を銀色 とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射 角度に応じて変化する措置を施すもの とする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートル とする。

#### 第 뭉 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 知 事 印 公安委員会 印 番号表に表示さ れている番号 車両の用途(緊 急輸送を行う車 両にあっては、 輸送人員又は品 名) 住 所 ( ) 番 局 用 氏 名 者 通行日時 目 的 地 出 発 地 通行経路 備

#### ※「証明書」の様式(災害対策基本法施行規則第6条 別記様式第4)

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする

- (5) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続
  - ① 公安委員会は、緊急通行車両等の需用数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率 化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどう かの審査を「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に基づき行うものとす る。
  - ② 県知事又は公安委員会は、緊急通行車両の事前届出制度により、届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して災害対策基本法施行令第33条第1項に定める確認を行うものとする。この場合においては、確認のため必要な審査は省略するものとする。
  - ③ 公安委員会は、事前届出の申請についての処理、届出済証の交付を受けた者からの確認申請があった場合の取り扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。
  - ④ 公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図るものとする。

#### 5 運転者のとるべき措置

車を走行させている地域に、災害が発生したとき又は発生したのを知ったときにおける運転者のとるべき措置は次のとおりとする。

- (1) 走行中の車両は、次の要領により行動すること。
  - ① 低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して交通情報等を聴取し、 その情報に応じて行動すること。
  - ② 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路

上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

- (2) 避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車しなければならない。
- (4) 前記(3)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

#### 6 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。
- (2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手 方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官 は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をと るためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 前記(1)及び(2)を警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

#### 7 道路の応急復旧

- (1) 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施し得るよう被害箇所を速やかに復旧するとともに、その復旧状況を関係機関に報告、通報するものとする。
- (2) 応援要請

道路管理者は、応急対策を行うために、災害により不通となっている道路、橋梁を 緊急に使用する場合は、他の道路管理者の応援を求めてその道路、橋梁の復旧を図る ものとする。

(3) 仮設道路の設置

道路が大部分損壊し、他に交通の方法がない場合、仮設道路、橋梁を設置して応急的に交通の確保を図るものとする。

# 第23節 労務供給対策

この計画は、災害応急対策を迅速、的確に実施するため必要な人員を確保し、労務供給 体制の万全を図るためのものである。

◇実施責任者 町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体の活 用については本部長が行う。

◇実施担当グループ ○労務供給の総括(庶務グループ)

○建設業労務者の雇い上げ(建設グループ)

○清掃関係労務者の雇い上げ(生活環境グループ・国保グループ)

○衛生、医療助産関係労務者の雇い上げ(地域ケア推進グループ・保健医療 グループ)

○水道関係労務者の雇い上げ(水道・宅造グループ)

#### 1 労務者の雇用

(1) 雇用方法

労務者の雇用は、庶務グループが総括し、各グループが町内に居住する建設業者等の協力を受けて雇用する。

- (2) 雇用範囲
  - ① 罹災者の避難のための労務者
  - ② 医療助産の移送労務者
  - ③ 罹災者の救出のための機械器具資材の操作の労務者
  - ④ 飲料水の供給のため操作、浄水用医薬品の配布等の労務者
  - ⑤ 救助物資の支給のための労務者
  - ⑥ 遺体の捜索処理のための労務者
- (3) 労務者の動員要請

災害の程度により各対策課が労務者を必要とするとき、次の事項を示し、庶務グループに要請する。実施については、各担当グループとする。

庶務グループは、作業が不可能又は労務員が不足すると判断したときは、県に対し応援又は派遣の要請を行う。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 作業の内容
- ③ 従事場所
- ④ 労務の種類
- ⑤ 就労予定期間
- ⑥ 所要人員
- ⑦ 集合場所
- ⑧ その他参考事項
- (4) 費用の負担

労務者に支払われる賃金は、災害救助法実施基準表に基づき支払いを行う。

### 第24節 要配慮者対策

災害発生時において、要配慮者である高齢者(とりわけ独居高齢者)及び在宅療養者、精神障がい者、身体障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、要配慮者への情報伝達、避難誘導等においては、これらに十分配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められることから、本計画において要配慮者に対する援護等について定めるものとする。

### ◇実施責任者 町 長(本部長)

◇実施担当グループ ○避難行動要支援者の安否確認及び避難所・社会福祉施設への移送等の 援護対策(福祉グループ・子育て支援グループ)

- ○町内社会福祉施設の被災の確認、避難行動要支援者の受け入れ施設の 確保及びその支援、救援物資配分(福祉グループ・子育て支援グループ)
- ○上記各グループが実施する対策への応援協力(町社会福祉協議会)
- ○外国人対策(災害対策本部)

#### 1 要配慮者対策

(1) 要配慮者の把握

災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- ① 在宅保健福祉サービス利用者、独居高齢者、障がい者、難病疾患等の名簿を利用 する等により、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。
- ② 避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。
  - ア、避難所へ移動すること。
  - イ、社会福祉施設への緊急入所を行うこと。
  - ウ、居宅における生活が可能な場合にあっては在宅保健福祉ニーズの把握に努める。
- ③ 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的、継続的に開始できるようにするため、発災後2~3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。

#### (2) 応援要請

町長は、上記措置について、必要に応じ、県との連携を図りながら他の市町村への 応援要請等必要な支援を依頼する。

#### 2 社会福祉施設等の対策

- (1) 被災社会福祉施設等においては、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。
- (3) 被災社会福祉施設は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、県等に支援を要請する。
- (4) 町は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行うものとする。
  - ① ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請をすること。
  - ② 復旧までの間、水、食料品等の日常生活用品の確保のための措置を講じること。
  - ③ ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

### 3 障がい者及び高齢者対策

福祉グループは、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、下記の点に留意しながら障がい者及び高齢者対策を実施する。

- (1) 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- (2) 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力の もとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話付テレビ放送等を利用することにより、被災 した障がい者及び高齢者に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する 情報等の提供を行うこと。
- (3) 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者 用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳等の人材について迅速に調 達を行うこと。
- (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。
- (5) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じること。

#### 4 児童対策

(1) 要保護児童の把握

母子保健グループ及び子育て支援グループは、次の方法等により被災による孤児、 遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ① 避難所の責任者を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾 患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町又は県に対し通報がなされるよ うな措置を講じること。
- ② 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者にかかる義援金の受給者簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともにその実態把握を行うこと。

- ③ 避難児童及び孤児、遺児の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。
- ④ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、養護施設への入所や里親への委託等の保護を行うこと。
- (2) 児童のメンタルヘルスケアの確保 被災児童の精神不安定に対応するため、関係機関との連携のもと、児童相談所にお いて、メンタルヘルスケアを実施する。
- (3) 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワークサービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況等について的確な情報提供を行う。

#### 5 外国人に係る対策

(1) 避難誘導

災害対策本部は、広報車や防災行政無線、SNS等を活用して、避難誘導を行う際は多言語による広報活動を実施するように努めるものとする。

(2) 安否確認

外国人の安否確認を行う際は、住民グループから住民基本台帳の提供を受け、安否についての相談窓口を設置するものとする。

- (3) 情報提供
  - ① 避難所及び在宅の外国人への情報提供 災害対策本部は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、生活情報の提供 をチラシや情報誌などで周知する際は、多言語での周知広報に努めるものとする。
  - ② テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供 外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活 用して、多言語による情報提供に努める。
- (4) 相談窓口

災害対策本部は、必要に応じて外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

# 第25節 ボランティアとの連携

町内に大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、 町及び防災関係機関だけでは十分に対応することができないと予想される。

このため、ボランティアの協力を得ながら効率的な災害応急活動を行えるよう、ボランティアの有効な活用を図る。

#### ◇実施責任者 町 長(本部長)

◇実施担当グループ ○ボランティア団体等の受入れ及び連携・協力要請等(災害対策本部と ボランティアとの連絡調整の総合窓口)

(企画政策グループ)

- ○ボランティア団体等への情報提供窓口、各課各グループのボランティア の必要性の把握(活動場所、内容、必要人員等の情報収集及び提供) (文書情報グループ)
- ○上記各グループが実施する対策への応援協力(町社会福祉協議会)

### 1 ボランティア団体等の受入れ

(1) ニーズの把握

大災害が発生した場合、町は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所 の把握に努める。

(2) 各種ボランティア団体の受入れ

大災害が発生した場合、町は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社奉仕団をはじめとする各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には迅速に受入れる。

また、被災地域外からのボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字 社福島県支部、県及び市町村社会福祉協議会、県内のボランティア団体等へ協力を依 頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを 設置し対応にあたるものとする。

(3) ボランティアへの情報提供

町は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中に ボランティア団体に対する情報提供の窓口を設け、求められるボランティア活動の内 容、必要人員、活動場所等についての情報提供に努める。

また、発災直後においては、近隣県・市町村や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

#### (4) 活動拠点の提供

町は、災害時において、必要に応じボランティア活動の拠点となる施設の提供を行うなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

#### 2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主としては次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- (10)無線による情報収集及び伝達

なお、組織化されていないボランティアについての受入れにあたっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行ったうえ、被災地へボランティア派遣の申し出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼することとなるので、効率的な活用を図るものとする。

# 第26節 隣保互助、民間団体活動計画

災害時において、公共的民間団体及び町民の自発的な防災組織の活用を図るため、自衛 防災の組織化を促進し、災害応急対策の万全を期するものとする。

#### 1 公共的民間団体及び町民の自発的な防災組織

- (1) 公共的民間団体
  - ① 農林関係団体
  - ② 商工業関係団体
  - ③ 医療関係団体
  - ④ その他防災関係団体
- (2) 町民の自発的な防災組織等
  - ① 町内会、自衛消防隊、自主防災組織
  - ② 婦人消防協力会

### 2 公共的民間団体及び町民の自発的な防災組織との協力体制

災害時における応急活動及び復旧作業等について、公共的民間団体の特性に応じ、協力体制を確立し、災害応急対策が能率的に処理できるようにしておくものとする。

#### 3 協力業務の内容

- (1) 食糧、飲料水、その他、生活必需物資の支給等の協力
- (2) 医療活動等の協力
- (3) 罹災者の安否確認、遺体の捜索、収容、身元確認の協力
- (4) 身元確認、避難立退き受け入れ、炊き出し等の協力
- (5) 異常現象、災害危険箇所発見等の通報
- (6) 災害に関する予警報、その他情報を町民への伝達
- (7) 災害時における広報、広聴活動の協力
- (8) 災害時における被害の認定の協力
- (9) その他の災害応急対策業務の協力

#### 4 災害時の活動

大規模な災害が発生した場合、交通網の寸断、通信手段の混乱、複数個所で火災が発生するなど、町や消防、警察などがすべての被災箇所に対応することが難しい状況となることが想定される。そのような場合、自主防災組織は連携し、被害を最小限に抑えるため以下のような活動を行うものとする。

(1) 情報の収集や伝達

町や防災関係機関と連絡を取り合い、災害に関する情報を収集し、地区住民に伝達

する。また、必要に応じて地区災害対策本部を設置し、町災害対策本部と連絡を密に し情報収集・伝達を行う。

### (2) 救出活動

災害により救出が必要な負傷者等が発生した場合、救助・救出活動を行う。

### (3) 初期消火活動

災害により発生した火災に対し、消火器やバケツリレーなどで初期消火を行い、火 災の延焼・拡大防止に努める。

### (4) 救護活動

災害に伴う負傷者に対して、消防機関が来るまでの間応急手当を実施する。

# (5) 給食·給水活動

学校や各家庭等の資機材を利用して、食料確保・配給を行う。

### (6) 避難誘導

地区の安否確認を行い、避難が必要な場合は要配慮者の安全確保に留意して避難誘導を行う。

# 第27節 福島県消防防災へリコプター緊急応援要請

災害時における福島県消防防災へリコプター『ふくしま』の緊急応援要請に関しては、 次のとおりとする。

◇実施責任者 町 長(本部長)

◇実施担当グループ ○消防防災ヘリの要請(自治防災グループ、郡山地方広域消防組合)

### 1. 緊急応援要請要領

(1) 緊急運航の要件

福島県消防防災へリコプターは、次に掲げる要件を充たす場合に、緊急運航することができる。

① 公共性

災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図ること。

② 緊急性

差し迫った必要性があること。(緊急に行わなければ、住民の生命、身体及び財産 に重大な支障を生ずるおそれがある場合)

③ 非代替性

航空機による活動が最も有効であること。(既存の資機材、人員では十分な活動が 期待できない、又は活動できない場合)

(2) 緊急運航の要請基準

上記(1)の要件を満たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に、要請ができるものとする。

① 救急活動

ア、山間等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救 急車等の陸上交通手段で搬送するよりも著しく有効であると認められる場合

イ、山間等の交通遠隔地において緊急医療を行うために、医師、医療器材等を搬送 する必要があると認められる場合

ウ、地元医療機関での処置が困難であり、緊急に遠隔地の高度医療機関へ転院搬送 を行う必要があると医師が認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ、その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

#### ② 救助活動

ア、水難事故等において、空中からの捜索、救出活動等、現地の消防力だけでは対 応できないと認められる場合

イ、中高層建物火災において、地上からの救出が困難で、屋上から救出が必要と認 められる場合

ウ、地震、洪水、山崩れ等により、陸上からの接近が不可能で、空中からの救出が

緊急に必要と認められる場合

エ、航空機事故、列車事故、高速道路の交通事故等で、地上からの収容、搬送が困 難と認められる場合

オ、その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

- ③ 火災防ぎょ活動
  - ア、大規模火災等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、広範囲にわたり被害状 況調査等の情報収集や避難誘導等の必要があると認められる場合
  - イ、交通遠隔地等での大規模火災等に対し、緊急に消火資機材、消火要員等の輸送 を行う必要があると認められる場合
  - ウ、林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、航空機に よる空中消火の必要があると認められる場合
  - エ、その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合
- ④ 災害応急対策活動
  - ア、地震、台風、豪雨、豪雪等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、上空からの広範囲にわたる状況把握を行うとともに、その状況を監視する 必要があると認められる場合
  - イ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送を行う必要があると認められる場合
  - ウ、高速道路等での大規模災害事故等が発生した場合で、上空からの広範囲にわた る状況把握を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
  - エ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急、かつ広範囲にわたり 住民等に対し、災害に関する情報の伝達や避難誘導等を行う必要があると認めら れる場合
  - オ、その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

#### 2 緊急運航の要請手続き

福島県消防防災へリコプターの緊急運航の要請は速やかに電話で行うものとし、併せて、要請内容の詳細をFAXで連絡する。その要請の手続き等については、「福島県消防防災へリコプター運航管理要綱」及び「福島県消防防災へリコプター緊急運航要領」並びに「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めによる。

(1) 要請先

名 称 福島県消防防災航空センター

所在地 石川郡玉川村大字北須釜字縣金沢 97-8

電 話 0247-57-3000

FAX 0247-57-3500

(2) 担当グループ

緊急運航の要請は自治防災グループが行う。ただし、災害対策本部設置前の夜間、祝祭 日、土曜日で一刻の猶予もないときは宿日直員が行うものとする。

# 第28節 公安警備計画

#### 1 災害予防に関する計画

(1) 危険区域等の調査

町長は、効果的な災害警備活動を実施するため、現地調査を行い必要な基礎資料を 作成するとともに、情報の変化に応じて修正を行い、常に活用できるようにしておく ものとする。

- ① 災害発生が予想される河川、湖沼、ダム及び溜池
- ② 急傾斜地による危険箇所
- ③ なだれによる危険箇所
- ④ 雨量観測所
- ⑤ 水位観測所
- ⑥ 爆発、又は引火性のある薬品、油脂類等の製造所、貯蔵所、販売所、取扱所
- ⑦ 毒物、農薬等の製造所、販売所又は取扱所

### 2 災害応急対策に関する事項

(1) 災害現場の警戒警備

本部長は、災害の規模態様に応じて警備体制の確立を期するため、警察署と連絡を密にして、次に掲げる必要な措置を講ずるものとする。

- ① 避難時の誘導
- ② 残留者の救出、負傷者の救護等
- ③ 一般車両の通行禁止、制限等、緊急輸送確保のための交通規制
- ④ 交通規制に伴う検問所設置等による、交通指導取締り
- ⑤ 災害地域の警戒、被災住民の財産及び復旧資材等の警戒警備
- ⑥ 特別警らの実施と防犯活動
- ⑦ 犯罪捜査活動
- ⑧ 治安情報の収集等
- (2) 広報

文書情報グループは、本章第6節「避難計画」に基づき、広報活動を行い、人心の安 定を図るものとする。

(3) 警戒・警備体制の解除

災害の危険状態が解消、又は発生した災害に対する応急措置が完了したときは、本 部長は警察署長と協議して解除するものとする。

### 3 警察が主体となって実施する警備活動

(1) 災害情報の収集

警察署は、多様な手段による被災状況、交通状況等の情報収集活動にあたるものと

する。

#### (2) 救出援助活動

警察署は、把握した被害状況に基づき、災害警備部隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、消防本部等との防災機関と連携して救出援助活動を行うものとする。

#### (3) 避難誘導活動

避難誘導を行うにあたっては、緊急の場合を除き、町と緊密な連携のもと、被災地域、災害危険個所等の現場状況を把握したうえで安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施するものとする。

### (4) 遺体見分

警察署は、町と協力し、死体見分場所等を確保するとともに、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めるものとする。

#### (5) 二次災害防止措置

警察署は、二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、三春町災害対策本部に伝達し、 避難勧告等を促すなど二次災害の防止を図るものとする。

#### (6) 社会秩序の維持

警察署は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の 自主防災組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

#### (7) 相談活動の実施

警察署は、町と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努めるものとする。

#### (8) ボランティア活動の支援

警察署は、自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

# 第29節 電力施設応急対策

東北電力㈱郡山営業所との協力体制並びに緊密な連絡により、被災地に対する電力供給に努め、緊急事態に迅速に対処する。なお、電力設備の復旧・予防対策は「東北電力㈱非常災害対策実施基準」によるものとする。

### 1 被害の通報

電気事故防止のため、電気供給設備に次のような異常を発見した者は、東北電力㈱郡山営業所へ通報するものとする。

- (1) 電柱が倒壊・折損・傾斜しているとき。
- (2) 電線が断線、垂れ下がっているとき。
- (3) 樹木、テレビのアンテナ、煙突等が倒れて電線に触っているとき。
- (4) 電気設備から火花、音響、煙等が出ているとき。

#### 2 災害時における危険予防措置

東北電力㈱郡山営業所は、電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として 供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、送電停止措置等適 切な危険予防措置を講ずるものとする。

# 第30節 ガス施設応急対策

災害のため、プロパンガス施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、 ガス施設の二次災害防護措置並びに応急措置を講ずる必要が生じた場合には、町長はガス 供給業者に通知し、ガス供給業者は、その速やかな措置について広報等を含め協力するも のとする。

#### 1 応急対策

応急対策の実施については、(一社)福島県LPガス協会郡山支部が行うが、その概略は次のとおりとする。

#### (1) 需要家関係

- ① 災害によりLPガス配管からガスの漏えいの恐れがある場合は、報道機関、広報車等により、その旨を需要家に広報する。
- ② ガスの漏えいが発見された場合は、需要家に元栓、ガス栓の閉止を広報する。更に LPガスの使用再開にあたっては、戸別に配管の点検を実施し、二次災害の防止を 図る。

#### (2) 配管関係

- ① 災害時においては、ガス漏えいの発見に努め、引火爆発、中毒などの事故防止を図る。
- ② 配管折損などのために、ガス漏えいがはなはだしく、引火による危険がある場合は、付近住民に火気厳禁の措置を講じる。
- ③ 修理要員を増員し待機させるとともに、配管の漏えい箇所は早急な措置を施す。
- ④ 応急修理後も漏えいガスによる事故防止のための巡回を実施し、調査する。
- ⑤ 災害の規模に応じて他機関の応援を求めるほか、他機関からの要請のため出動できる態勢を整えておく。

# 第31節 特殊災害応急対策

#### 1 危険物等保安対策

応急措置

#### (1) 石油類

危険物及び関係施設の所有者、管理者、占有者は、災害が発生した場合には、施設内の使用火気は完全に消火し、施設内の電源は状況に応じ保安系路を除いて切断する。また、施設内における貯蔵施設の補強及び保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講ずる。

#### (2) 火薬類

火薬類を貯蔵又は販売する者は、災害が発生した場合には、貯蔵火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、移動の措置をとり、見張りを厳重にしておき、また、移動措置をとる余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。更に火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、内部に防火措置を講じるとともに、必要によっては関係機関に通報し、付近住民の避難を依頼するものとする。

#### (3) 毒劇物類

毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が災害による火災等により危険な状態となった場合は、毒物・劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害を防止するため、直ちに毒物・劇物の製造等の作業を中止し、緊急の措置が迅速かつ的確に実施できるように出動体制を整えるものとする。

また、毒物劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺住民に危険状態であることを周知し、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

### 第32節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とするものに対して、これをおこなうとされており(法第2条)、県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施にかかる事務の一部を市町村長が行うことができるとされている(法第13条第1項)ことから、本計画に災害救助法の適用等について掲載し、災害対策に活用するものとする。

#### 1 災害救助法の適用

災害救助法の概要

- ① 災害救助法は、昭和21年の南海大震災を契機として、昭和22年10月に制定された。
- ② 災害救助法による救助は、食料品その他生活必需品の欠乏、居住の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な応急救助である。

したがって、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策あるいは、経済上の 理由による生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。

- ③ 災害救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的社会秩序の保全とが救助の目的であり、本法による救助は災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序とに影響を与える程度の災害であるとき実施されるものである。
- ④ 災害救助法による救助は、都道府県知事が行うこととされている。

なお、県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができるとされている。(法第13条第1項)

また、前項の規定により町長が行う事務を除くほか、町長は、県知事が行う救助 を補助するものとする。(法第13条第2項)

- ⑤ 県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な強制権が与えられている。(法第7条~第9条)
  - ア、一定の業種(医療、土木建築等)の者を救助に関する業務に従事させる権限(従 事命令)
  - イ、被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限(協力命令)
  - ウ、特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の 保管を命じ、又は物資を収容する権限(保管命令、収用権等)

### 2 災害救助法の適用基準

- (1) 適用基準
- ① 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上に達した場合。(施行令第1条第1項第1号)

市町村の区域内	可の人口	住家滅失世帯数	備	考
	5,000 人未満	30 世帯		
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯		
<u>15,000 人以上</u>	30,000 人未満	<u>50 世帯</u>	三春町	該当
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯		
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯		
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯		
300,000 人以上		150 世帯		

② 県の区域内の被害世帯数が、1,500 世帯以上に達し、当該市町村の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の世帯数に達した場合。(施行令第1条第1項第2号)

市町村の区域内	内の人口	住家滅失世帯数	備	考
	5,000 人未満	15 世帯		
5,000 人以上	15,000 人未満	20 世帯		
15,000 人以上	30,000 人未満	25 世帯	三春町	該当
30,000 人以上	50,000 人未満	30 世帯		
50,000 人以上	100,000 人未満	40 世帯		
100,000 人以上	300,000 人未満	50 世帯		
300,000 人以上		75 世帯		

- ③ 県の区域内の被害世帯数が、7,000 世帯以上に達し、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数である場合。(施行令第1条第1項第3号前段)
  - なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては各市町村の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。
- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。(施行令第1条第1項第3号後段)
  - 例 ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、 生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方 法を必要とする場合
    - イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて 困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合
- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合。(施行令第
  - 1条第1項第4号後段…適用に当たっては、内閣総理大臣への協議が必要)
    - 例 ア 船舶の沈没あるいは、交通事故等により多数の者が死傷した場合
      - イ 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
      - ウ 火山爆発又は有毒ガス発生等のため、多数のものが危険にさらされて

いる場合

- エ 炭鉱爆発事故のため多数のものが死傷した場合
- オ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- カ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
- キ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数のもの が死傷した場合

#### (2) 住家滅失世帯の算定等

- ① 災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失 (全焼・全壊・全流失)した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷 した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により 一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。
- ② 被害の認定については、「第4章第4節災害情報収集伝達・通信の確保1被害報告の収集(2)被害報告の要領 ④被害程度の判定基準」のとおりである。

#### 3 災害救助法の適用手続

- (1) 町
  - ① 災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、町における被害が2の(1)に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、町長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。
  - ② 被害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は、災害救助法第10条第1項の規定に基づき、災害救助法による救助に着手することができる。

また、町長は、この救助に着手したときは、その状況を直ちに県知事に報告し、 その後の処置に関して県知事の指揮を受けなければならない。

#### (2) 県

- ① 県知事は、町長の報告又は要請に基づき、災害救助法による救助が必要であると認めたときは、直ちに内閣府に報告するとともに、町長及び県関係部局に同法に基づく救助の実施について指示するものとする。
- ② 県知事は、災害救助法による救助を行うときは、速やかにその旨及び適用地域を告示するとともに、関係機関に通知するものとする。
- (3) 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに整理記録すると ともに、その状況を取りまとめて、町においては県に、県においては内閣府に逐次報 告を行うものとする。

#### (4) 特別基準の申請

① 知事は、災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、内閣総理大臣の承認を得て、「特別基準」を設定するものとする。 なお、現場の状況をふまえて硬直的な運用に陥らずに柔軟に「特別基準」の適用を行 うこと。

- ② 町長は、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、救助の程度、方法及び期間について、「特別基準」の要請を知事に対して行うものとする。
- ③ 知事は、町からの「特別基準」の要請があった場合及び県が実施する救助に関し「特別基準」を設定する必要が生じた場合は、内閣府に協議を行い、同意を得た上で定めることができる。この場合の協議は、電話、FAX、電子メール等により行うものとする。
- ④ 知事は、内閣総理大臣から「特別基準」の同意を得た場合は、電話、FAX、電子メール等により町に連絡するものとする。

# 4 災害救助法による救助

- (1) 救助の種類
  - ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
  - ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - ④ 医療及び助産
  - ⑤ 被災者の救出
  - ⑥ 被災した住宅の応急修理
  - ⑦ 生業に必要な資金貸与
  - ⑧ 学用品の給与
  - ⑨ 埋葬
  - ⑩ 死体の捜索及び処理
  - ① 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障 を及ぼしているものの除去
  - ② 応急救助のための輸送
  - ③ 応急救助のための賃金職員等

# (2) 災害救助基準

(令和3年6月現在)

助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を 収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日あたり330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要接護者等を 収容する「福祉避難所」を設 置した場合、当該地域におけ る通常の実費を支出でき、上 記を越える額を加算できる。	災害発生の日か ら7日以内	1 費用は、避難所の設置、維 持及び管理のための賃金、職 員等雇上費、消耗器材費、建 物等の使用謝金、借上費又は 購入費、光熱水費並びに仮設 便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は 別途計上 3 避難所での避難生活が長期 にわたる場合等においては、 避難所で避難生活している者 への健康上の配慮等により、 ホテル・旅館など宿泊施設を 借上げて実施することが可能
避難所の設置	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるお それがあり、現に救 助を要する者に供与 する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日あたり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置 した場合、当該地域における 通常の実費を支出でき、上記 を超える額を加算できる。	法第2条第2 項による教助から、近常がという。 りでは、かりでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、できない。 のか、できない。 は、と。 は、と。 は、と。 は、と。 は、と。 は、と。 は、と。 は、と	1 費用は、災害が発生するお それがある場合において必要 となる建物の使用謝金や光熱 水費とする。なお、夏期のエ アコンや冬期のストーブ、避 難者が多数の場合の仮設トイ レの設置費や、避難所の警備 等のための賃金職員等雇上費 など、やむを得ずその他の費 用が必要となる場合は、内閣 府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は 別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼 又は流出し、居住す る住家がない者であ って、自らの資力で は住宅を得ることが できない者	1 規格 1戸当たり平均 29.7 ㎡ (9 坪) を基準と する。 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50 戸以上設置した場合は、集 会等に利用するための施 設を設置できる。(規模、 費用は別に定めるところ による) 4 応急仮設住宅の設置に代 えて賃貸住宅の居室の借 上げを実施、収容できる。	災害発生の日から20日以内着工	1 1戸当たり 29.7 ㎡ 5,714,000 円以内 であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数 人以上収容する「福祉仮設住 宅」を設置できる。 3 供与期間 最高 2 年以内
炊き出しその 他による食品 の給与	1 避難所に収容さ れた者 2 全半壊(焼)、流 出、床上浸水で炊 事ができない者	1 1人1日当たり1,160円 以内	災害発生の日か ら7日以内	食品給与のための総経費を 延給食日数で除した金額が限 度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得る ことができない者 (飲料水及び炊事の ための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日か ら7日以内	輸送費、人件費は別途計上

被服、寝具その 他生活必需品 の給与又は貸 与	床上浸水等により、		浸水等により、 上必要な被服、 、その他生活必 を喪失、又は毀 、直ちに日常生 2 下記金額の範囲内		災害発生 ら 10 日↓		の言	備蓄物資の価材 平価額 見物給付に限々		
	区 分		1人世帯	2人世帯	3	3人世帯	4 人世	带	5人世帯	6人以上1 人増す毎に 加算
	全壊	夏	18, 800	24, 200		35, 800	42	, 800	54, 200	7, 900
	全 焼 流 出	冬	31, 200	40, 400		56, 200	65	, 700	82, 700	11, 400
	半壊	夏	6, 100	8, 300		12, 400	15	, 100	19,000	2, 600
	半 焼 床上浸水	冬	10,000	13, 000		18, 400	21	, 900	27, 600	3, 600
医療		医療の途を失った者 の実費 2 病院又は診		、医療器具破損 は診療所…国 療報酬の額以内	等是健	災害発生の日から14日以内		患者	患者等の移送費は、別途計上	
助産	又は以後7日 は以んした はいん災害失った での途を失ならず を なび流産を とび流産を	て、災害のため助産       使用し         り途を失った者(出 産のみならず、死産       2, 助産的 行料金         ひび流産を含み現に       行料金		等による場合に 2 衛生材料等の による場合は, ) 2 割引以内の:	実慣	分べん I ら7日以	した日か 人内	妊婦	帚等の移送費に	は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命, 危険な状態 者 2 生死不明れ にある者	にある	<	当該地域における通常の実費		災害発生の日か ら3日以内1 期間内に生死が ならない場合は、以 の捜索」として扱う 2 輸送費, 人件費等 計上		、以後「死体 扱う。		
被災者住宅の 応急修理	1 住家が半り 者しくはのの でもない とができない 2 大規模なれ 行わなけが困難 程度に住家者 (焼)した者	ら傷力す者甫居で半にをにるを住るを住め壊す	居主に対して 生活に当り 世帯大規模もし は半壊けた世を受内 ②半壊長の 度の損傷に	①大規模半壊、中規模半壊又 は半壊若しくは半焼の被害 を受けた世帯595,000 円以						
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊し し、又は流出 害のため生業 を失った世帯	lし、別 の手具	、 災   計職支産費 30,000円		災害発生	生の日か 1以内				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家な様(焼)流は用機のでは、大きなでは、生まれた。 (焼) という は に 又 は に 又 と を で が を で が を で が を で が を で が を で が を で で で で	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又は その承認を受けて使用してい る教材 実費 2 文房具及び通学用品は、 次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,500円 中学校生徒 1人当たり 4,800円 高等学校生徒 1人当たり 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通 学用品) 15日以内	1, 備蓄物資は評価額 2, 入進学時の場合は個々の実 情に応じて支給する。
埋葬葬	災害の際死亡した 者を対象にして実際 に埋葬を実施する者 に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 215, 200 円以内 小人(12 歳未満) 172, 000 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した 者であっても対象となる。
死体の検索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事 情によりすでに死亡 していると推定され る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日か ら10日以内	1, 輸送費、人件費は別途計上 2, 災害発生後3日を経過した ものは一応死亡した者と推 定している.
死体の処理	災害の際死亡した 者について、死体に 関する処理(埋葬を 除く)をする	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 ○一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 ○検索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1,検索は原則として救護班 2,輸送費、人件費は別途計上 3,死体の一時保存にドライア イスの購入費等が必要な場 合は、当該地域における通常 の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場,玄 関等に障害物が運び こまれているため生 活に支障をきたして いる場合で自力では 除去することができ ない者	1 世帯当たり 137, 900 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃 金、職員等雇上 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の検索 6 死体の処理 7 救済用物資の整 理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認 められる期間以 内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令 第10条第1号から第 4号までに規定する 者	1人1日当り 医師、歯科医師 22,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、 臨床検査技師、臨床工学技 師、歯科衛生士 16,200円以内 保健師、助産師、看護師 16,300円以内 救急救命士 14,000円以内 土木技術者、建築技術者 15,700円以内 大工 28,200円以内 たご 26,500円以内 とび職 26,700円以内		
災害ボランティンティンティンションションションションションションションションションションションションション	教助事務費に掲げる委託費のの災害を関する委託費のの災害を関する要素を関する。第一次のでは、またので、大きないので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きない、大きなので、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない	当該地域における通常の実費	社協等と被災自 治体の実施がる場所では があれば、というでは があれば、というでは があるが、というでは があるが、でいるでは があるが、でいるでは がいるが、でいるでは がいるが、でいるでは がいるが、でいるでは がいるが、でいるが、でいる。 は、でいるでは がいるが、でいるが、でいる。 は、でいるでは がいるが、でいるが、でいる。 は、でいるでは は、でいるでは がいるが、でいるが、でいるが、でいるが、でいるが、でいるが、でいるが、でいるが、	

<sup>※</sup> この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

### 5 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付 については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うこととされている。

## 6 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に県知事が町長の要請に基づき、三春町の区域単位で適用するものであるので、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるので、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関である町においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

# 第5章 災害復旧計画

## 第1節 公共施設災害復旧対策

本章は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の計画又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度も十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

# 1 実施責任者

町長、その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関 及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有する 者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基 づき復旧計画を作成し実施するものとする。

### 2 復旧工事の実施

復旧工事の実施にあたっては、人員資材等を最大限に活用して、復旧作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図ることとし、状況に応じて次のとおり実施する。

(1) 復旧工事の長期化

復旧工事が長期にわたる場合は、必要最小限の復旧を図ったのち、逐次全面的な復旧工事を実施する。

(2) 補強、改修復旧工事

応急資材による仮工事により復旧した施設、設備は、その後適切な補強及び改修工事を実施する。

(3) 応急復旧工事

被災後、速やかに復旧を図らなければ、さらに被害が累加するおそれのある施設、 設備については、できる限り速やかに適切な復旧措置を講じるものとする。

# 3 災害復旧事業の種類

- (1) 公共十木施設災害復旧事業
  - ① 道路災害復旧事業
  - ② 橋梁災害復旧事業

- ③ 単独災害復旧事業 ア、道路災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
  - ① 街路災害復旧事業
  - ② 公園施設災害復旧事業
  - ③ 単独災害復旧事業
    - ア、街路災害復旧事業
    - イ、公園施設災害復旧事業
- (3) 農林施設災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 下水道施設災害復旧事業
- (6) 公営住宅等災害復旧事業
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業
- (8) 公共医療施設災害復旧事業
- (9) 学校教育施設災害復旧事業
- (10)社会教育施設災害復旧事業
- (11)その他の災害復旧事業

## 4 災害復旧に関する主な法律

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和 25 年法律第 169 号)
- (3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)
- (4) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)
- (5) 河川法 (昭和 29 年法律第 71 号)
- (6) 砂防法 (昭和 30 年法律第 29 号)
- (7) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
- (8) 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号)
- (9) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
- (10)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
- (11)知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)
- (12) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
- (13) 十地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号)
- (14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- (15) 予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号)

## 5 激甚災害

著しい激甚である災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に 激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われる よう努める。

- 激甚災害にかかる財政援助措置
  - (1) 公共土木施設災害復旧事業費に関する特別の財政援助
    - ① 公共土木施設災害復旧事業
    - ② 公共土木施設災害関連事業
    - ③ 公立学校施設災害復旧事業
    - ④ 公営住宅施設災害復旧事業
    - ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
    - ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
    - ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
    - ⑧ 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
    - ⑨ 障がい者支援施設等災害復旧事業
    - ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
    - ① 感染症指定医療機関災害復旧事業
    - ⑫ 感染症予防事業
    - ③ 堆積土砂排除事業
      - ア、公共施設の区域内の排除事業
      - イ、公共的施設区域外の排除事業
    - ⑪ たん水排除事業
  - (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
    - ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
    - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
    - ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
    - ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
    - ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
    - ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
    - ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
    - ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助
    - ⑨ 治山施設災害復旧事業に対する補助
  - (3) 中小企業に関する特別の助成
    - ① 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
    - ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - (4) その他の財政援助及び助成
    - ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
    - ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

- ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子・父子・寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- ⑤ 水防資器材費の補助の特例
- ⑥ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑦ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業 に対する特別の財政援助
- ⑧ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

## 第2節 被災地の生活安定

被災者の生活安定及び事業回復のための資金については、国、県、町並びに各種金融機関の協力のもとに、現在の各法令及び制度の効率的運用により所要資金を確保するよう配慮するものとする。

## 1 融資制度の充実

(1) 生活福祉資金を始めとする各種資金の貸付

農業協同組合、各種金融公庫、その他一般金融機関の災害融資を充実強化し、被災者の生活安定等を図るため、資金の確保に努める。

(2) 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金、その他の小類融資の貸付金 を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

- ① 災害弔慰金の支給及び災害援助資金の貸付
- ② 世帯更生資金の災害援護資金
- ③ 災害救助法による生業資金
- ④ 母子(父子)福祉資金
- ⑤ 寡婦福祉資金
- ⑥ 日本政策金融公庫資金
- (3) 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯、母子・父子世帯、あるいは寡婦世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し、あるいは非住家を住家に改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- ① 世帯更生資金の災害援護資金又は住宅資金
- ② 母子(父子)福祉資金の住宅資金
- ③ 寡婦福祉資金の住宅資金
- (4) 被災世帯に対する利子補給

町は、災害により個人宅地又は個人住宅に被害を受けた町民の生活基盤再建のため、 別に定める「三春町個人宅地等災害復旧借入金利子補給金交付要綱」により、個人宅 地等の災害復旧のための借入金に係る利子補給金の交付を行う。

#### (5) 被災者生活再建支援制度

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的 理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し「被災者生活再建支援 法」に基づき支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

## 2 罹災証明書等の交付

- (1) 町は、あらかじめ被害認定及び罹災証明交付の担当組織を明確にするとともに、迅速かつ適正に事務処理を行うことができるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。
- (2) 郡山地方広域消防組合は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立するものとする。この場合において、被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。

## 3 被災者に対する職業のあっせん

- (1) 被害により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所を通じ本人の希望、適正等を考慮し、適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、国、県と協議し、各種職業訓練所に入所させて、職業訓練を実施するよう努める。
- (3) その他、被災者が常用就職が困難な場合には、失業対策等に吸収し、一時的に救済の措置を講ずる。

### 4 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び町は、災害により被災者の納付すべき国税並びに地方税について、法令及び条例の規定に基づき申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施するものとする。

### 5 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため、町は、低所得者に対し、おおむね次の措置を講ずる ものとする。

(1) 生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ、困窮程度に応じ関係機関と協議の上、最低生活を保障するよう措置する。

## 6 郵便関係の措置等

三春町内の郵便局は、災害が発生した場合には、「災害時における三春町内郵便局、三春町間の協力に関する覚書」により災害対策の効果的な推進に向けた協力に努めるものとする。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関わる災害 特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

# 7 被災者台帳

町は、被災者に対し公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況 や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備 するよう努めることとする。

# 第6章 大規模地震対策計画

# 第1節 計画の目的

地震は、科学技術の著しい進歩にもかかわらず予知が困難である。このため、災害が発生した場合、他の災害より被害が大きくなる傾向にある。

近年は人口集中や建築物の増加等都市化が進んでおり、大規模地震による被害を最小限に食い止め町民の生命財産及び身体を災害から守るため、大規模地震を想定した地震防災体制・地震防災応急対策に係る措置等を定め、町域における地震防災体制の確立を図ることを目的とする。

# 第2節 被害想定

三春町全域で震度6弱以上の地震により、多数の建物が全壊若しくは半壊し、各地において火災の発生や交通事故が多発し、また町内の主要道路は崩壊や落橋のため通行不能となり多数の負傷者が出ることが想定される。

また、ライフラインの施設にも甚大な被害が発生し、断水・停電・電話が不通となり L Pガス漏れ等の多発が想定される。

## 第3節 地震災害予防対策

## 1 災害(地震)に強い安全なまちづくり

各種施策に関して、町民の生命・身体及び財産を災害から守り安心して生活ができる町づくりを行うため、震災予防に関しての計画を盛り込み、事業を促進するものとする。本町は、都市化の進展と危険物施設の増大、自動車の激増等により震災拡大につながる社会的要因が増し、ひとたび大地震が発生すると大被害を被るおそれがある。

このことから、災害時の避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の確保、公園・学校などの公共施設の整備を推進する。

また、土地区画整理事業等にあたっては、できる限り防災空間 (オープンスペース) の確保に努め、安全性の向上を図るものとする。

### (1) 建築物等の火災、耐震等増強対策

建築物自体の耐震、防火については、建築基準法を中心とする各種法令により規定 されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられて いる。

特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物は、防火避難上の各種の措置の徹底を図る。

また、災害時に災害対策の拠点となる庁舎等、避難所となる学校及び各地区の公民 館等の公共施設、上下水道施設、一般廃棄物処理施設、通信、電気等のライフライン 施設の耐震性の向上を図る。

さらに既設の建築物は耐震調査及び補強の計画を推進するとともに、新設の建築物は「耐震設計」について積極的に取り入れるものとする。

#### (2) 防災空間等の整備

地震による火災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地公園、街路、下水道施設の防災空間(オープンスペース)を整備することが必要である。

ことに近年における都市化に伴い、市街地の拡大によってオープンスペースが減少 し、大震災に対する危険性を増大させているのが現状である。

こうした大震災による町民の安全並びに災害の拡大を防止するため、防災空間の整備として、緑地の確保・公園・街路・下水道施設等の整備及び土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と防災機能の一層の充実を図るものとする。

また、道路、橋梁については、災害応急対策や支援、救護活動を支える緊急輸送ルートとして重要なため、道路災害の予防を図るものとする。

#### (3) 崩壊危険地域等の災害防止

急傾斜地で、その崩壊により、多数の町民等に危害が生ずると予想される場所を「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定を行っている。

このような指定された場所の崩壊防止に努めるとともに、標識等の設置により町民に周知を図り防災パトロール等を実施して崖地の保全や管理を図る。

また、地震や集中豪雨による山崩れを防止するため、土砂災害対策を推進する。

#### (4) 農地・農業・林業用施設

農地、樋門、水路、ため池、林道等の農業・林業用施設の災害は、農地、農業用等施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに適切な管理をすることにより、農地・農業・林業用施設の災害発生を防止する。

#### (5) 消防施設設備等の整備

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、その他の消防施設、設備の整備、改善並びに点検を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

### ① 消防機械の整備

現有の消防力の増強を図るため消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ等の消防機械の配置及び更新を計画的に推進する。

### ② 消防水利の整備

消防活動に必要な消防水利の確保については、消防水利の基準からみて不足しているので計画的に防火水槽、消火栓の設置を図る。

## ③ 消防団の機能の強化

消防団の機能強化のため、装備の充実と消防団活動の拠点となる屯所の整備を進める。

#### ④ 地域防災活動施設の整備

消防団、自主防災組織及び地域住民等による災害予防、災害の初期段階における消火、救出等の迅速な対応と被災住民の一日も早い生活安定を図るなど、地域防災活動を推進するため、地域防災活動施設(コミュニティ消防センター)の整備を図る。

この施設は、平常時は消防団活動及び防災教育の中心の場として活用し、災害発生時には、災害応急活動の地域の拠点とする。

#### (6) 通信施設設備等の整備

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、福島県並びに郡山地方広域 消防組合そして町の各関係機関における情報連絡網の整備を図るとともに、有線・無 線施設等の防災業務に必要な設備を整備拡充する。

また、これらの施設に被害が発生した場合に備え、伝送路の多ルート化及び非常用 電源等の設置に努め、通信連絡機能の維持に努めるものとする。

#### 2 震災に関する知識の普及

震災による被害を最小限にとどめるため、町及び公共機関は町民に対しあらかじめそれぞれ効果的な方法により震災に関する知識の普及活動を行い、防災思想の普及を図るものとする。

## (1) 広報の内容

- ① 地震についての知識
- ② 地震発生時の心得
- ③ 避難及び初期消火の心得
- ④ 建物の点検と救助・救護の方法
- ⑤ 自主防災組織づくり
- (2) 啓蒙普及の方法

広報紙・パンフレット等を通じ広く町民に対し防災知識と思想の普及を図るととも に、公民館、学校などの教育機関を通じて防災思想の普及を図るものとする。

# 《参考》

# 気象庁震度階級

			<u> </u>
震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には 記録される。	1	_
1	屋内で静かにしている人の中には、 揺れをわずかに感じる人がいる。	_	_
2	屋内で静かにしている人の大半が、 揺れを感じる。眠っている人の中に は、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺 れる。	_
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを 感じる。歩いている人の中には、揺 れを感じる人もいる。眠っている人 の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人 のほとんどが、揺れを感じる。眠っ ている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、 棚にある食器類は音を立てる。座りの 悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運 転していて、揺れに気付く人がい る。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につか まりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。据わりの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩 くことが難しいなど、行動に支障を 感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちる ものが多くなる。テレビが台から落ち ることがある。固定していない家具が 倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、 倒れるものもある。ドアが開かなくな ることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落 下することがある。
6強	立っていることができず、はわない と動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動 し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動 したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## 3 地震訓練の実施

町及び防災関係機関は、情報の収集と伝達の方法並びに消火活動、避難誘導、救助救護活動、交通規制及び公共機関の応急復旧に重点を置き総合的な訓練を実施するものとする。

- (1) 地域住民による自主的訓練 行政区を単位とする初期消火、避難、救護訓練を行う。
- (2) 学校における訓練 各学校の消防計画に基づき定期的に避難訓練を行うとともに、児童・生徒の避難先
- について保護者への周知を行う。 (3) 事業所における訓練
- 事業所単位による消火、通報、避難及び救護等の訓練を行う。

### 4 救出 救護対策

地震により倒壊家屋などに閉じ込められ、生命、身体が危険な状態にある者又は生死 不明の状態にある者を捜索し、救出及び救護するために必要な対策を講ずるものとする。

- (1) 救出体制の強化
  - ① 消防団、自主防災組織などによる居住者(特に避難行動要支援者)の把握。
  - ② 消防団、自主防災組織による救出訓練の実施促進。
  - ③ 消防団、自主防災組織、町民に対する応急処置の普及啓発促進。
- (2) 救出用資機材の整備
  - ① 消防団屯所に救出用資機材の配置。 ジャッキ、つるはし、のこぎりなど、救出用資機材の整備促進。
  - ② 被災規模又は必要に応じ、大型重機等について民間からの協力が得られるよう協定を締結するなど体制の整備を図る。
  - ③ 防災関係機関において保有する資機材の情報交換に努める。
- (4) 広域応援体制の整備
  - ① 郡山地方広域消防組合管内市町村との相互応援協定の締結。
  - ② 姉妹都市(一関市)との相互応援協定の締結。
  - ③ 磐越自動車道沿線都市との相互応援協定の締結。
  - ④ 愛知県愛西市及び尾張旭市との相互応援協定の締結。
  - ⑤ 町内郵便局との相互応援協定の締結。
  - ⑥ 広域応援受け入れ体制のマニュアル作成。

## 5 消火対策

地震による火災に備えるため、消防水利の確保、消防用機械・資機材の整備促進を図るなど消火活動の必要な対策を講ずるものとする。

- (1) 水利の確保
  - ① 市街地に有蓋防火水槽の増設を図る。

- ② 河川、ため池等の自然水利の活用を図るため、吸水場所の整備と確保を図る。
- ③ 小中学校等のプールの利活用についての事前協議等消防水利の多様化に努める。
- (2) 初期消火体制の確立
  - ① 地震時における出火防止の徹底と初期消火の重要性を知ってもらうための講習会の開催、チラシの配布等の広報活動を行う。
  - ② 自主防災組織、町民に対して初期消火訓練の指導、防災訓練の参加を徹底する。
- (3) 消火体制の整備
  - ① 大量放水、遠距離中継送水を考慮した機械・資機材の整備促進に努める。
  - ② 消防署、消防団及び自主防災組織等の連携強化に努め、消火体制の整備を図る。
  - ③ 大規模火災を想定しての遠距離中継送水訓練を実施する等、防ぎょ体制の確立を 図る。

### 6 避難対策

町民の安全を確保するため、避難に関する対策を講ずるものとする。

- (1) 避難誘導体制の確立
  - ① 避難場所をあらかじめ指定し、日頃から町民への周知徹底に努める。
  - ② 高齢者、障がい者、その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、住民の協力体制を整備し、これらの訓練を行う。
- (2) 避難場所の確保及び資機材の整備
  - ① 公民館、学校等公共的施設等を対象に避難場所として指定した建物については、施設の安全性の確保を図るとともに、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
  - ② 指定した避難場所又はその近傍で、食糧、水、毛布、その他避難時用物品(携帯 ラジオ、懐中電灯、ローソク等)の備蓄を図る。
  - ③ 非常電源確保のため、発電機、蓄電池、投光機等の備蓄に努める。
  - ④ あらかじめ町民に対して、避難場所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるとともに、表示板等の整備を図る。
  - ⑤ 避難所等に仮設トイレの備蓄を図る。

#### 7 緊急物資対策

町は、地震発生後の被災者救援及び応急対策活動に従事する者のために必要な食糧、 生活必需品等の確保を図るものとする。

(1) 主要食糧・生活必需品の調達

被災者救援及び応急対策活動に従事する者のため、食糧及び寝具、その他の生活必需品を供与又は貸与するため、災害時における食糧・生活必需物資等の供給業者等と密接な連絡をとって、食糧等の確保に努めるものとする。

(2) 個人備蓄等について

個人が自立するために、各家庭で最低3日分、推奨1週間分の食糧備蓄をすること

が望ましく、又各事業所においても備蓄することにより、被災直後の緊急物資は、事業所等の備蓄及び町民相互の助け合いによって、可能な限りまかなうように努めるものとする。

# 8 上 下水道対策

- (1) 上水道対策
  - ① 構造物の耐震対策
  - ア、上水道施設の耐震化の促進。
  - ② 復旧のための体制整備等
    - ア、外部支援者及びボランティアの受入体制の整備。
  - イ、防災訓練、その他の災害に備えての訓練。
  - ウ、上水道の相互応援体制の確立。
- (2) 下水道対策
  - ① 構造面での対策
    - ア、管きょのうち重要幹線は、下水を輸送する根幹的な施設であり、災害時の補修、 復旧に困難をきたす場合が多いため施設周辺の地盤対策、接続部の継手対策等によ り耐震性を確保する。

また、その他の管きょについては、被災したとしても下水の流下機能を確保できるように耐震性の向上に努める。

- イ、処理場、ポンプ場は、下水道の最も根幹的な施設であり、これらの施設が被災すると下水道の機能に重大な支障が生じ、補修、復旧に困難をきたす場合が多いため、 構造物・設備等の基礎の液状化対策、施設本体や配管等の接続方法対策による十分 な耐震性を確保する。
- ② 下水道施設のシステムとしての対策
- ア、下水処理場が部分的被害を受けた場合を想定し、災害時にも必要最小限の処理が 可能となる対策を検討しておく必要がある。
- イ、災害時に比較的被害の少ない埋設深の大きい管きょを利用し、緊急時の下水道管 理用の通信網を確保するため、光ファイバーケーブル設置等の情報通信設備の整備 を図る必要がある。

# 第4節 初動体制

## 1 災害発生時の(職員)動員配備対策

- (1) 職員の非常参集体制の整備
  - ① 災害対策本部各部ごと、勤務時間外(休日を含む)における非常招集伝達系統図を作成し周知徹底を図る。
  - ② 災害対策本部の各課長は、職員の参集方法・参集場所を把握し確保に努める。
  - ③ 勤務時間外(休日を含む)における職員確保のため、災害対策本部員又は各部ごとに非常招集訓練を行う。
- (2) 災害対策本部設置前の体制

## 【指揮者】 総務課長

	配備時期	配 備 内 容
注	1、震度4の地震が発生したとき。	1、情報を収集し、町長に報告する
意	2、その他必要により総務課長が必要と	とともに、関係課長等に連絡し必要人
体	認めたとき。	員を配置するものとする。
制		

# 【指揮者】 総務課長

	配 備 時 期	配備内容
	1、震度4の地震により被害が発生した	1、各課等は、被害の状況に応じて
警	とき。	対応する。
戒	2、その他必要により総務課長が必要と	2、災害発生とともに、そのまま対策活
体	認めたとき。	動が遂行できる体制とする。
制		3、情報を収集し、本部設置についての
		状況を町長に報告する

# (3) 災害対策本部設置後の体制

# 【指揮者】 町 長

	配備時期	配備内容
非常体制(第一次)	1、震度5弱、5強の地震が発生したとき。 2、その他、必要により町長が必要と認めたとき。	1、突発的災害に対し、応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズに実施できる体制とする。 2、事態の推移に伴い、速やかに第二次非常体制に移行できる体制とする。

## 【指揮者】 町 長

	配備時期	配備内容
非常体制(第二次)	1、震度6弱以上の地震が発生したとき。 2、その他、必要により町長が必要と認 めたとき。	1、被災地域における救助救護等の活動 を行うとともに、その他の地域に被害 が拡大するのを防止できる全員体制と する。

(4) 動員数体制

注意体制 第4章 災害応急対策計画第3節職員等の動員配備

1 配備体制を準用する。

警戒体制

第4章 災害応急対策計画第3節職員等の動員配備

1 配備体制を準用する。

非常体制 (第一次)

第4章 災害応急対策計画第3節職員等の動員配備

1 配備体制を準用する。

非常体制 (第二次)

第4章 災害応急対策計画第3節職員等の動員配備

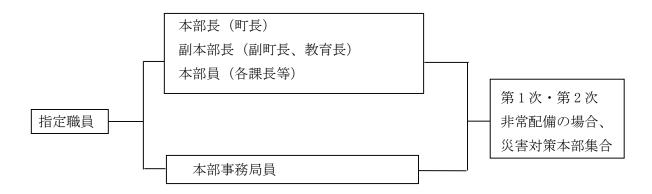
1 配備体制を準用する。

## (5) 職員等の参集方法

## ① 連絡方法

ア、注意体制及び警戒体制の場合、総務課長から関係課長等に連絡する。

- イ、非常体制の場合は、三春町から防災無線による一斉放送又は総務課長から関係 課長等に連絡する。
- ウ、震度5弱以上の大規模地震発生の報道に接したときは、動員命令を待つことなく自己の判断によりあらかじめ指定された場所へ参集する。
- ② 非常参集時の参集要領



- ア、指定職員は、災害対策本部に集合すること。
- イ、指定職員以外は、最寄りの町の施設、または指定避難場所に集合し、所属長の 指示を受け直ちに災害応急活動を行うものとする。また、災害対策本部からの指 示に従うものとする。
- ウ、職員は、指定された場所への配備途上において確認した被害状況等について所 属長に報告する。また、途上において人命救助に係わる事態に遭遇した場合は、 その対応にあたるものとする。

## (6) 災害対策本部設置までの情報受信体制

一般住民からの情報
 消防署からの情報
 自治防災グループで受信
 で場出先機関からの情報
 町職員からの情報
 警察署からの情報

(7) 防災関係機関への応援要請体制

防災関係機関への応援要請体制は、次に定めるところによるものとする。

- ① 応援要請の強化対策
  - ア、防災関係機関相互の連携を強化するため、相互応援の協定を締結しておくもの とする。
  - イ、食糧、水、生活必需品、医薬品及び所要の資機材の調達並びに広域的な必要と なる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実を図るため隣接市との情報収集 に努める。
  - ウ、広域的な受援が円滑に行えるよう、緊急輸送計画に定めるヘリポートの確保及 び管理に努める。
  - エ、自衛隊の派遣要請体制を確立するため、平常時から情報及び資料の相互提供並 びに共同防災訓練の実施に努める。
- ② 応援要請活動体制の確立
  - ア、被害の規模に応じ、時期を得た速やかな応援要請の体制を整える。
  - イ、応援要請の有無を判断するための正確な情報収集体制を確立するとともに、要 請のための多数伝達ルートを確保する。
  - ウ、応援車両の緊急道路を確保するため、早期の広域的な交通規制の実施及び車両 の待機場所を確保する。
- (8) 初動体制

初動体制は、「第4章第3節職員等の動員配備」の定めるところによる。

### 2 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部の設置及び廃止は、「第4章第2節災害対策本部組織計画」の定めるところによる。

### 3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、「三春町災害対策本部条例」及び「三春町災害対策本部規程」に定めるところによる。

## 4 現地災害対策本部

現地災害対策本部の設置及び廃止等に関する事項は、「第4章第2節災害対策本部組織 計画 8現地災害対策本部」に定めるところによる。

# 5 地区災害対策本部

地区災害対策本部の設置及び廃止等に関する事項は、「第4章第2節災害対策本部組織計画 9地区災害対策本部」に定めるところによる。

# 第5節 地震災害応急対策

## 1 救出 救護対策

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救出・救護活動を行うとと もに負傷者に対し必要な医療活動を行う。

- (1) 救出·救護活動
  - ① 消防団、自主防災組織及び町民等は、自発的に被災者の救出・救護活動を行うと ともに防災機関が行う活動に協力する。
  - ② 被害状況の早急な把握に努め、災害対策本部及び災害対策現地本部との連絡を密にし必要に応じ適宜の応援要請を行う。
- (2) 救護所の設置及び医療機関の確保
  - ① 町役場、消防署及び避難所に救護所の早期設置。
  - ② 救護所に医師、看護婦等の配置及び医薬品の配付。
  - ③ 災害対策本部において救護所の設置状況把握及び連絡ルートの確保。
  - ④ 町内医療機関の受け入れ体制把握及び確保。
  - ⑤ 町内外医療機関相互の情報交換及び協力体制の確立。

## 2 消火対策

火災の拡大を防止するため、早期の交通規制を実施し地域における初期消火を推進するとともに消防応援による効率的な消火活動を行うものとする。

- (1) 効率的な消火活動の実施
  - ① 災害発生後初期段階において、自主防災組織及び町民等は自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関が行う消火活動に協力する。
  - ② 災害対策本部及び現地災害対策本部は、速やかに町内の火災の全体状況を把握するとともに、防ぎょ地域の優先順位を定め迅速に部隊の重点配置を行う。
- (2) 応援要請・受入体制の確立
  - ① 災害対策本部は、被災状況の推移を把握し適宜の応援要請を行う。
  - ② 応援車両のスムーズな現場到着を図るため、早期の交通規制を関係機関に要請するとともに、現地災害対策本部においては、応援車両による効率的な消火活動を行うための総合調整を実施する。
  - ③ 災害対策本部においては、応援車両の待機場所を確保し周知徹底を図る。
  - ④ 空路での応援部隊受け入れのため、ヘリポートを確保し、その周知徹底を図る。
- (3) 交通規制の確立
  - ① 田村警察署、三春町交通教育専門員、交通安全協会との協力体制。
  - ② 災害対策本部による交通規制の方針決定及び関係機関への指示徹底。
  - ③ 警備業者等の応援協力に基づく誘導の実施。
  - ④ 交通規制実施については、住民への周知徹底を図るための広報活動を実施する。

## 3 緊急用道路の確保

災害応急対策や支援・救援活動を支える緊急輸送ルートを確保して被害を最小限にと どめるため次の措置をとるものとする。

- (1) 緊急用道路の被災情報収集
  - ① 緊急用道路の被災状況の確認及び情報収集体制の確立を図る
    - ア、職員による指定場所への参集の途上の確認
    - イ、道路管理者からの情報収集
    - ウ、町役場出先機関からの情報収集
    - エ、ヘリコプターによる情報収集
    - オ、田村警察署からの情報収集
- (2) 緊急輸送道路確保のための関係資機材等
  - ① 町、その他の道路管理者が行う応急復旧用資機材、緊急警戒用資機材及び人員の配備。
  - ② 田村警察署及び町が行う応急復旧用資機材、緊急警戒用資機材及び人員の配備。
  - ③ 町、その他の防災機関が行う、緊急自動車・緊急通行車両及び人員の配備。
- (3) 福島県公安委員会が行う交通規制

町内の居住者、滞在者その他の者の避難及び応急対策を円滑に実施するため、次の 要領により歩行者及び車両の通行を禁止し又は制限する。

さらに、町内への流入車両等を抑制するため、町周辺を含めた広域的な交通規制を 行う。

① 避難場所周辺道路の交通規制

避難場所周辺道路及び進入路については、車両通行禁止、駐車禁止及び歩行者用道路、一方通行、指定方向外進入禁止の交通規制を行い、避難を容易にするための必要な措置をとるとともに、交通規制を周知させる措置を行う。

② その他の道路の交通規制

上記以外の道路については、緊急自動車、物資搬送車の運行、救援隊の進入を確保 するため、車両の通行禁止、制限等の交通規制を行う。

(4) 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

走行中の車両の運転者は、「第4章第22節交通施設応急対策」のうち、「5.運転者のとるべき措置」により行動する。

### 4 避難対策

地震発生後、被災者を速やかに避難誘導し安全な避難場所に収容するため次の措置をとるものとする。

- (1) 避難誘導の実施
  - ① 人命の安全を最優先に住民等の避難誘導を行うとともに、避難場所及び避難路や 災害危険箇所等の所在、災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。
  - ② 現地災害対策本部は、避難誘導を必要とする箇所を早期に把握し、誘導に係わる

職員の適切な配置を行う。

- (2) 避難所の開設及び運営管理
  - ① 必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外についても災害に対する安全性を確認のうえ、施設管理者の同意を得て避難所として開設する。
  - ② 避難所は、指定緊急避難場所及び指定避難所に分けて開設し、それぞれ案内板、表示板等を設置する。
  - ③ 各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
  - ④ 災害対策本部及び現地災害対策本部は、避難所ごとに収容されている避難者に係 わる情報の早期把握に努めるとともに、生活環境に注意を払い常に良好なものとする よう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの保護等に 配慮するものとする。
  - ⑤ 災害対策本部と避難所を結ぶ、連絡・伝達網、道路網の確保を図る。
  - ⑥ 避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供等避難所の早期解消に努めることを基本とする。

## 5 緊急物資対策

町は、地震発生後の被災者救援及び応急対策活動に従事する者のために必要な食料品、 生活必需品、医療品等の確保を図るとともに適切な対応をとるものとする。

(1) 主要食料品の確保

災害時における生活必需物資等の供給協力に関する協定業者等と密接な連絡をとって、町内在庫の米穀の確保に努め合わせて調味料、副食物等の確保に努め供給するものとする。

さらに、状況によっては県、隣接市に給与又は貸与の要請を行うものとする。

(2) 生活必需品及び医療品の確保

日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品並びに 医薬品、医療資機材について、町内業者の在庫物資の確保に努めるとともに必要に応 じて県、隣接市町村に対し、これらの物資の給与又は貸与の要請を行うものとする。 なお、医薬品については県が行う福島県災害時医薬品等備蓄供給体制において県中

(3) 緊急物資の供給

災害対策本部の総合調整に基づく被災者への供給を図る。

保健所に必要に応じ供給要請を行うものとする。

- ① 町が調達した緊急物資の配分にあたっては、事前に町民等に対し広報を行うとと もに、自主防災組織等の協力を求め公平の維持に努める。
- ② 必要に応じて、自主防災組織、日赤奉仕団、婦人消防協力隊(会)及び自衛隊等の協力を得て町があらかじめ定めた指定避難所において炊き出し等を行うものとする。

## 6 上 下水道対策

## (1) 上水道対策

飲料水等確保のため次の措置をとるものとする。

- ア、給水施設の被害の状況調査及び報告体制の確立を図り、極力給水等を継続するよう努めるものとする。
- イ、貯水池、配水池のバルブの閉鎖の適切な対応。
- ウ、関係業者との応急修理体制の確立。
- 工、給水班の出動体制の確立。
- オ、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備。
- カ、地下水源の確保。
- キ、配水システムの整備。
- ク、浄水機能の確保。

#### (2) 下水道対策

- ① 緊急時における体制面での対策
  - ア、被害を最小にとどめ、早期復旧を図るため日頃から防災訓練、復旧訓練等を実施 する。
- イ、下水道台帳のような施設復旧に不可欠な情報は、収納・データ管理のための施設 の耐震化を図り、遠隔地にバックアップを設ける等の安全度の向上を図る必要が ある。
- ウ、被災時における他市町村及び関係団体等との相互協力についての協定を締結し、 具体的な支援方法等を検討する。
- エ、災害時の応急復旧に必要な資機材の確保について、その備蓄や確保の方法等を検 討する。
- ② 下水道施設の防災施設としての利用
- ア、下水道施設(処理場・ポンプ場・雨水管きょ等)は、まとまった空間を有しており、これらを防災避難所、避難路等として活用することを検討する。
- イ、下水道において、雨水貯留槽及びせせらぎ水路等を設置して、緊急時に消防用水、 雑用水等として利用することを検討する。
- ③ その他の対策
- ア、下水道施設の耐震診断を定期的に行い、その結果に基づき補強、増強、更新、改 築等の計画をする。
- イ、下水道施設の耐震性の向上のために必要な設備、資材、工法等及び被災施設の補 修方法等の技術開発を積極的に推進する。
- ウ、復旧までの対応として、緊急時のし尿受け入れ、下水道への接続を考慮したトイレの計画等についても検討する。
- エ、災害時に下水処理場の処理能力が低下した場合にも、周辺の水環境に与える汚濁 負荷を最小限にとどめるため、可搬式処理施設、プレハブ式処理施設等の整備及 び備蓄を検討する。

## 7 災害時の広報と生活情報の提供

町は、情報を正確かつ迅速に提供し、町民の的確な災害応急対策ができるよう、防災 関係機関の協力を得て必要な広報を行うものとする。

#### (1) 広報事項

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- ① 地震情報等の広報。
- ② 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定。
- ③ 自主防災組織に対する防災活動の要請。
- ④ 被害の状況及びその対応状況。
- ⑤ 交通規制の状況。
- ⑥ その他、状況に応じて住民等に広報周知すべき事項。

#### (2) 広報手段等

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、町防災行政無線・広報車等を通じて行う ものとする。

- ① 町民への携帯ラジオ放送(地震情報、気象情報・警報、交通機関運行状況等)
- ② 広報紙の発行。
- ③ サイレン、半鐘での警告。

## 8 被災建築物応急危険度判定

町は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、 人命にかかわる二次的災害を防止するものとする。

(1) 応急危険度判定用資機材の備蓄

町は平素より、判定活動に使用する「街区マップ」等の資機材を備蓄し、被災後、 迅速な判定活動が実施できるようにするものとする。

特に「街区マップ」は、町内の複数の施設または近隣市町村と交換し備蓄することにより、備蓄施設が被災しても「街区マップ」が喪失することのないようにするものとする。

(2) 初期情報収集体制の確立

町は、町内在住の建築士等と協定を結ぶことにより、災害発生の初期段階で、町内 建築物の被災概要を把握できる体制を構築するものとする。

(3) 町実施本部の設置等

町長は、町内に被災家屋が多数発生し、二次的災害が発生する恐れがあると判断した場合は、実施本部設置候補施設のいずれかに町実施本部を設置し、応急危険度判定活動の実施を宣言する。

## ◎ 町実施本部設置候補施設

	施設名
第1候補	第2保育所
第2候補	岩江センター
第3候補	北保育所

## (4) 県支援本部への支援要請

町長は、応急危険度判定活動の実施を宣言した場合は、次の事項について県支援本部(県土木部建築指導課)に支援要請を行う。

- ・派遣を要する判定士数
- ・派遣を要する応援職員数
- ・ 必要な判定資機材数

## (5) 判定活動要領

被災建築物応急危険度判定は、町が策定する「三春町判定実施本部活動マニュアル」によるものとする。

(6) 判定活動の期間

災害発生後7日以内とし、り災証明発行事務が開始される前に終了することとする。

## 9 仮設住宅及び応急修理

災害により、居住の場所を失った者に対する応急住宅の建設及び住家の半壊、半焼家 屋に対する応急修理を実施し、居住の安定を図るものとする。

なお、応急仮設住宅の建設については、災害救助法発動の際は県知事が行うのが原則 であるが、委任を受けた時は町長が行う。

## (1) 応急仮設住宅

① 建設用地

応急仮設住宅は、原則として公園及び町有地等の空地を利用して建設する。

② 収容対象者

災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次のいずれか に該当する者とする。

ア、住家が全壊・全焼した者であること。

イ、居住する住家がない者であること。

ウ、生活保護法の被保護者、若しくは要保護者、又は特定の資産を持たない失業者、 寡婦・母子・父子世帯、高齢者、病弱者、体の不自由な人、又はこれらに準ずる 経済的弱者であること。

#### ③ 管理及び処分

ア、応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的な居住の場所を与えるための仮設建 設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

イ、応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは解体撤去の処分を速やかに行う。

# (2) 応急修理

① 修理の対象住宅

災害により住家が半壊、又は半焼しその居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

② 応急修理箇所

災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等、日常生活に必要最小限の部分に ついて応急修理を実施する。

③ 修理対象者の範囲

応急修理の対象住家に居住している者で、自らの資力では修理することができない 生活保護法の被保護者、若しくは要保護者、又は特定の資産をもたない失業者、寡婦・母子世帯、高齢者、病弱者、体の不自由な人等、応急仮設住宅の収容者と同程 度の者とする。

## 10 被災者の健康管理・精神保健対策

被災者に対する巡回診療など必要な健康医療サービスやメンタルケアの実施など、被 災者の健康対策をとるものとする。

- (1) 災害時における医療公衆衛生体制
  - ① 災害時における保健指導の徹底。
  - ② 保健師のメンタルヘルスケア等の専門研修の実施。
  - ③ 難病患者、慢性疾患患者、妊産婦等に対する医薬品の確保並びに収容施設の確保。
- (2) 診療機会の確保、情報の提供
  - ① 避難所における健康相談、精神保健相談の実施。
  - ② 巡回健康診断 (精神保健相談含む) の実施。
  - ③ 災害時の精神科医療についての啓発普及。
  - ④ 都市型大災害時の通信手段の確保。

#### 11 ごみ・し尿等対策

- (1) 清掃計画(ごみ)
  - 収集計画

災害時のごみの収集にあたっては、被災地の状況を考慮し緊急を要する地城から実施する。

また、多量のごみが各家庭から持ちだされることから、収集計画を立て、委託及び 許可業者に応援を要請し次により収集を実施するものとする。

- ア、災害時、臨時のごみ集積場所を設置する。
- イ、建設グループに道路復旧を依頼して、通常の収集体制を確保する。
- ウ、被害集中地区においては、早期に地域環境の保全を図るため支援体制の確保に 努める。
- 工、交通状況によっては、運搬中継所を設置する。

才、状況により早朝、日曜日、祝祭日の収集を実施する。

#### ② 処理計画

収集するごみは、可燃・不燃に分別し、田村西部環境センターまたは清掃センター に運搬し処理することを原則とする。

田村西部環境センターまたは清掃センターが被災し不能になった場合は、必要に応 じ埋立処分場で処理するか、

近隣市町村に協力を要請するものとする。

なお、アスベスト・フロン類のような処理困難物については、以下のように処理を 行う。

アスベスト…国のアスベスト飛散防止マニュアルに準じて、アスベストの飛散防 止措置を講ずるよう解体業者に指導する。

フロン類 …エアコンや冷蔵庫に含まれるフロン類は、家電リサイクル法に基づき製造業者等に引き渡す等、適正に処理する。

#### ③ 残材の処分

大量に発生した残材については、焼却処理を原則とし焼却残さは埋立処分する。 ただし、被害の状況によっては次の措置を行うものとする。

- ア、処分手数料の減免
- イ、搬入受付時間の繰上げ延長
- ウ、土・日曜日、祝祭日の搬入受付の実施
- エ、仮置場の開設
- オ、処理相談所の開設
- カ、運搬業者の斡旋

### (2) 清掃計画(し尿)

#### ① し尿の収集

災害の状況に応じて、家庭便槽の漏水や破損等で緊急にし尿の収集を必要とすると きは、収集計画を立てし尿処理施設により、次のとおり実施するものとする。

- ア、被害集中地区を中心に収集車の台数を増加し作業を実施するものとする。
- イ、収集については、土日、祝祭日においても作業を実施するものとする。
- ウ、仮設トイレの汲取りは、原則的に1日1回行うものとする。
- エ、し尿収集車両等が不足すると思われるときは近隣市町村に応援要請を実施する ものとする。
- ② し尿汲取り料金の補助

汲取り料金については、被災者の経済的負担を軽減するため、料金の一部又は全部 を補助する。

#### ③ し尿の処理

収集したし尿は、原則としてし尿処理施設で処理する。

また、し尿処理施設の処理能力を超える部分については、適切な貯水槽を設置し薬品投入など環境衛生に影響を及ぼさないよう処理するか、近隣市町村に協力を要請す

るものとする。

④ 仮設トイレの借り上げ及び設置

災害が発生し、トイレが使用できない家庭が多数発生することが予想されるため、 町内業者からの借り上げ及び広域応援体制を図り対応する。

ア、仮設トイレは、公衆便所、公共施設からの距離、人口密度、被害状況等を考慮 して設置する。

イ、設置場所は、避難所等とする。

- (3) がれきの処理
  - ① がれきの処理

建物解体撤去 → 仮置場 → 処理

ア、自己処理の原則

イ、国庫補助を受けて町が解体撤去を行う場合の対象建物

個人所有の住宅及び中小企業者の事務所

※ただし、地震発生後、国において国庫補助の対象が決定され、対象建物に変更があった場合はそれによる。

ウ、公共施設の解体撤去

各担当課

エ、分別の徹底

※がれきの発生量については、資料編「三春町災害廃棄物処理計画」参照

② 仮置場候補地

公園(街区公園は除く)・グラウンド等のスポーツ施設・公共公益施設建設予定 地等の未利用地・既存廃棄物処分場・その他民有地

ア、震災発生 → がれき発生量推計 → 確保すべき面積の算定 → 関係課 協議で選定

※推計方法及び仮置き場面積の算定については、資料編「三春町災害廃棄物 処理計画」参照

イ、広域避難場所になっている場合は、その用途が終了次第検討

③ 処理

ア、可燃性がれき 木くず → 再資源化(民間)、その他の可燃 → 焼却(町 施設)

イ、不燃性がれき コンクリート塊 → 再資源化(民間)、金属くず → 再 資源化(民間)

ウ、その他の不燃 → 破砕・埋立て(町施設)

#### 12 要配慮者対策

町は、要配慮者である高齢者(とりわけ独居高齢者)及び在宅療養者、精神障がい者、 身体障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等について、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難所への誘導、収容施設の受入・相談・救護・救済の支援体制の確立、また、関 連施設の災害に対する安全性の向上を図るものとする。

#### (1)要配慮者への配慮

- ① 避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、身体障がい者等要配慮者に十分配慮すること。(特に避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、身体障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。)
- ② 地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助避難等の体制づくりを行い、 災害の対応を図る。
- ③ 必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施する。
- ④ 町及び指定行政機関・公共機関は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、 余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等 の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じてい る施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切 に提供するものとする。

なお、その際、高齢者、身体障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

⑤ 地域家庭における要配慮者の態様に合わせた防災対策の推奨 防災訓練の参加、住宅防火診断及び各種防災講習会を開催して、防火安全対策を推進 する。

#### 13 ボランティア対策

この計画は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため国・県等の動向を見極めながら必要なボランティアを育成、確保し、必要に応じ速やかに町民等からの要求等に適切に対応する.

- (1) ボランティア団体等への協力要請
  - ① 実施責任者

ボランティアを必要とする関係グループ長は、災害の状況により本部長の指示に基づきボランティアで資格を有するボランティア団体、一般、学生、自営業者、その他のボランティアに対して奉仕協力を要請する。

② 実施方法

ア、奉仕協力の要請方法

ボランティア団体等の就業計画を作成し、ボランティアに対して次の事項を通知し要請する。

- 作業内容
- 従事場所
- ・人員
- 集合場所

- ・その他必要事項
- イ、ボランティア団体等の活動内容はおおむね次のとおりとする。
  - ・避難場所における炊き出し作業
  - 救援物資支給作業
  - ・救援物資整理・輸送及び配分
  - ・その他奉仕作業

#### ウ、就業記録

ボランティア団体等の奉仕を受けた各グループは次の事項について記録し、企画情報グループに報告するものとし、企画情報グループは災害対策本部にこれを報告する。

- ・ボランティア団体等の名称、人員及び氏名
- 奉仕期間
- その他必要事項

## 14 通信・電気・ガス対策

大規模地震発生時において、㈱NTT 東日本一東北 郡山エリア支店、東北電力㈱郡山電力センター及び(一社)福島県LPガス協会郡山支部長は、町民の生活安全等を確保するため、できる限り通信の確保及び電気、LPガス供給を継続するよう次の措置を講ずるものとする。

#### (1) 通信

- ① あらかじめ指定された防災関係機関の非常緊急通信を優先して接続するため必要に応じ一般通話を制限する。
- ② 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用 伝言ダイヤル (171) を活用し、被災地に集中するトラヒックを分散する。
- ③ 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて、資機材、要員を準備する。

#### (2) 電気

- ① 原則として電気の供給は継続する。
- ② 地震発生後の安全確保や応急復旧に備え、電気の契約者のとるべき具体的措置の広報、電気供給設備の特別巡視、資機材の確保を行う。

# (3) LPガス

- ① ガス漏えいの発見に努め、引火爆発、中毒などの事故防止を図る。
- ② 修理要員を増員し待機させると共に、配管の漏えい箇所は早急な措置を施す。
- ③ 応急修理後も漏えいガスによる事故防止のための巡回を実施し、調査する。
- ④ 災害の規模に応じて他機関の応援を求めるほか、他機関からの要請のため出動できる態勢を整えておく。

## (4) 災害応急対策

通信

- ア、臨時回線の作成、迂回先の変更等、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災 害復旧用無線機等の運用により、臨時公衆電話の設置などを行う。
- イ、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは一 般利用の制限等の措置を講ずる。
- ウ、防災関係機関が措置する通信網との連携協力を行う。
- 工、応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- オ、通信の早期疎通は、通信途絶の解消及び重要通信の確保を優先する等の必要な 措置を講じ応急復旧工事を行う。

### ② 電気

- ア、電気供給設備に支障がない限り供給を継続するが、被害状況によっては、危険 防止のため送電を中止する。
- イ、電気の供給再開までに長時間を要する場合、原則として重要と思われる施設に ついて優先的に必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。ただし、被害状況や復 旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。
- ウ、応急復旧に必要な要員、資機材および車両の確保を行う。
- 工、電気供給設備の巡回点検を実施し、安全確保の応急措置を講ずる。
- オ、電力供給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要な場合は、他電力 会社へ電力の緊急融通を依頼しそれを行う。

#### ③ L P ガス

- ア、プロパンガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- イ、プロパンガスの安全点検を実施する。
- ウ、避難所等、臨時に必要な場所にプロパンガスを配備する。
- 工、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

#### 15 文教対策

地震災害時においては、幼稚園・保育所園児及び小中学校の児童生徒の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、 震災時における応急対策を講ずるものとする。

※第4章「災害応急対策計画」 第19節「文教対策」に準ずる。

#### 16 危険物施設等対策

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが想定される。その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を講じる。

- (1) 危険物施設応急対策
  - ① 出動体制

危険物取扱業者は、地震により危険物の漏洩又は火災等が発生し、又は恐れがある

場合には、あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業を中止、消防機関及び近隣事業所・住民への連絡等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動体制を整えるものとする。

## ② 人員の確保

危険物取扱事業者は、対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員基準を 定めて対応するものとする。なお、動員基準の策定にあっては、出動が迅速かつ円滑 に行われるよう、各要員の出動方法、動員に要する時間等を考慮して定めるものとす る。

## ③ 被害状況の把握(情報収集)

危険物取扱事業者は、地震の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を 迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置の必要性の有無を検討する。

ア、施設等の被害状況

イ、施設等の周辺の火災状況

ウ、一般被害状況に関する情報

- (a) 事業所周辺地域における人身災害発生情報
- (b) 対外対応状況(近隣市町村の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況)
- (c) その他災害に関する情報(電気、水道、交通、通信等)
- ④ 災害時における緊急措置

危険物取扱業者及び危険物取扱者は、消防署、警察署等の関係機関と連携を密に し、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア、危険物の漏洩や類焼等、取扱施設等が危険な状況になった場合は、直ちに取扱う危険物の性質に応じた応急の措置を行う。

イ、災害状況に応じ、付近住民、近隣事業所へ連絡して被害拡大に対する警戒喚 起する。

ウ、周辺の被害拡大のおそれが生じた場合には、速やかに付近住民に対し避難するよう警告し、避難誘導を行う。

⑤ 町、その他の防災関係機関の対応

ア、災害情報の収集及び報告

町長は、被災現場に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて 逐次中間報告を行う。

イ、社会混乱防止対策

町、報道機関は、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互 に協力して、広報車又は防災行政無線による広報活動を行う。

ウ、消防応急対策

消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。町は、必要に応じて近隣市町へ応援要請を行う。

### 工、避難

町長は、警察署と協力し避難のための付近住民退去の指示、勧告、避難所への収容を行う。

#### 才、交通応急対策

町、道路管理者、警察署その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送 の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期する。

#### (2) 火薬類施設応急対策

# ① 出動体制

製造業者、販売業者及び消費者(以下、この項目において「関係事業者」という。)は、地震発生による火災等により、製造所、火薬庫、火薬類取扱所、加工所及び庫外貯蔵所(以下、この項目において「施設等」という。)が危険な状況となった場合又は爆発等の災害が発生した場合は、二次災害防止のための製造設備の停止、存置火薬類の安全措置等緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、出動体制を整えるものとする。

### ② 人員の確保

緊急措置等の対策を実施する要員の確保については、あらかじめ社員等の動員基準を定め対応するものとする。

#### ③ 被害状況の把握

地震発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、 被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

### ア、施設等の被害状況

イ、施設等の周辺の火災状況

ウ、一般被害状況に関する情報(交通状況等)

#### ④ 災害時における緊急措置

関係事業者は、消防署、警察署等との連携を密にして、速やかに次の措置を講じる。 ア、製造、保管、貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速やか にこれを安全な場所に移したうえで、見張り人を配置し、関係者以外の者が近 づくことを禁止する。

- イ、通路が危険な状態にある等火薬類を移す余裕がない場合は、貯水槽に沈める 等安全な措置を講じる。
- ウ、火薬庫内の火薬類を移す余裕がない場合は、入口窓等を目塗土で完全に密閉 し、木部にあっては、適切な防火措置を講じる。
- エ、火薬類の爆発等のおそれがある場合は、付近の住民に避難するように警告し 避難誘導を行う。
- オ、吸湿、変質等により原性質若しくは原形を失った火薬類は、火薬取締法に基づく廃棄を行う。

### (3)毒劇物施設応急対策

### ① 出動体制

毒劇物取扱業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が地震による火災等により危険な状態となった場合は、毒物・劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害を防止するため、直ちに毒物・劇物の製造等の作業を中止し、緊急の措置が的確に実施できるように出動体制を整えるものとする。

# ② 人員の確保

毒物劇物取扱事業者の危険予防規定等で定める組織体制に基づき、緊急措置の対策を実施する要員を確保するものとする。

#### ③ 被災状況の把握

毒物劇物取扱業者は、災害発生を覚知した場合は、速やかに次に掲げる情報を把握し、被害状況により緊急措置等の必要性を検討する。

ア、製造、販売、貯蔵等の取扱施設の被害状況及び事業所内での人身災害発生状 況

#### イ、一般被害状況に関する情報

- (a) 事業所周辺区域における人身災害発生状況
- (b) 対外対応状況(近隣市町の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況)
- (c) その他災害に関する情報(電気、水道、交通、通信等)

#### ④ 災害時における緊急措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者や保安責任者等は、消防署、警察署、 保健福祉事務所等の関係機関との連絡を密にして、速やかに次の措置を講ずるも のとする。

### ア、毒物・劇物の漏れ発生の場合

- (a) 漏洩箇所を調査し、付近のバルブを閉止する等の措置を講じ、漏洩拡大防 止措置を講じるものとする。
- (b) 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移す、又は除害装置に引き込み、この 作業に必要な作業員のほかは退避させる。
- (c) 漏洩した毒物・劇物は、土砂等への吸着、希釈、中和等により、速やかに 処理する。
- (d) 毒物劇物漏洩箇所が不明、あるいは漏洩停止が困難であると判断される場合は、バルブ操作等により漏洩を最小限にするとともに、施設外への飛散、流出等を防止する措置を講じる。
- (e) 毒物・劇物の施設敷地外への飛散、流出等又は毒性ガスの発生の場合は、 周辺住民に広報し、周辺の道路交通を遮断する等の措置を講ずる。また、状 況により周辺住民の避難誘導を行う。

### イ、火災発生の場合

- (a) 直ちに消火設備等を稼動させ、初期消火を行う。
- (b) 直ちに自衛消防隊を編成し、活動に入る。
- (c) 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業 員のほかは退避させる。なお、毒物・劇物の移動が困難な場合は、作業員全 員を退避させる。
- (d) 毒物劇物貯蔵設備への延焼を防止するため、周囲に散水する等冷却する措置を講じる。なお、毒物・劇物への直接の散水については、金属ナトリウムや濃硫酸のように激しく発熱し爆発のおそれがあるもの、また、シアン化ナトリウムのように酸又は湿気により毒性ガスを発生させるおそれがあるもの等、危険な状態を引き起こす場合があるものについては、毒物・劇物の性質を考慮した適切な方法により消火活動を行う。
- (e) 構内の毒物劇物運搬車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。
- (f) 毒物劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺住民に危険状態であることを周知し、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

### ⑤その他必要な措置

毒物劇物取扱業者の毒物劇物取扱責任者や保安責任者等は、災害上について関係機関に報告するとともに、被災を免れた貯蔵設備の応急点検を講じるものとする。

# 第7章 原子力災害対策計画

# 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)に基づき、廃止措置が進められる原子炉施設、事業所外運搬により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害が発生した場合、町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

なお、計画については国の防災基本計画原子力災害対策編及び福島県地域防災計画(原子力災害対策編)、原子力規制委員会が規定する「原子力災害対策指針」に基づき作成したものであり、毎年検討を加え、必要があると認める場合はこれを変更するものとする。

# 第2節 被害の想定

地震や津波等の災害により原子力発電所施設に被害が生じた場合、また、災害以外における原子力発電所内での事故が起きた場合に、放射性物質又は放射線が外部へ放出されることが想定されるので、住民等への情報提供、他市町村からの避難者の受入れ体制を確保する。

放出された放射性物質により、体外にある放射線源から放射線を受ける外部被ばくや、 放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を 受ける内部被ばくが起こりうる。

また、放射性物質が町内に放出されると、飲料水や農作物に影響を及ぼすことが想定される。

# 第3節 原子力災害事前対策

# 1 情報の収集・連絡体制等の整備

(1) 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

① 町と関係機関相互の連絡体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、情報の収集・連絡に係る要領を作成するものとする。

② 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

③ 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話などの移動通信系の整備を図るものとする。

- (2) 情報の分析整理
  - ① 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

② 防災対策上必要とされる資料

町は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設に適切に備えつけるものとする。

ア 原子力施設(事業所)に関する資料

- (a) 原子力事業者防災業務計画
- (b) 原子力事業所の施設の配置図
- イ 社会環境に関する資料
  - (a) 縮尺の周辺地図
  - (b) 人口、世帯数
  - (c) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料
  - (d) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじ め定める避難計画

- (e) 周辺の配慮すべき施設(幼稚園や保育所、学校、病院、福祉施設等)に関する資料
- (f) 原子力災害医療施設に関する資料
- (g) 周辺地域の飲料水、食糧及び機器保守サービスの調達方法
- ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
  - (a) 周辺地域の気象資料(風向、風速など)
  - (b) 平常時環境放射線モニタリング資料
  - (c) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
  - (d) 農林水産物の生産及び出荷状況
- エ 防護資機材等に関する資料
  - (a) 防護資機材の備蓄・配備状況
  - (b) 避難用車両の緊急時における運用体制
  - (c) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

### 2 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急 体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとす る。

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制の整備

町は、緊急事態が発生した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

(2) 災害対策本部体制等の整備

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、町長を本部長とする 災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権 限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方 法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策 本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(4) モニタリング体制等

町は、県の実施する緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」 という。)への要員の派遣等の協力を行うための体制を整備するものとする。

(5) 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備を行うものとする。

### 3 避難収容活動体制の整備

#### (1) 避難計画の作成

町は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画 を作成するものとする。

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を必要としない区域とする。なお、市町村を越えた広域の避難計画が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町村間の調整を図るものとする。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

### (2) 避難所等の整備

町は、防災センター、コミュニティセンター等公共施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するものとする。

また、町は避難場所の指定にあたっては、風向き等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

# (3) 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

町は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時要援護者等及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意する。

(4) 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

(5) 避難場所・避難方法等の周知

町は、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法、屋内退避の方法等について、 日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

### 4 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

(2) 原子力災害医療活動体制等の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

### (3) 消火活動用資機材等の整備

町は、平常時から県、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

### (4) 物資の調達、供給活動

町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食糧その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

### 5 住民等への的確な情報伝達体制の整備

### (1) 有効な情報伝達の方法

町は、国及び県と連携し、住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

### (2) 情報伝達手段の整備

町は、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、町防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

### (3) 住民相談窓口の設置

町は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等 についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

#### (4) 要配慮者等への情報伝達体制の整備

町は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

### 6 行政機関の業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

### 7 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

(1) 原子力防災に関する広報活動

町は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に、町、国及び検討が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- ⑦ 要配慮者等への支援に関すること
- ⑧ 緊急時のとるべき行動
- ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること
- (2) 教育機関における防災教育

町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(3) 国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教育は、我が国のみならず諸 外国の防災対策の強化にも資することから、町は国及び県と連携し、災害から得られ た知見や教訓を国際会議の場等を通じて広く情報発信・共有するよう努めるものとす る。

# 8 防災訓練等の実施

町は、国、県及び原子力事業者等関係機関の支援のもと、

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- (6) 緊急被ばく医療訓練
- (7) 住民に対する情報伝達訓練
- (8) 周辺住民避難訓練

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画を作成し、総合的な防災訓練を実施するものとする。

# 第4節 初動体制

# 1 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

### 【指揮者】 町 長

	配備時期	配 備 内 容
災害対策本部	1、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。 2、その他必要により町長が必要と認めたとき。	1、原子力災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合において、役場組織及び機能のすべてをあげて、応急対策に当たる体制とする。

# (2) 災害対策本部の所掌事務

自然災害時の事務に加え、以下の事務を所掌とする。

- ① 原子力災害対策の総括に関すること。
- ②組織、派遣要員に関すること。
- ③ 原子力災害情報の収集に関すること。
- ④ 応急対策の決定、実施に関すること。
- ⑤ 応急対策の実施状況に関する情報の収集に関すること。
- ⑥ 町有施設に対する連絡に関すること。
- ⑦ 屋内退避、避難に関すること。
- ⑧ 放射性物質による汚染状況調査及びモニタリングに関すること。
- ⑨ スクリーニングに関すること。
- ⑩ 原子力事業者との連絡調整に関すること。
- ⑪ 飲食物の摂取制限に関すること。
- ⑩ 水道の給水制限に関すること。
- ③ 農作物の採取制限、農耕制限に関すること。
- ⑭ 農畜産物の出荷制限に関すること。
- ⑤ 道路施設の確保に関すること。
- 16 教育施設との連絡に関すること。
- ⑪ 他市町村、防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑧ その他本部長が指示する事項に関すること。
- (3) 災害対策本部組織

災害対策本部の組織については、第4章災害応急対策計画第2節災害対策本部組織 計画の「6災害対策本部の組織・編成」と同様とする。

### 2 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

(1) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

(2) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了したまたは対策の必要がなくなったと認められたとき

# 3 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催に努めるものとする。現地災害対策本部及び地区災害対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

# 第5節 原子力災害応急対策

# 1 屋内退避、避難収容等の防護活動

町は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

### (1) 屋内退避、避難指示

町は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示に従い、 又は独自の判断により、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退き指示の連 絡等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には 県と連携し国に要請するものとする。

# (2) 避難に係る気象予測等の情報提供

町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難所の所在、災害の概要、 緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資 する情報の提供に努めるものとする。

# (3) 市町村を越えた避難

市町村の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、県が受け入れ先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受け入れ先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

#### 2 避難対策

#### (1) 屋内退避及び避難の決定

町は、原子力緊急事態宣言が発出された場合、又は必要と認める場合において、内閣総理大臣からの屋内退避及び避難等を要する区域(以下「防護対策区域」という。)についての指示に従い、又は独自の判断により、防護対策地区における屋内退避及び避難等の実施を決定し、町民に対し屋内退避又は避難のための立ち退き指示を行うものとする。

#### (2) 避難所の設置

避難場所について、原則的には自然災害時と同様の避難場所とし、必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。また、緊急時に必要に応じ、スクリーニング等の設置場所を開設し対応するものとする。

# (3) 屋内退避の方法

屋内退避は原則として町民が自宅にとどまるものである。町は、屋内退避地区内の町民に屋外に出ないよう指示するものとする。

また、屋外にいる町民に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等 に退避するよう指示するものとする。 この指示については、防災行政無線等あらゆる伝達手段を使って周知するものとする。

# (4) 他の市町村への避難

#### ① 避難先

町は、姉妹都市や災害応援協定を締結した他県の市町村との調整を行い、避難受入可能市町村を選定する。このため、避難が必要となった場合のために、災害の状況に応じて避難ができるよう、日頃から災害応援協定の締結促進に努め、あらかじめ避難先について具体的に決定しておくものとする。

### ◎避難候補地(他市町村)

災害の態様	避難先市町村	市町村との関係
東北地方被災(太平洋側)	会津若松市、西会津町、 磐梯町、猪苗代町、会津 坂下町、会津美里町、喜 多方市	災害時における相互応 援に関する要綱 (磐越道沿線部市交流 会議)
東北地方被災(日本海側)	いわき市	災害時における相互応 援に関する要綱 (磐越道沿線部市交流 会議)
東海地方被災	岩手県一関市	姉妹都市 災害時応援協定

### ② 県への要請

町は、災害の態様により他市町村への避難が必要であると認めるときは、県に対 し他の市町村への受入れについて要請するものとする。

#### ③ 要請を受けた市町村の措置

県から要請を受けた市町村は、当該市町村地域防災計画に定める避難所の中から、 県が指定する施設を避難所として提供し、避難者の救援活動を実施するものとされ ている。

#### ④ 町の措置

町は、県から他市町村への避難の指示を受けたときは、その旨を速やかに町民に 指示し、避難者の輸送に努めるとともに、他市町村の避難所に職員を派遣し、受け 入れ市町村との連絡及び避難者の指導に当たらせるものとする。

#### ⑤ 避難者の輸送

町は、避難を要する町民を指定する集合場所へ集合させ、乳幼児、妊婦等の優先順位の高いものから順に輸送するものとする。

### (5) 避難の長期化

町は、災害の規模等により避難が長期化すると予想される場合、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所

の早期解消に努めるものとする。

応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとし、建設に必要な資機材の調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に要請するものとする。

### 3 安定ヨウ素剤の服用

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により、安定ョウ素剤の服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ョウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用するべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

# 4 要配慮者等への配慮

町は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

### 5 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、保護者への引渡しが原則ではあるが、学校単位で避難しなければならない時は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引渡した場合は、町に対し速やかにその旨を報告するものとする。

### 6 不特定多数の者が利用する施設等における避難措置

観光地等、不特定多数の者が利用する施設等において、原子力災害が発生し避難の指示があった場合は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、避難させるものとする。

### 7 飲食物、生活必需品等の供給

町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、季節を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

### 8 治安の確保及び火災の予防

町は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について、万全を期するものとする。特に、避難のための立ち退き指示を行った地域及びその周辺において、パ

トロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に 努めるとともに、国及び県と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予 防に努めるものとする。

# 9 飲食物の出荷制限、摂取制限等

町は、町民に対する屋内退避又は避難のための立ち退き指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該屋内退避等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

また、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。

# 10 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、町民の安全・安心を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、町民から問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

# 第6節 原子力災害中長期対策

本節は、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示されたものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、 本節に示した対策に準じて対応するものとする。

### 1 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質により汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。

### 2 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による測定結果等について、国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。

### 3 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

(1) 損害調査の実施

町は、将来の医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因 して町民が受けた損害を調査するものとする。

- ① 屋内退避、避難の措置
- ② 飲食物の摂取制限及び農畜産物に対する出荷制限措置
- ③ 農耕制限措置
- ④ その他町長が示した事項
- (2) 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

#### 4 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林業、地場産業の商品等の適切な流通が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

### 5 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国 及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整 備し実施するものとする。